

平成30年第1回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成30年3月 5日 開会

平成30年3月16日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成30年東吾妻町議会第1回定例会会議録目次

第 1 号 (3月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○表彰状伝達	5
○町長挨拶	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	8
○議員派遣の件について	8
○日程の追加	9
○議長の辞職について	11
○日程の追加	11
○選挙第1号 議長選挙	12
○日程の追加	15
○議席の変更の件	16
○日程の追加	16
○行財政改革推進特別委員会委員の辞任について	17
○日程の追加	18
○地方創生調査特別委員会委員の辞任について	18
○新議長挨拶	19
○諮問第1号の上程、説明、採決	19

○議案第 14 号の上程、説明、議案調査	20
○議案第 15 号の上程、説明、議案調査	22
○議案第 16 号の上程、説明、議案調査	23
○議案第 17 号の上程、説明、議案調査	24
○議案第 18 号の上程、説明、議案調査	25
○議案第 19 号の上程、説明、議案調査	27
○議案第 20 号の上程、説明、議案調査	29
○議案第 21 号の上程、説明、議案調査	31
○議案第 22 号の上程、説明、議案調査	32
○議案第 23 号の上程、説明、議案調査	33
○議案第 24 号の上程、説明、議案調査	34
○議案第 25 号の上程、説明、議案調査	35
○議案第 26 号の上程、説明、議案調査	37
○日程の追加	38
○一場明夫議員の議員辞職の件	38
○議案第 1 号の上程、説明、議案調査	40
○延会について	69
○延会の宣告	69

第 2 号 (3月6日)

○議事日程	71
○本日の会議に付した事件	71
○出席議員	72
○欠席議員	72
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	72
○職務のため出席した者	72
○開議の宣告	73
○議事日程の報告	73
○議案第 1 号の説明、議案調査	73
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託	80

○議案第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託	85
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託	87
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託	91
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託	94
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託	99
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託	101
○議案第 9 号の上程、説明、議案調査	104
○議案第 33 号の上程、説明、議案調査	119
○議案第 10 号の上程、説明、議案調査	120
○議案第 11 号の上程、説明、議案調査	122
○議案第 12 号の上程、説明、議案調査	124
○議案第 13 号の上程、説明、議案調査	126
○議案第 27 号の上程、説明、議案調査	127
○議案第 28 号の上程、説明、議案調査	128
○議案第 29 号の上程、説明、議案調査	132
○議案第 30 号の上程、説明、議案調査	134
○議案第 31 号及び議案第 32 号の一括上程、説明、議案調査	135
○請願書の処理について	137
○散会の宣告	138

第 3 号 （3月15日）

○議事日程	139
○本日の会議に付した事件	140
○出席議員	140
○欠席議員	141
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	141
○職務のため出席した者	141
○開議の宣告	142
○議事日程の報告	142
○選挙第 2 号	142

○選挙第 3 号	143
○地方創生調査特別委員会副委員長の互選結果の報告	144
○議案第 14 号の質疑、自由討議、討論、採決	144
○議案第 15 号の質疑、自由討議、討論、採決	145
○議案第 16 号の質疑、自由討議、討論、採決	146
○議案第 17 号の質疑、自由討議、討論、採決	146
○議案第 18 号の質疑、自由討議、討論、採決	147
○議案第 19 号の質疑、自由討議、討論、採決	148
○議案第 20 号の質疑、自由討議、討論、採決	148
○議案第 21 号の質疑、自由討議、討論、採決	149
○議案第 22 号の質疑、自由討議、討論、採決	150
○議案第 23 号の質疑、自由討議、討論、採決	150
○議案第 24 号の質疑、自由討議、討論、採決	151
○議案第 25 号の質疑、自由討議、討論、採決	152
○議案第 26 号の質疑、自由討議、討論、採決	153
○議案第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決	153
○議案第 2 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	158
○議案第 3 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	160
○議案第 4 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	161
○議案第 5 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	163
○議案第 6 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	164
○議案第 7 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	165
○議案第 8 号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	166
○議案第 9 号の質疑、自由討議、討論、採決	168
○議案第 33 号の質疑、自由討議、討論、採決	169
○議案第 10 号の質疑、自由討議、討論、採決	169
○議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決	170
○議案第 12 号の質疑、自由討議、討論、採決	171
○議案第 13 号の質疑、自由討議、討論、採決	172
○議案第 27 号の質疑、自由討議、討論、採決	172

○議案第 28 号の質疑、自由討議、討論、採決	176
○議案第 29 号の質疑、自由討議、討論、採決	180
○議案第 30 号の質疑、自由討議、討論、採決	180
○議案第 31 号及び議案第 32 号の質疑、自由討議、討論、採決	181
○請願書の委員会審査報告	182
○委員会報告について	184
○閉会中の継続審査（調査）事件について	187
○町政一般質問	188
茂 木 恒 二 君	188
須 崎 幸 一 君	194
根 津 光 儀 君	200
青 柳 はるみ 君	210
○延会について	218
○延会の宣告	218

第 4 号 （3月16日）

○議事日程	219
○本日の会議に付した事件	219
○出席議員	219
○欠席議員	219
○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	219
○職務のため出席した者	220
○開議の宣告	221
○議事日程の報告	221
○町政一般質問	221
金 澤 敏 君	221
重 野 能 之 君	228
里 見 武 男 君	234
○町長挨拶	242
○議長挨拶	243

○閉会の宣告.....	243
○署名議員.....	245

平成30年 3 月 5 日（月曜日）

（第 1 号）

平成30年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程（第1号）

平成30年3月5日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 議案第14号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第15号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第16号 東吾妻町工場立地法に基づく地域準則条例について
- 第 9 議案第17号 東吾妻町中小企業・小規模企業振興基本条例について
- 第10 議案第18号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第19号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第20号 東吾妻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
- 第13 議案第21号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第22号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第23号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第24号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第25号 東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第26号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第 1 号 平成30年度東吾妻町一般会計予算

- 第 2 0 議案第 2 号 平成 3 0 年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第 2 1 議案第 3 号 平成 3 0 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 2 議案第 4 号 平成 3 0 年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第 2 3 議案第 5 号 平成 3 0 年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第 2 4 議案第 6 号 平成 3 0 年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第 2 5 議案第 7 号 平成 3 0 年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第 2 6 議案第 8 号 平成 3 0 年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第 2 7 議案第 9 号 平成 2 9 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 2 8 議案第 1 0 号 平成 2 9 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 9 議案第 1 1 号 平成 2 9 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 0 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 1 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 2 議案第 2 7 号 第 2 次東吾妻町職員定員適正化計画について
- 第 3 3 議案第 2 8 号 東吾妻町第 2 次総合計画について
- 第 3 4 議案第 2 9 号 あがつまふれあい公園の指定管理者の指定について
- 第 3 5 議案第 3 0 号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 第 3 6 議案第 3 1 号 町道路線の廃止について
- 第 3 7 議案第 3 2 号 町道路線の認定について
- 第 3 8 請願書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第 3 8 まで議事日程に同じ

追加日程 第 1 議長の辞職について

追加日程 第 2 選挙第 1 号 議長選挙

追加日程 第 3 議席の変更の件

追加日程 第 4 行財政改革推進特別委員会委員の辞任について

追加日程 第 5 地方創生調査特別委員会委員の辞任について

追加日程 第 6 一場明夫議員の議員辞職の件

出席議員（14名）

1 番	一 場 明 夫 君	2 番	里 見 武 男 君
3 番	小 林 光 一 君	4 番	重 野 能 之 君
5 番	竹 渕 博 行 君	6 番	佐 藤 聡 一 君
7 番	根 津 光 儀 君	8 番	樹 下 啓 示 君
9 番	山 田 信 行 君	1 0 番	茂 木 恒 二 君
1 1 番	金 澤 敏 君	1 2 番	青 柳 はるみ 君
1 3 番	須 崎 幸 一 君	1 4 番	浦 野 政 衛 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
総 務 課 長	茂 木 聡 君	企 画 課 長	水 出 智 明 君
地域政策課長	浅 見 梅 雄 君	保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君
町 民 課 長	三 枝 仁 君	税 務 課 長	黒 岩 康 茂 君
農 林 課 長	丸 山 和 政 君	建 設 課 長	桑 原 正 明 君
上下水道課長	高 橋 修 君	会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	松 井 秀 之 君
教 育 課 長	田 中 康 夫 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	堀 込 恒 弘	議会事務局 補 佐	水 出 淳
議会事務局 補 佐	高 橋 智恵子		

◎議長挨拶

○議長（一場明夫君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

朝晩はまだまだ寒い日が続いておりますが、3月に入り、町のあちらこちらで春の訪れを感じられる季節となりました。

世界中のアスリートが躍動する姿に心躍らせた平昌オリンピックが、先日閉幕いたしました。日本選手団にあつては、男子フィギュアスケートの羽生結弦選手、スピードスケート女子500メートルの小平奈緒選手、スピードスケート女子団体パシュートチーム、スピードスケート女子マススタートの高木菜那選手が金メダルに輝くなど、冬季オリンピックでは史上最多となる13個のメダルを獲得するというすばらしい成績を収め、国民に感動を与えてくれました。

さて、大正8年4月に吾妻郡立実科高等女学校として創立され、今年度末をもって99年の歴史に幕を閉じる吾妻高等学校において、最後の卒業式が今月1日に行われました。町内唯一の高校として1万5,000人を超える卒業生を世に送り出し、勉強や部活動で輝かしい実績を誇るとともに、ボランティア活動や地域の活性化活動にも積極的に取り組んでいた吾妻高校がなくなってしまうことは本当に残念であり、愛惜の情を禁じ得ません。

残念ではありますが、在校生の皆さんが、4月からは吾妻中央高校の生徒として一層活躍されることをご祈念申し上げたいと思います。

なお、本日午後4時から吾妻高校音楽部の皆さんがこの議場で合唱を披露してくださることになっております。吾妻高校の皆さんを議場にお招きする機会は、これが最後となりますので、部員の皆さんの心にも楽しい思い出として残るよう、ご協力をお願いいたします。

さて、本日、ここに平成30年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には年度末の極めてご多用の折、ご参集をいただき、開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本定例会には、人事案件を初め、平成30年度予算案、各種条例の制定・改正、平成29年度補正予算など、多くの重要案件が提案されます。どうか、議員各位におかれましては、格別なるご精励をもって審議に臨まれることをお願いしたいと思います。

長い会期が予定されております。町長初め執行部各位におかれましても、特段のご協力を

お願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎表彰状伝達

○議長（一場明夫君） 2月21日に開催されました群馬県町村議会議長会定期総会の席上、多年にわたり地方自治の発展に功労があった方々への表彰が行われました。当議会においても、金澤敏議員が町村議会議員として10年以上在職され、その功労を認められ表彰を受けられました。

表彰状をお預かりしてまいりましたので、伝達を行いたいと思います。

金澤敏議員、演壇の前にお進みください。

（11番 金澤 敏君 登壇）

○議長（一場明夫君） 表彰状、東吾妻町議会、金澤敏殿。

あなたは多年議会議員として、地方自治の本旨を体し、よく住民福祉の増進に寄与された功績はまことに多大であります。よって、ここに表彰いたします。

平成30年2月21日、群馬県町村議会議長会会長、仲澤太郎。代読です。

おめでとうございます。

（表彰状授与）（拍手）

○議長（一場明夫君） なお、私も町村議会議長に4年以上在職したものとして表彰状をいただいてまいりましたので、あわせてここでご報告させていただきます。

以上で、表彰状の伝達を終わります。

◎町長挨拶

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成30年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

例年になく寒かった冬も過ぎ、弥生3月を迎え、ようやく春の息吹を感じるようになってまいりました。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、国においては、2018年度予算が6年連続で過去最大を更新し、総額約97兆7,000億円で衆議院を通過をし、年度内には成立が確実となりました。国は、経済財政再生計画の集中改革期間の最終年度予算として、経済再生と財政健全化を両立をする予算を計上しております。また、政府が本国会の最重要法案と位置づける働き方改革関連法案の行方は、現在不透明になっております。

町といたしましては、新庁舎建設事業の本体工事の工事が進んでおり、総合計画の基本理念を着実に推進することを踏まえ、平成30年度一般会計当初予算を編成してまいりました。総額では82億2,800万円の予算規模となり、対前年度比では10.3%の減、金額にしては9億4,400万円の減額となりました。

本定例会では、人権擁護委員の推薦について、人事案件1件、条例関係といたしまして東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例についてなど13件、予算関係では平成30年度一般会計予算など13件、その他6件、合わせて33件を予定させていただきました。慎重かつ熱心な審議をいただきまして、全てを原案どおりご議決を賜りますようお願いをいたしまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成30年第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時09分)

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、5番、竹淵博行議員、6番、佐藤聡一議員、7番、根津光儀議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月16日までの12日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は12日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は3月6日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、議員各位には、従前より理論的・具体的な通告書作成にご協力をいただいております。今後も、より一層皆さんにご協力をいただき、単なる事務的な見解をただすにすぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、議案調査の段階でただせるものや質問者の要望を述べるものなど、一般質問の内容として適当でないものを避け、建設的な政策議論に臨んでいただきたいと思います。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範

困外であったり、適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり、受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（一場明夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思います。

なお、2月21日開催の群馬県町村議会議長会定期総会における宣言並びに決議、平成29年12月14日に東吾妻町スポーツ協会長から提出された要望書、12月22日に群馬農村女性会議会長ほかから提出された要請書もあわせて添付してありますので、参考にしてください。

また、執行部より議会報告会で出された質疑や意見に対する見解等が回答されましたので、その回答書も配付してあることを申し添えます。

◎議員派遣の件について

○議長（一場明夫君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

去る2月15日に開催されました群馬県吾妻振興局主催の平成29年度吾妻振興局県政説明会について、8番、樹下啓示議員より報告願います。

8番、樹下議員。

（8番 樹下啓示君 登壇）

○8番（樹下啓示君） それでは、ご指名をいただきましたので、吾妻振興局の県政説明会についてご報告を申し上げたいと思います。

去る2月15日午後2時より、当町のコンベンションホールにおきまして行われました平成29年度吾妻振興局県政説明会についてご報告申し上げます。

ぐんまの未来創生予算Ⅱと銘打ちまして、人づくり、暮らしづくり、基盤づくりを基本目標に掲げ、平成29年度より1.2%増の平成30年群馬県当初予算総額7,329億8,000万円とする報告がありました。

吾妻行政県税事務所、吾妻保健福祉事務所、吾妻環境森林事務所、吾妻農業事務所、中之条土木事務所、上信自動車道建設事務所、ハッ場ダム水源地域対策事務所、吾妻教育事務所等々の各所長さんより、重点施策といたしまして、まず第1に、群馬コンベンションセンターの整備推進。

2つ目として、ハッ場ダムの建設に伴う生活再建の推進。平成31年完成に向けてであります。

3つ目として、地域を支え、経済、社会活動を支える人づくりの一環としてということで、当地区に関係あります吾妻高校跡地へ特別支援学校高等部を新設するというであります。

4つ目として、誰もが安全で安心できる暮らしづくりということでありまして、国民健康保険特別会計を設置していくということで報告をいただきました。

5つ目として、産業活力の向上と社会基盤づくりということで、当方に一番関係ございます道路ネットワークの整備、構築ということで、上信自動車道の建設についてはスピード感を持って推進していくという報告がありました。なお、これに伴いまして、平成29年度の補正予算として、吾妻西バイパスへ4億6,000万円の補正予算が計上されております。

それぞれわかりやすい説明をいただきました。今後は、有効的に予算を活用していただけることを期待をいたしまして、報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 樹下啓示議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

◎日程の追加

○議長（一場明夫君） ここで、執行部各位に申し上げます。

これからしばらくの間は、議会内部の構成に関する審議となる予定です。

説明員として出席していただいております執行部の皆さんは、事務室にお戻りいただき、

事務についていただいて結構です。

また、議会内部の構成に関する審議が終了いたしましたら連絡をいたしますので、自席に着席いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

(執行部退場)

○議長（一場明夫君）　ここで、暫時休憩といたします。

(午前 10 時 19 分)

○議長（一場明夫君）　再開いたします。

(午前 10 時 25 分)

○議長（一場明夫君）　ただいまの休憩中に、議長の職についての辞職願を副議長に提出いたしましたので、その取り扱いについては副議長にお任せをして、本席を退かせていただきます。よろしくお願いいたします。

(議長と副議長が交代)

(副議長が議長席に着席)

○副議長（根津光儀君）　それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議事を進めさせていただきます。

議長、一場明夫議員から議長の辞職願が提出されました。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（根津光儀君）　異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局に追加議事日程を配付させます。

(追加議事日程配付)

◎議長の辞職について

○副議長（根津光儀君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、一場明夫議員の退場を求めます。

（1番 一場明夫君 退場）

○副議長（根津光儀君） 辞職願の朗読をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（堀込恒弘君） 失礼いたします。それでは朗読させていただきます。

平成30年3月5日、東吾妻町議会副議長様、東吾妻町議会議長一場明夫。辞職願、このたび、一身上の都合により議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（根津光儀君） ただいま朗読のとおりです。

お諮りいたします。一場明夫議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根津光儀君） 異議なしと認めます。

したがって、一場明夫議員の議長辞職を許可することに決定しました。

一場明夫議員の入場を許可いたします。

（1番 一場明夫君 入場）

○副議長（根津光儀君） 一場明夫議員に申し上げます。

議長辞職願は、ただいまの会議で許可されましたのでお知らせいたします。

◎日程の追加

○副議長（根津光儀君） ただいま、議長が欠けました。

お諮りいたします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(根津光儀君) 異議なしと認めます。

したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

事務局に書類を配付させます。

(選挙第1号配付)

◎選挙第1号 議長選挙

○副議長(根津光儀君) 追加日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長(根津光儀君) ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第32条第2項の規定により、11番、金澤敏議員、12番、青柳はるみ議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○副議長(根津光儀君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○副議長(根津光儀君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長(根津光儀君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長(堀込恒弘君) それでは呼び上げさせていただきます。

1 番、一場明夫議員。

(1 番 一場明夫君 投票)

2 番、里見武男議員。

(2 番 里見武男君 投票)

3 番、小林光一議員。

(3 番 小林光一君 投票)

4 番、重野能之議員。

(4 番 重野能之君 投票)

5 番、竹淵博行議員。

(5 番 竹淵博行君 投票)

6 番、佐藤聡一議員。

(6 番 佐藤聡一君 投票)

7 番、根津光儀議員。

(7 番 根津光儀君 投票)

8 番、樹下啓示議員。

(8 番 樹下啓示君 投票)

9 番、山田信行議員。

(9 番 山田信行君 投票)

10 番、茂木恒二議員。

(10 番 茂木恒二君 投票)

11 番、金澤 敏議員。

(11 番 金澤 敏君 投票)

12 番、青柳はるみ議員。

(12 番 青柳はるみ君 投票)

13 番、須崎幸一議員。

(13 番 須崎幸一君 投票)

14 番、浦野政衛議員。

(14 番 浦野政衛君 投票)

○副議長（根津光儀君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（根津光儀君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

金澤敏議員、青柳はるみ議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

（立会人立ち会い、開票）

○副議長（根津光儀君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

浦野政衛議員 8票

須崎幸一議員 6票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、浦野政衛議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（根津光儀君） ただいま議長に当選されました浦野政衛議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

浦野政衛議員、当選承諾のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

（新議長 浦野政衛君 登壇）

○議長（浦野政衛君） ただいま議長選が行われました結果、8票というような過半数のご支持をいただいたわけでありますが、議長という職の重みを改めて重く受けとめております。

さて、前一場議長が残されたところ、就任期間、あと1年と2カ月余りというふうなことで、このたび議長職をやめるというふうなことで、非常に残念なことと思っております。

やはり、こういった問題もいろいろありまして大変かとは思いますが、執行部皆さん並びに議会同僚議員の皆さんのお力をおかりしながら、前一場議長が残された残任期間、1年2カ月余りでありますが、一生懸命務めてまいりたいと考えております。並びに、執行部の皆さん、おりませんけれども、執行部の皆さんのお力をおかりしながら、また同僚議員の皆さんのお力をおかりしながら、一生懸命務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろ

しくお願いをいたします。

言葉は整いませんけれども、議長就任に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（根津光儀君） それでは、議長の選挙が無事終了いたしましたので、私の任をこれで解かせていただきます。

浦野議員、議長席にお着きを願います。

（副議長と新議長が交代）

（新議長が議長席に着席）

○議長（浦野政衛君） この後の議事進行について確認をいたしますので、ここで暫時休憩といたします。

（午前 10 時 48 分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

（午前 11 時 05 分）

◎日程の追加

○議長（浦野政衛君） お諮りいたします。この際、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

事務局に追加議事日程を配付させます。

（追加議事日程配付）

◎議席の変更の件

○議長（浦野政衛君） 追加日程第3、議席の変更の件を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指名いたします。1番、浦野政衛議員、14番、一場明夫議員。

以上のとおり、議席を変更いたします。当該議員は議席の移動をお願いいたします。

（一場明夫君 議席移動）

○議長（浦野政衛君） ここで、暫時休憩いたします。

（午前11時07分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

（午前11時08分）

◎日程の追加

○議長（浦野政衛君） ただいまの休憩中に、行財政改革推進特別委員会委員、地方創生調査特別委員会委員を一身上の都合で辞任いたしたく、副議長に辞任願を提出いたしましたので、その取り扱いについては副議長にお任せをして、本席を退かせていただきます。

（議長と副議長が交代）

（副議長が議長席に着席）

○副議長（根津光儀君） それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議事を進めさせていただきます。

お諮りいたします。行財政改革推進特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根津光儀君） 異議なしと認めます。

したがって、行財政改革推進特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第

4とし、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局に追加議事日程を配付させます。

(追加議事日程配付)

○副議長（根津光儀君） 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 12 分)

○副議長（根津光儀君） 再開いたします。

(午前 11 時 16 分)

◎行財政改革推進特別委員会委員の辞任について

○副議長（根津光儀君） 追加日程第4、行財政改革推進特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、浦野政衛議員の退場を求めます。

(1番 浦野政衛君 退場)

○副議長（根津光儀君） お諮りいたします。浦野政衛議員の申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（根津光儀君） 異議なしと認めます。

したがって、浦野政衛議員の行財政改革推進特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

浦野政衛議員の入場を許可します。

(1番 浦野政衛君 入場)

○副議長（根津光儀君） 浦野政衛議員に申し上げます。

行財政改革推進特別委員会委員の辞任願は、ただいまの会議で許可されましたのでお知らせいたします。

◎日程の追加

○副議長（根津光儀君） お諮りいたします。地方創生調査特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根津光儀君） 異議なしと認めます。

したがって、地方創生調査特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに議題とすることに決定しました。

◎地方創生調査特別委員会委員の辞任について

○副議長（根津光儀君） 追加日程第5、地方創生調査特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、浦野政衛議員の退場を求めます。

（1番 浦野政衛君 退場）

○副議長（根津光儀君） お諮りいたします。浦野政衛議員の申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（根津光儀君） 異議なしと認めます。

したがって、浦野政衛議員の地方創生調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

浦野政衛議員の入場を許可します。

（1番 浦野政衛君 入場）

○副議長（根津光儀君） 浦野政衛議員に申し上げます。

地方創生調査特別委員会委員の辞任願は、ただいまの会議で許可されましたのでお知らせいたします。

それでは、委員辞職については、無事終了いたしましたので、私の任をこれで解かせていただきます。

浦野議長は、議長席にお着き願います。

(副議長と議長が交代)

(議長が議長席に着席)

○議長（浦野政衛君） ここで暫時休憩いたします。

再開を11時35分とします。

(午前 11 時 20 分)

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

(午前 11 時 35 分)

◎新議長挨拶

○議長（浦野政衛君） まず、会議に入る前に、一言ご挨拶を申し上げます。

もはや予定もしなかった一場前議長が突然の議長辞職を出すというようなことで、先ほど議場におきまして議長選挙が行われ、多くの皆さんのご支持をいただき、議長という重責に携わることに相なりました。

つきましては、執行部の皆さんの絶大なるご協力をいただきながら、また、同僚議員のお力もおかりしながら、一場議長が任期を残した1年2カ月余りではありますが、残任期間を一生懸命務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

簡単ではありますが、挨拶にかえさせていただき、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事日程に従って会議を進めてまいります。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、東吾妻町では5名が人権擁護委員として委嘱されておりますが、平成30年6月30日をもって1名の委員が任期満了となることから、前橋地方法務局長より後任候補の推薦依頼がありました。

人権擁護委員候補者は地域住民の中から、人格、識見に優れ、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方を推薦することとされており、今回、五町田在住の佐藤弘さんに打診をしたところ、候補者としての内諾を得られました。

佐藤さんは、平成18年7月1日、人権擁護委員に就任し、現在4期目を迎えており、年齢は再任候補者として可能な75歳未満であります。

町としては、佐藤さんが人権擁護委員候補者の基準条件を満たし、適任者として考えておりますので、推薦に当たり議会の意見を賜りたく諮問申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第6、議案第14号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各

種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第14号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

学校医、学校歯科医、こども園医、こども園歯科医、保育所医、保育所歯科医の報酬の改正を行うものであります。また、新たにこども園薬剤師を加える改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長(浦野政衛君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長(茂木 聡君) お世話になります。

今、町長の提案申し上げたとおりでございますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正後の学校医、学校歯科医につきましては、児童1人につき400円、そのほかに2万円を加算するものでございます。報酬額が3万円に満たない場合については3万円とするものでございますが、現在の小・中学校では3万円に満たない学校はございません。

また、こども園医、こども園歯科医、保育所医、保育所歯科医は、1施設当たり2万3,000円から3万円に改正するものでございます。

薬剤師につきましては、学校薬剤師にこども園薬剤師を加え、1施設当たり1万5,000円とするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(浦野政衛君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第7、議案第15号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町情報公開条例につきましては、昨年10月に一部改正を行い、施行しておりますが、一部表記に改正漏れがあるため、今回改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 情報公開条例につきましては、昨年平成29年10月に一部改正を行いましたが、その際、一部表記漏れ等がございまして、今回改正をお願いするものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正前の第2条第2号につきましては、公文書の定義を定めているものでございます。アとイにつきましては、この定義から除かれるものでございますが、ただし書きが抜けておりました。改正後の「ただし、次に掲げるものを除く。」を追加させていただきたいと思います。

また、7条でございます。改正前は、7条の2項につきましては「前項各号のいずれかに該当する情報」ということで、これ、古い定義のままになっておりました。今回、改正後につきましては、「不開示情報」というふうに改正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第8、議案第16号 東吾妻町工場立地法に基づく地域準則条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 東吾妻町工場立地法に基づく地域準則条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年4月1日で工場立地法の一部が改正されました。改正の内容は、これまで市まで委譲されていた工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び事務処理権限が、県から町村に委譲されることとなりました。

これに伴い、国が定める基準の範囲内において、東吾妻町においても工場立地法に基づく地域準則条例の制定を行い、周囲の環境と調和を図りつつ、地域の実態に応じた企業支援を行うことで、地域経済の活性化及び雇用の促進化を図るものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） お世話になります。

それでは、詳細説明を申し上げます。

平成29年4月1日付で、工場立地法の一部が改正されました。改正内容は、先ほど町長が申し上げたとおり、群馬県から市町村へ事務処理権限の委譲がなされたこと。また、工場の敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の割合を、国が定める基準の範囲内において、周辺の環境の調和を図りつつ、町独自の基準、準則を条例で定めることとされており、これに基づく条例の制定でございます。

現在の緑地面積率は、企業が新たな設備投資などを行う場合、大きな負担や阻害要因となるケースがございます。これを国が定める基準の範囲内において緩和することにより、工場

敷地の有効活用、設備投資などを可能にさせたり、町内工場の町外への流出防止や新たな企業の誘致、あわせて町の産業の活性化、雇用の創出を図るものでございます。

東吾妻町工場立地法に基づく地域準則条例案をごらんください。第1条では趣旨、第2条では定義、第3条で都市計画法の各区域ごとに緑地及び環境面積の施設面積に対する割合を定めるものでございます。

現行では、一律緑地面積率が100分の20以上、環境施設面積の割合を加えた割合を100分の25以上に保たなければなりません。これを、都市計画法の準工業の用途地域では緑地面積率を100分の10以上、環境施設面積の割合を加えた割合を100分の15以上に。また、工業及び工業専用地域では、同じく緑地面積率を100分の5以上、環境施設面積の割合を加えた割合を100分の10以上に。都市計画区域内の用途未指定地域及び都市計画区域外の地域においては、緑地面積率を100分の10以上、環境施設面積の割合を加えた割合を100分の15以上に、国が定める基準の範囲内において定めるものでございます。

4条におきましては、敷地が2つ以上の区域にわたる場合の適用、5条では建物の屋上等に緑化施設等がある場合の算入割合、6条では工場の敷地が隣接する町にまたがる場合、隣接町村との協議、また、附則では昭和49年以前に立地された工場の取り扱いについて定めるものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で、詳細説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第9、議案第17号 東吾妻町中小企業・小規模企業振興基本条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第17号 東吾妻町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

中小企業・小規模企業は、就業機会の提供、地域経済の安定、地域住民生活の向上、新たな産業の創出など、地域の経済基盤、社会基盤を支える存在であります。その重要性を踏まえて、中小企業・小規模企業対策の一層の推進を図るため、東吾妻町中小企業・小規模企業振興基本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） それでは、詳細説明を申し上げます。

中小企業・小規模企業が町における経済の発展に果たす役割の重要性を鑑み、その振興について基本理念を定め、町の責務、事業者及び商工会や中小企業団体の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進することによりまして、中小企業・小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展、並びに地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的として制定するものでございます。

条例案をごらんいただきたいと思います。

第1条では、先ほど申し上げた設置の目的でございます。2条では、用語の定義でございます。3条では基本理念、4条では町の責務を定めております。5条では中小企業者等の努力、6条は中小企業者等の役割、7条で金融機関の協力、8条で基本施策、9条で財政上の措置、10条は委任規定となっております。

なお、施行につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第10、議案第18号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県において、小口資金に係る融資条件の変更と、返済負担の軽減策として既往債務の借換については平成30年度も引き続き実施すること、融資期間の延長措置につきましては平成30年3月31日以降行わないものとする小口資金融資促進制度要綱の一部改正が行われました。

町でも、群馬県の制度要綱に沿い、東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） それでは、詳細説明を申し上げます。

先ほど町長が申し上げたとおり、群馬県において、小口融資資金に係る融資条件の変更と、返済負担の軽減策として既往債務の借りかえについては平成30年度も引き続き実施すること、融資期間の延長指針については平成30年3月31日以降行わないとする群馬県小口資金融資促進制度要綱が改正されました。

町におきましても、群馬県小口資金融資促進制度要綱に倣い、東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第5条1項2号、ここでは、融資資金の用途として、事業に必要な設備資金では土地にかかわるものを除くことを明記するものでございます。

8条の2項の1号、既往債務の借りかえについては、平成15年7月1日から平成31年3月31日までの間に融資申し込みがあった場合、借りかえを可能とする。昨年度に引き続き、平成30年度においても借りかえ措置を1年延長するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第11、議案第19号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第19号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、3年に1度の介護保険料の見直しに伴う改正でございます。

介護保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の負担割合が、平成30年度からは現行よりさらに1%ふえまして、23%負担していただくことになります。また、今後3年間で必要な介護サービスの総費用の増加も見込まれることから、保険料の引き上げをお願いするものでございます。

なお、この状況につきましては、2月14日に開催をされました町の介護保険事業運営協議会におきまして説明を申し上げ、ご理解、ご承認をいただいたところでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

今回の改正は、ただいま町長からの提案理由のとおりでありまして、第7期介護保険事業計画がスタートし、平成30年度から平成32年度までの3年間の介護保険の財源を確保する

ために、保険料の引き上げをお願いするものでございます。

なお、今回の改正案につきましては、2月14日に開催されました町の介護保険事業運営協議会において承認されておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、新旧対照表をごらんください。

今回の改正箇所は、第2条の保険料率の改正でございます。保険料は、政令で定める基準に従い条例で定めることになっており、その政令がここにあります政令第38条第1項でございます。

今回の改正は、第6期同様に、第1号から第9号までの9段階で、その保険料率の改正でございます。そして、この対象者等の内容をわかりやすく一覧にしたものが、別紙、おつけいたしました資料1、65歳以上の方の介護保険料（年額）案の段階ごとに、対象となる方、調整率、第7期の年額保険料でございます。

条例第2条第1項第1号の政令第38条第1項第1号に掲げるものとは、第1段階の生活保護受給者や老齢福祉年金受給者などの方が該当します。以下、それぞれの号に該当する段階となります。

保険料の基準額となるのが、条例第2条第1項第5号。資料1では第5段階、ちょっと薄いんですけども、網掛けというか強調させていただきました第5段階でございます。年額6万6,000円でございます。保険料引き上げ率は、前期比12.4%増でございます。

この基準額をもとに、所得段階に応じた調整率0.5から1.7を掛けて、各段階の年額保険料を算出いたします。なお、第1段階の調整率につきましては、条例第2条第2項において低所得者の負担軽減を図るための特例措置としまして、0.05分引き下げて0.45とし、2万9,700円とするものでございます。

介護保険の財源は法令で定められており、65歳以上の第1号被保険者は、保険給付費などの介護サービス費用が賄えるよう負担しなければなりません。この負担割合が前期よりもさらに1%増加し、23%となります。

また、国からの調整交付金は、5%を基準に市町村間の格差是正のため調整され、今期は7.25%の交付を見込んでおります。

このような状況下で保険料基準額を算出いたしますと、先ほど説明させていただきましたが、年額6万6,000円、月額では5,500円となります。

この基準額算出の根拠が、別紙資料2、第7期介護保険料基準月額の算定（第6期比）でございます。

それでは、資料2をごらんください。6期と7期の比較でございます。

7期に必要な介護サービスの総費用がC欄でございます。10.3%増の52億円余りと見込まれます。D欄が65歳以上の保険料負担額で、総費用Cの原則23%となります。F欄の調整交付金は、交付対象額の7.25%を見込んでおります。そうしたものを考慮しまして、H欄が保険料収納基準額となります。そして、J欄では介護保険料支払準備基金より、4,000万円を保険料の抑制のために充当をさせていただきます。その結果、L欄の保険料収納必要額は10億4,177万1,434円と下がります。その額を、予定収納率と補正後の被保険者数を加味して保険料を算出しますと、基準年額は6万6,000円、月額5,500円ということでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日から。

なお、経過措置としまして、改正後の東吾妻町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分の保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

（午後 零時03分）

○議長（浦野政衛君） 再開をいたします。

（午後 1時00分）

◎議案第20号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第12、議案第20号 東吾妻町指定居宅介護支援等の事業の人員

及び運営に関する基準等を定める条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第20号 東吾妻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例につきましては、指定居宅介護施設等の事業の人員及び運営に関する指定が、平成30年4月1日より県から町に権限委譲されることに伴い、制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 今回の条例制定につきましては、町長提案理由のとおりでありまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する指定が、平成30年4月1日から県より権限委譲されることに伴い、制定するものでございます。

それでは、条文をごらんください。

第1条は趣旨でございます。

第2条は用語の定義でございます。

第3条は基準を定めるものですが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の基準をもって、その基準とするものでございます。なお、省令第29条の記録の整備で保存年限2年間とあるのは、5年間と読みかえるものでございます。

第4条では、指定居宅支援事業者の指定については法人とするものでございます。

施行期日は平成30年4月1日でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第13、議案第21号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第21号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、本条例で引用しております高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴う改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） それでは、説明させていただきます。

今回の改正は、町長提案理由のとおりでありまして、条例で引用しております高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正され、平成30年4月1日に施行されることに伴う改正でございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第3条支給対象者第1項中、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の次に、「及び第55条の2」を加えるものでございます。これは、県外において国保の住所地特例者が75歳到達等により、国保から後期高齢者医療制度の被保険者となる場合に、現行では国保の住所地特例が引き継がれませんが、法改正により住所地特例を引き継ぐこととなりますので、法改正に合わせて、福祉医療費の支給対象者とするものでございます。

附則では施行期日は平成30年4月1日から。

経過措置としまして、改正後の第3条第1項の規定により、支給対象者となった者に対する福祉医療費の支給については、施行日以後に医療を受けたものに限ると規定するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第22号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第14、議案第22号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第22号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、法律の条項の引用及び延滞金についての規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。

まず3条ですが、この改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴いまして、法第55条の2第2項において、後期高齢者医療における住所地特例の規定が新設されたことによる一部改正で、第2号から第4号につきましては、この法第55条の2第2項の規定を準用するということと、そして第5号につきましては、国民健康保険法の規定に基づく被保険者の住所地特例の取り扱いについての規定を加えるものでございます。

次の第5条につきましては、延滞金に係る規定についてですが、1項から次のページの4項までございますが、今まで「税外諸収入金の督促及び滞納処分等に関する条例に定めるところによる」ということで、他条例の準用をしていたわけですが、それを、この条例の中で

規定し直すというものでございます。内容につきましては、税条例等々の内容と同じでございます。

また、次の附則の２項につきましても、先ほどの５条の改正と同様に規定の整備を行うものですが、内容につきましては、延滞金の割合等の特例に関する規定についてですが、これも、内容につきましては税条例と同じ内容でございます。

３項につきましては、現在該当なしということで、削除となります。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。３月１４日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第２３号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第１５、議案第２３号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第２３号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険運営協議会に関する規定について整備をするものでございます。

詳細は担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、新旧対照表をごらんください。

この改正は、国民健康保険法の改正に伴いまして、国保運営協議会に係る部分の改正があ

ったことによる字句の追加と法律の定義を規定するものでございます。第2条の見出しに「設置及び」を加えるとともに、第1項としまして、「国民健康保険法第11条第2項の規定に基づき、東吾妻町国民健康保険運営協議会を置く。」というものでございます。

簡単ですが、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第24号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第16、議案第24号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第24号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法が改正され、平成30年4月1日より国民健康保険制度は県が財政運営の責任主体となります。この改正により、地方税法が改正されたことに伴い行うものでございます。

主な改正内容は、町の国民健康保険税を県に納付する事業納付金の納付に要する費用等に充てることとし、算定方式を4方式から3方式に変更し、あわせて税率改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君） お世話になります。

今回の改正は、先ほどの町長の提案理由の説明で申しましたが、国民健康保険法が改正さ

れたことにより、地方税法が改正されたことに伴う一部改正でございます。

まず、新旧対照表をごらんください。

まず初めに、第2条をごらんください。

第2条でございますが、今まで町の国保に充てるために賦課徴収していた課税額を、県に納付する事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとする内容と、資産税割の削除でございます。1号では医療分を、2号では後期高齢者支援分を、3号では介護納付金分を示しています。

次に、2ページの第3条をごらんください。

第3条では、改正後の医療分の所得割の税率を、第4条では資産割がなくなったことにより削除を、次ページの第5条では均等割額を、第5条の2では世帯平等割額を示しています。

次に、第6条をごらんください。

第6条では、改正後の後期高齢者支援金分の所得割の税率を、第7条では資産割の削除を、第7条の2では均等割額を、第7条の3では世帯平等割額を示しています。

次に、第8条をごらんください。

第8条では、改正後の介護納付金分所得割の税率を、第9条では資産割の削除を、第9条の2では均等割額を、第9条の3では世帯平等割額を示しています。

最後に、第23条をごらんください。第23条では、改正後の国民健康保険税の減額でございます。

第1号では7割軽減世帯、第2号では5割軽減世帯、第3号では2割軽減世帯の医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分のそれぞれ均等割額、世帯平等割額が示されております。

なお、改正後の税率でございますが、2月22日に開催された国保運営協議会にて承認を受けておりますので、申し添えます。

以上で、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第25号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第17、議案第25号 東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第25号 東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、企業立地促進法に基づき、固定資産税の課税免除に関して指定していた条例を、改正された地域未来投資促進法に基づく規定に改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君） お世話さになります。

今回の改正は、先ほどの町長の提案理由の説明で申しましたが、上位法令である企業立地促進法が改正され、地域未来投資促進法が施行されたことに伴う一部改正でございます。

改め文及び新旧対照表をごらんください。

改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、この法律を企業立地促進法といいます。が改正され、改正後は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、この法律を地域未来投資促進法といいます。に改正するものでございます。改正前、改正後、その部分が改正されております。法改正による文言の整理及び条ずれ、項ずれでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第26号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第18、議案第26号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第26号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域再生法の改正に伴い条例改正の必要が生じたため、行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君） 今回の改正は、先ほどの町長の提案理由の説明で申しましたが、上位法令である地域再生法の改正に伴う一部改正でございます。

改め文及び新旧対照表をごらんください。

第1条中「第5条第16項」を「第5条第15項」に改める。第2条中「法第5条第19項」を「法第5条第18項」に改める。でございますが、これは地域再生法改正に伴う項ずれでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了しますようお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後1時30分と予定しております。よろしくお願いいたします。

（午後 1時21分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

◎日程の追加

○議長（浦野政衛君） ただいまの休憩中に、一場明夫議員から議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。一場明夫議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 6 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、一場明夫議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 6 とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

事務局に追加議事日程を配付させます。

（追加議事日程配付）

◎一場明夫議員の議員辞職の件

○議長（浦野政衛君） 追加日程第 6、一場明夫議員の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、一場明夫議員の退場を求めます。

（14 番 一場明夫君 退場）

○議長（浦野政衛君） 辞職願の朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（堀込恒弘君） 朗読いたします。

平成30年3月5日、東吾妻町議会議長様、東吾妻町議会議員一場明夫。辞職願、このたび、一身上の都合により職員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） ただいま朗読のとおりです。

お諮りいたします。一場明夫議員の議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、一場明夫議員の議員の辞職を許可することと決定しました。

一場明夫議員の入場を許可いたします。

（１４番 一場明夫君 入場）

○議長（浦野政衛君） 一場明夫議員に申し上げます。

議員辞職願は、ただいまの会議で許可されましたのでお知らせいたします。

ここで、一場明夫議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

（１４番 一場明夫君 登壇）

○１４番（一場明夫君） 一言、お礼の言葉を述べさせていただきます。

先ほどは、議員辞職についてお認めをいただきまして、本当にありがとうございました。

平成15年、52歳のときに初当選させていただき、以来４期、15年近くにわたり議会活動
を続けさせていただいてきました。そういった中でいろいろな経験をさせていただき、また、
議会の議長も務めさせていただき、皆様のご指導、ご協力により、大きなトラブルもなく
何とか職責を全うできたのかな、そんなふうに思っています。

午前中、新議長に職務を託せましたので、このタイミングで議員も辞職させていただく
という判断をさせていただきました。

今後は、立場は違いますが、新しいまちづくりというものを自分の中でしっかり模
索して、ほかの町村に負けないような活気あるまちづくり、そういったものにチャレンジ
できたらと思っています。今後とも、皆様のご指導、ご協力をぜひよろしくお願いしま
す。

これまで、議員の皆さん、もちろん執行部の皆さんにも、本当にご指導、ご協力をいた
だきまして、ありがとうございました。

結びになりますけれども、東吾妻町議会のますますの発展、そしてこの町のますますの発
展、さらに、お集まりの皆さんが今後ますますご健勝でご活躍されますことを心からご祈念
申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。

これまで、大変お世話になりました。ありがとうございました。

（１４番 一場明夫君 退場）

○議長（浦野政衛君） それでは、会議のほうに戻らせていただきます。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第19、議案第1号 平成30年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成30年度東吾妻町一般会計当初予算案について、提案理由の説明を申し上げます。

国の平成30年度予算は、経済財政再生計画の枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたりこの取り組みを強化し、予算の中身を大胆に重点化するとしております。

町におきましても、限られた財源の中で、予定された多くの財政需要に的確に対応するため、既存事業の徹底した見直しを行い、厳しく踏み込んだ経費の節減と合理化が図れるよう、新年度予算を編成いたしました。

今回お願いする平成30年度東吾妻町一般会計予算につきましては、総額82億2,800万円を計上させていただきました。前年度比では10.3%、金額にいたしまして9億4,400万円の減額となっております。

それでは、予算の主な内容について、歳入からご説明を申し上げます。

町税につきましては、1,708万3,000円減の18億6,535万6,000円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、普通地方交付税が24億6,616万6,000円、特別地方交付税が1億8,004万1,000円となり、総額で1億3,988万7,000円の減額となっております。

国庫支出金は、総務費国庫補助金の増などにより、総額で4,720万2,000円の増額となりました。

県支出金は、農林水産事業費県補助金の減などにより、4億4,548万2,000円となっております。

繰入金につきましては、財政調整基金、合併市町村振興基金及び庁舎建設基金などからの繰り入れを前年度から3億3,581万1,000円増額し、総額で7億2,902万4,000円を計上いた

しました。

最後に、町債でございますが、総額で10億5,980万円の減額となっております。これは、庁舎建設事業債、道路整備事業債、幼稚園増改築事業債の減額が主な要因でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

総務費につきましては、庁舎建設事業の減により、総額で6億476万1,000円の減となっております。

農林水産業費につきましては、畜産振興費、林業振興費の減などにより、1億1,407万9,000円の減額となっております。

土木費につきましては、道路改良費の減によりまして、1億7,976万3,000円の減額となりました。

最後に、公債費でございますが、平成28年度借入債等の元金償還が廃止されることに伴い、公債元金は9億5,689万7,000円となり、対前年度2,536万2,000円の増額となりました。

一方、利子につきましては、ゼロ金利政策等の影響により、1,385万2,000円の減額となっております。

以上が主な内容でございますが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

予算の説明に入る前に、配付をいたしました予算資料につきまして、ご説明を申し上げます。平成30年3月定例会（予算関係）資料とあるものです。

まず、1ページですが、一般会計当初予算の款別の歳入歳出総括表です。前年度との差し引き及び伸び率並びに構成比の一覧でございます。

2ページにつきましては、会計別歳入歳出予算額の前年度との比較一覧でございます。

3ページになります。一般会計の当初予算、歳入の増減分析表でございます。

4ページが、同様に歳出の増減分析表になります。

5ページにいきまして、新規及び目玉事業の一覧でございます。表中一番左のナンバー欄で丸で囲まれている数字、この事業につきましては、総合戦略アクションプランによる事業となっております。

6ページですが、一般会計における細節別性質集計でございます。人件費、物件費という

集計をしております。表の見方につきましては、表の下に説明書きがありますので、お読み取りいただきたいと思います。

7ページにつきましては、6ページと同様でございますが、全会計の細別性質集計となっております。

それから、8ページは、一般会計から各会計に対する繰出金、補助金の一覧となっております。

最後に、9ページになりますが、地方債の全会計における残高調書でございます。

資料の説明は以上でございますが、予算調査の参考にいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、予算書の説明をお願いしたいと思います。

第1ページになります。

第1条でございますが、今回お願いする額は、歳入歳出それぞれ82億2,800万円とするお願いでございます。これは前年度と比べ、率にして10.3%、額にして9億4,400万円の減額でございます。

第2条につきましては、債務負担行為でございますが、内容は第2表のところで説明をさせていただきます。

第3条は地方債でございます。こちらにつきましても、第3表のところで説明をさせていただきます。

第4条は一時借入金ですが、前年同様、最高額を8億円と定めるお願いでございます。

第5条は、歳出予算の流用についての説明となっております。

以上、第1条から第5条までが今回議決をお願いする案件でございます。

続きまして、2ページからの第1表ですが、4ページまでが歳入の款項の集計となっております。

続いて、5ページ、6ページが歳出の款項の集計となっております。これについては、説明は後ほどさせていただきます。

7ページにいきまして、第2表の債務負担行為でございますが、あがつまふれあい公園指定管理料の限度額を、平成31年度から平成32年度までの2年間で2,430万円。ひがしあがつま地域活動支援センター指定管理料の限度額を、平成31年度から34年度までの4年間で5,000万円とするお願いでございます。

第3表の地方債ですが、そこにあるとおり14件、合計で10億630万円で、前年度に比べ10

億5,980万円の減額でございます。この減額の要因としますと、庁舎建設事業、道路整備事業、幼稚園増改築事業等の減額、また皆減によるものでございます。これの詳細については、25ページからの21款1項、詳細のところで説明をさせていただきます。

続きまして、8ページからが事項別明細書になりますが、8ページ、9ページにつきましては款ごとの合計となっております。

10ページからが歳入歳出の説明になりますので、これからは各課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

企画課長からは、とりあえず、今のところ以上です。

○議長（浦野政衛君） 予算書に沿って、順次担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君） 続きまして、10ページをお願いします。

これからは、税目ごとに説明させていただきます。

1款1項の町民税でございます。

1目の個人の町民税でございますが、5億4,416万8,000円を見込んでおります。昨年、一昨年の調定額の動向を勘案し、個人所得が若干の減少と予測し、現年度課税分につきましては5億3,981万2,000円、滞納繰越分につきましては、435万6,000円でございます。

2目の法人の町民税でございますが、1億7,202万2,000円を見込んでおります。現年課税分につきましては、直近の収入状況等を勘案し、301法人で1億7,194万6,000円、滞納繰越分は7万6,000円でございます。

1項町民税につきましては7億1,619万円で、町民税は税全収入のおよそ38%を占めております。

続きまして、2項固定資産税でございます。

1目の固定資産税は、9億7,409万1,000円を見込んでおります。現年課税分につきましては9億6,985万1,000円、滞納繰越分につきましては424万円でございます。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、2,657万5,000円を見込んでおります。

2項固定資産税は、10億66万6,000円を見込んでおります。税収全体のおよそ53.6%と、一番大きな財源でございます。

次に、3項の軽自動車税は、5,498万2,000円の見込みでございます。現年度課税分につきましては5,458万1,000円、滞納繰越分につきましては40万1,000円でございます。

4項町たばこ税につきましては、8,841万8,000円を見込んでおります。

最後に、5項入湯税でございますが、510万円を見込んでおります。

よろしく申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、2款地方譲与税からですが、13ページの11款交通安全対策特別交付金まで、昨年と同様に決算の見込み額や国の地方財政計画の概要等を考慮して計上をしております。

最初に、2款の地方譲与税ですが、国税として徴収し一定の基準により譲与されるものでございまして、1項の地方揮発油譲与税が3,440万円、2項の自動車重量譲与税は8,780万円を見込んでおります。

3款の利子割交付金ですが、ここからは交付金になります。利子割交付金は、200万円を見込んでおります。

4款配当割交付金ですが、300万円減の400万円を見込んでおります。

次ページにいきまして、5款株式等譲渡所得割交付金ですが、株式等譲渡所得に対して課税される税を、一定のルールによりまして交付されるもので、600万円を見込んでおります。

6款の地方消費税交付金ですが、県税である地方消費税の2分の1相当額が市町村に対し交付されるものであり、交付基準は人口及び事業所統計の結果による従業者数で案分されて交付されるもので、対前年度2,000万円減額の2億6,000万円を見込みました。説明欄におきまして、下段の社会保障財源交付金1億1,000万円とありますが、これは、引き上げ分の地方消費税交付金は社会保障施策に要する経費に充てることが地方税法で明記されていることを踏まえまして、説明欄において明示をしたものでございます。

続きまして、7款のゴルフ場利用税交付金ですが、1,500万円を見込んでおります。

8款の自動車取得税交付金ですが、国の見込みでも伸びておりまして、2,500万円増の4,100万円を見込んでおります。

9款の地方特例交付金ですが、対前年度50万円増額の450万円を見込んでおります。

10款地方交付税ですが、国の地方財政計画を踏まえまして、対前年度1億3,988万7,000円減額の26億4,620万7,000円を見込んでおります。普通交付税と特別地方交付税の内訳は、説明欄にあるとおりでございます。

11款の交通安全対策特別交付金ですが、対前年度10万円増額の270万円の見込みです。

12款の分担金及び負担金、1項負担金でございますが、1目民生費負担金から3目農林水

産業費負担金まで、合計で6,833万7,000円の計上でございます。

農林水産業費負担金につきましては、1経営体におきまして繰り上げ償還がされたため、2,620万5,000円の減額となっております。

2項分担金ですが、存目として1,000円の計上でございます。

14ページにいきまして、13款使用料及び手数料、1項使用料でございますが、29年度決算見込みによりまして計上をさせていただいております。1目の総務使用料から8目コンベンションホール使用料まで、合計6,140万7,000円でございます。内容につきましては説明欄をごらんいただきたいと思います。

2項の手数料、15ページにいきますが、1目総務手数料から5目の土木手数料まで、合計977万8,000円でございます。内容につきましては説明欄をごらんいただきたいと思います。

14款の国庫支出金、1項国庫負担金でございますが、1目の民生費国庫負担金から16ページの2目衛生費国庫負担金の合計で、対前年度912万8,000円減額の2億8,897万5,000円でございます。国庫負担金、これにつきましては、仕事の性質に応じて、当然の義務として国または県が全部または一部を負担する経費でありまして、法律や政令で定められているものでございます。内容については説明欄をごらんいただきたいと思います。

次の、2項の国庫補助金でございます。

1目総務費国庫補助金から6目教育費国庫補助金まで、合計で対前年度5,693万7,000円増額の1億4,062万3,000円でございます。

1目の総務費国庫補助金につきましては、個人番号カード交付事業費補助金、地域IoT実装推進事業補助金、ともに30年度から新たに入るものでございます。

また、6目教育費国庫補助金につきましては、学校施設環境改善交付金が皆増となっております。これは、東小と原町を除くこども園の空調設備工事によるものでございます。

これらの国庫補助金につきましては、地方の事業の奨励や財政緩和のために給付されるものでございます。内容につきましては説明欄をごらんいただきたいと思います。

3項の委託金でございますが、1目総務費委託金、2目民生費委託金の合計で、対前年度60万7,000円減額の348万2,000円でございます。委託金につきましては、本来的に国が行うべき事務を、地方が行ったほうが効率的ということから、国から委託されて行う事業でございます。

15款県支出金、1項県負担金でございますが、1目の総務費県負担金から3目衛生費県負

担金の合計で、対前年度87万2,000円減額の2億636万9,000円でございます。内容につきましては説明欄をごらんいただきたいと思います。

続いて、2項の県補助金でございますが、1目の総務費県補助金から19ページの7目農林水産業施設災害復旧費県補助金まで、多くの事業が掲載をされておりますが、合計で対前年度6,685万4,000円減額の2億997万9,000円でございます。減額の要因としましては、農林水産業費県補助金の森林・林業再生基盤づくり交付金の皆減等が主なものとなります。そのほかの内容につきましては、説明欄をごらんいただきたいと思います。

続きまして、3項の委託金でございますが、1目総務費委託金から20ページの2目農林水産業費委託金の合計で、前年度261万円増額の2,913万4,000円でございます。内容については、同じく説明欄をごらんいただきたいと思います。

16款財産収入、1項財産運用収入でございますが、土地建物に対する収入及び基金の利息収入でございます。合計で、前年度7万円増額の2,671万9,000円計上でございます。

2項財産売り払い収入ですが、合計で11万3,000円の計上でございます。

17款寄附金でございますが、前年度505万円増額の1,505万2,000円の計上でございます。

3目のふるさと応援寄附金ですが、1,500万円の寄附金を見込んでおります。

22ページにいきまして、18款繰入金ですが、各基金からの繰入金でございます。

1目公共施設等整備基金繰入金から7目ふるさと応援寄附基金繰入金まで、前年度3億3,581万1,000円増額の7億2,902万4,000円でございます。増額の要因としましては、給食費無料化に伴う合併市町村振興基金からの繰り入れ、それから庁舎建設にかかわる庁舎建設基金からの繰り入れ、また予算全体での収入不足を補うための財政調整基金からの繰り入れが主なものでございます。

続きまして、19款繰越金ですが、前年同額の2億1,000万円の計上でございます。

20款諸収入ですが、1項延滞金、加算金及び過料は、前年度90万円減額の200万円でございます。

2項の町預金利子につきましては、5万円の計上でございます。

3項の受託事業収入ですが、587万2,000円の計上でございます。

4項雑入ですが、1目衛生費徴収金から25ページの8目弁償金まで、前年度2,759万減額の2億4,582万2,000円でございます。要因としては、ダム関連事業としての水源地域活性化支援事業が増額しているものの、給食費の減額によるものが主なものでございます。この内容につきましては、説明欄をごらんいただきたいと思います。

21款町債でございますが、1目総務債から次の6目臨時財政対策債まで、合計で前年度10億5,980万円減額の10億630万円でございます。庁舎建設事業債、道路整備事業債の減額、保育所建設の設計分、幼稚園増改築事業債の皆減などが減額の主な要因でございます。

歳入については以上でございます。

歳出については、各課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） それでは、27ページからの歳出について説明させていただきます。

1款1項1目議会費についてでございます。9,955万円のお願いでございます。議会費につきましては、議員14名分の報酬及び事務局職員3人分の人件費、議会運営に要する経常的な経費が主なものでございます。

29ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費についてでございます。5億1,525万6,000円のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

職員人件費は、特別職2名及び総務課等の職員42名分の給料、その他職員共済負担金、退職手当組合負担金、社会保険料が主なものでございます。

一般管理事務費でございます。庁内の一般的な管理経費と特別職報酬審議会委員等24名分の報酬等が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。

人事管理費につきましては、職員健康診断委託料が主なものでございます。

次に、2目行政振興費につきましては、1,743万5,000円のお願いでございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、住民センター整備事業補助金、住民センター用地費補助金等が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、3目の財政管理費ですが、前年度比53万1,000円減額の388万9,000円でございます。財務会計などのシステム利用料が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 会計課長。

○会計課長（松井秀之君） お世話になります。

4目の会計管理費でございますが、適正な会計事務を行うための経費で、755万2,000円のお願いでございます。財源内訳の特定財源その他の29万円につきましては、収入印紙等購買基金の運用収益でございます。

説明欄の会計管理事業につきましては、会計係3名の時間外勤務手当及び会計管理の経常的な経費でございます。

中ほどの口座振替等手数料につきましては、口座振替手数料は1件10円プラス消費税。郵便局窓口利用取扱手数料は1件30円、コンビニ収納取扱手数料は1件57円プラス消費税で計上しております。

事務用品管理事業につきましては、役場全体の常用消耗品及び各種封筒の印刷代でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、5目財産管理費でございます。4億2,680万5,000円のお願いでございます。庁舎の建設事業が平成29年、30年度の建設予定になっております。今年度は事業費として3億2,111万2,000円を計上しております。主なものとしましては、付帯工事費として1億6,999万6,000円、備品購入費で8,262万2,000円を計上しております。また、この目では庁舎、庁用車、町有バス、地域振興センター等の管理費を計上しております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

6目の公平委員会費でございます。前年同額の9万2,000円でございます。委員3名分の報酬が主なものでございます。

次の7目固定資産評価審査委員会費でございます。前年同額の12万9,000円のお願いでございます。委員3名分の報酬が主なものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、8目の財政調整基金費でございます。

前年度から1億969万7,000円増額の1億2,003万8,000円の計上でございます。

説明欄をごらんいただきたいと思います。

財政調整基金積立金ですが、利子積み立て120万円の計上です。

減債基金費の1億1,883万8,000円ですが、庁舎建設基金の一部を減債基金に組み替え、積み立てるものでございます。

続きまして、9目の企画費でございますが、前年度比808万2,000円増額の9,199万7,000円でございます。

説明欄をお願いします。

企画調整事業1,789万7,000円ですが、行政改革にかかわる支援業務委託料、これは総合窓口にかかわるものですが、この委託料として150万円。そのほか吾妻広域圏への一般経費負担金1,423万7,000円が主なものでございます。

次の光ケーブル等管理事業3,651万9,000円ですが、光ケーブルの保守点検等の管理費と上信道吾妻西バイパス事業に伴う光ケーブル等の移設工事1,500万円が主なものでございます。

定住促進事業は241万9,000円の計上ですが、移住相談員の報酬及びお試し住宅の光熱費が主なものでございます。

次のページ、36ページにいきまして、ふるさと応援寄附金事業でございますが、2,153万7,000円の計上でございます。寄附金として1,500万円を見込んだもので、返礼費や委託料でございます。

少子化対策事業30万円ですが、婚活事業に対する負担金及び補助金でございます。

食によるまちおこし事業1,332万5,000円ですが、町の特産品を使ったバーガー商品化の2年目を迎えます。30年度は、バーガーの商品化に加えまして、町の知名度を上げる事業展開をしていく予定でございまして、その委託料が主なものでございます。

次のページ、10目の運輸対策費でございますが、前年度290万9,000円増額の4,572万9,000円の計上でございます。

路線バス運行対策事業では、統合されます吾妻中央高校までの延伸路線を含めまして、4路線の運行費用が主なものとなります。

鉄道対策事業では、町内4駅のトイレ管理に関するもの及び原町駅に観光協会が入りますとともに、JR、OB会にもご協力をいただきまして案内人を置くことになりましたが、その運営事業に係る補助金が主なものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、11目支所費でございます。5,239万6,000円のお願いでございます。この目では東支所管理事業、改善センター管理事業に伴う経費と、地域開発事業特別会計への繰出金でございます。なお、工事請負費につきましては、東支所の防水塗装工事が主なものでございます。

39ページをお願いいたします。

12目簡易郵便局費でございます。788万7,000円のお願いでございます。臨時職員3名分の賃金及び植栗、厚田、本宿の3簡易局の経常経費でございます。

次の13目の交通対策費でございますが、1,339万9,000円のお願いでございます。この目では、交通指導員20名の報酬と出張旅費及び工事請負費としてカーブミラーの設置や区画線が主なものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、14目の電算業務費でございます。前年度より663万7,000円増額の6,924万2,000円の計上でございます。電算業務費は、業務保守点検委託料とシステム機器リース料がほとんどを占めております。増額の要因ですが、庁舎移転に伴いますシステム機器の設定などにかかわる費用が主な要因となっております。

次の15目開発費の30万円ですが、企画課の公用車の維持経費が主なものでございます。

42ページにいきまして、16目の広報広聴活動費ですが、前年度57万5,000円減額の529万円でございます。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） お世話になります。

2款1項17目地域活性化対策費1億6,002万9,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

地域活性化事業1,352万9,000円の主なものは、町のマスコットキャラクター水仙ちゃんの活用にかかわる費用のほか、地域おこし土偶イベント開催委託料、地域振興事業補助金、地域振興事業環境美化事業補助金、定住促進事業の住宅取得補助金750万円が主なものでございます。

次に、地域おこし協力隊事業383万円は、地域おこし協力隊員の活動費用でございます。

43ページをお願いいたします。

萩生地区活性化事業93万4,000円は、萩生地区活性化施設、トイレ等の管理費用でございます。

吾妻溪谷活性化対策事業1億4,173万6,000円は、溪谷活性化業務委託料としまして6,900万円、これは基金事業で予定しておりますＪＲ吾妻線廃線敷利活用にかかわる設計費用や、転落防止柵などの安全施設の設置工事、また国道145号の利活用にかかわる設計費用、長野原町との協調事業で平成29年度より実施しております看板設置工事等を委託実施する費用でございます。

測量・設計・監理委託料850万円は、ＪＲ吾妻線廃線敷利活用で、トンネルや落石防護施設等の補修を行うための設計費用でございます。

工事請負費4,850万円は、その構造物の補修費用のほか、長野原町と協調事業で進めております基金事業のＷｉ－Ｆｉ基地局の設置工事の費用でございます。

土地購入費1,220万円は、基金事業で予定している駐車場整備にかかわる用地購入費でございます。

備品購入費300万円は、基金事業で予定しております自転車型トロッコ２台と点検用バイク１台の購入費用でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 18目交流事業推進費ですが、前年度57万1,000円増額の176万円でございます。

説明欄をごらん願います。

都市交流促進事業、交流人口推進事業、国際交流促進事業の３事業ありますが、それぞれ所管が異なっておりますので、企画課と地域政策課、それぞれで説明をさせていただきます。

都市交流促進事業につきましては、50万2,000円でございます。高円寺の阿波踊りの参加経費及びふるさと祭りにおける杉並区からの関係者及び杉並区阿波踊り連の方々に対する受け入れ経費が主なものでございます。

以上です。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 44ページをお願いいたします。

交流人口推進事業51万1,000円ですけれども、杉並区、南相馬市など、友好交流自治体との主にイベントなどを通じた交流を行う費用でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、国際交流促進事業74万7,000円ですが、台湾基隆市との交流促進につきましては、2月に基隆市を訪問をいたしまして、双方でできる交流から始めていきたいと思いますというようなことになりましたので、事務レベルでの打ち合わせ等を行っていく想定での事業費を見込んでおります。

以上でございます。

それから、次の19目の山村振興対策費7万円でございますが、上部団体への負担金となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、20目諸費でございます。1,713万2,000円のお願いでございます。この目では弁護士報酬で20万円、法律顧問等委託料として50万円を計上させていただきました。

また、防犯事業につきましては、29年度で新規に防犯カメラを設置しましたものも含め、リース料895万5,000円を計上しております。

その他につきましては、防犯灯の電気料や新設移転工事等が主なものでございます。

次のページの自衛隊事業につきましては、経常経費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君） 続きまして、2項徴税费、1目税務総務費6,261万9,000円のお願いでございます。2節給料から4節共済費まで、一般職員9名分の人件費でございます。

次に、2目の賦課徴収費3,178万6,000円のお願いでございます。この費用は、税の賦課徴収のために必要な経費でございます。

説明欄をごらんください。

事業別ごとに説明させていただきます。

賦課徴収費1,571万8,000円につきましては、賦課徴収に係る全般的な経費でございます。全て経常的な経費で、電算関係の経費や還付金、庶務的経費等が主なものでございます。

次の住民税、軽自動車税の31万1,000円につきましては、主に町民税及び軽自動車税の賦課徴収に要する経常的な経費でございます。

次の資産税の1,519万5,000円につきましては、主に固定資産税の賦課徴収に要する経常的な経費でございます。

次の収税の56万2,000円につきましては、税の滞納整理に要する経常的な経費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費6,161万4,000円をお願いでございます。内訳としまして、職員人件費4,540万3,000円、職員6名分の人件費でございます。

次のページ、お願いいたします。

次は戸籍ですが、695万6,000円。主なものは戸籍情報総合システムの保守料及び利用料と、庁舎移転に伴うシステム移設料等でございます。

住民基本台帳関係は189万4,000円。主なものは住民情報基本システムに係るソフト利用料等でございます。

次の住基ネット・公的個人認証関係は643万7,000円です。住基ネット関係の機器等の保守料や、庁舎移転に係る移設料及び個人番号カード関連の費用でございます。

次の人権擁護委員につきましては、45万2,000円。人権啓発活動等を予定しております。

旅券発行事務事業につきましては、47万2,000円で、備品購入等をしまして旅券交付端末機の購入ほか消耗品費等でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、4項1目選挙管理委員会費でございます。78万6,000円をお願いでございます。主なものは、選挙管理委員の報酬など経常的な運営費でございます。

次の、2目選挙啓発費でございますが、16万9,000円をお願いでございます。この目では、選挙啓発のための費用でございまして、啓発ポスターコンクール等の表彰記念品等が主なものでございます。

3目東吾妻町長選挙費でございますが、910万3,000円をお願いでございます。これは、選挙事務に係る経常経費でございます。

50ページをお願いいたします。

4 目群馬県議会議員選挙費でございますが、423万1,000円でございます。31年度実施の群馬県議会議員選挙経費の30年度分の経費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費14万2,000円でございますが、これは、例年同様経常経費でございます。

2 目統計調査費でございますが、前年度と比較して44万3,000円増額の120万2,000円の計上でございます。説明欄に各種の調査の記載がございますが、住宅・土地統計調査が主な調査となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 52ページをお願いいたします。

2 款 6 項 1 目監査委員費です。64万9,000円をお願いでございます。委員 2 名分の報酬が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） お世話になります。

続きまして、7 項 1 目ダム対策総務費3,167万6,000円をお願いでございます。

説明欄をごらんください。

一般職員 2 名分の給与等、また土地購入費ということで、昨年も申し上げましたが、町道松谷・六合村線の部分で共有地がまだ買収が進まないということで、そのような費用を含めて計上させていただいております。また、公営施設整備基金積立金ということで500万強を積み立てるということで、下流都県からいただいた水特事業のお金を積み立てるものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、大柏木地区振興施設整備事業でございます。本年初めてでございますが、600万円を計上させていただいております。この部分につきましては、骨材プラントヤード跡地の利用計画について委託するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 次に、2 款 8 項 1 目岩櫃ふれあいの郷総務費5,217万2,000円をお願いでございます。

説明欄をごらんください。

岩櫃ふれあいの郷総務費5,182万9,000円でございますが、主なものは2節給料から4節共済までは職員4名分の人件費でございます。

7節賃金は、健康増進センター開設にかかわる臨時職員の賃金でございます。

54ページをお願いいたします。

また、庁舎に引き継ぐものの最低必要限の施設管理費用が主なものでございます。

次に、健康増進センター管理費用34万3,000円は、運動器具の修繕、保守点検委託料が主なものでございます。

続きまして、2目コンベンションホール管理費489万5,000円をお願いでございます。

説明欄をごらんください。

自主事業の開催費用としまして125万円でございます。そのほか空気調和設備、自動ドア、つり物や照明設置、稼働椅子等の保守点検委託料としまして85万3,000円、施設の安全管理、ばい煙測定業務、スポット清掃などの施設管理委託料としまして87万5,000円が主なものでございます。

次に、3目道の駅管理事業1,745万8,000円をお願いでございます。主なものは、指定管理委託料1,286万円、町営時代に発行した天狗の湯の回数券や岩櫃城温泉の回数券の清算取扱委託料として69万円。工事請負費264万6,000円は防犯カメラの増設、温泉循環ポンプの交換工事などでございます。

次に、4目桔梗館管理費903万7,000円をお願いでございます。主なものといたしましては、指定管理者への委託料761万7,000円。町営時代に発行した桔梗館の回数券や岩櫃城温泉の回数券の清算取扱委託料としまして29万4,000円。また、桔梗館はことしで開設31年を迎えますが、大規模修繕等発生した場合に備えて、工事請負費100万円が主なものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明の途中ではありますが、ここで休憩といたします。

午後2時40分まで休憩といたします。

（午後 2時31分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

（午後 2時40分）

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） それでは、56ページをお願いします。

3款の民生費でございます。

説明欄をごらんいただきたいと思います。

1項1目社会福祉総務費では、社会福祉事業1億774万7,000円でございます。一般職員8名分の人件費から、民生児童委員53名、保護司10名の報償費など、経常的な経費でございます。

また、下から7段目の社会福祉協議会への補助金は4,152万4,000円となります。

57ページをお願いします。

続きまして、2目の障害福祉費ですが、ここでは障害児者の自立を支援するための経費でございます。最初に、障害児者総合支援事業3億4,759万8,000円ですが、障害者総合支援法に基づき、障害者が必要とするサービスを一元的に提供するための事業費で、中心となるのが、下から5段目にございます障害福祉サービス給付費3億140万円でございます。

58ページをお願いします。

次に、障害福祉事業819万2,000円ですが、障害者総合支援法に基づかない町、県独自の事業となります。

よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 続きまして、3目国民年金費38万5,000円でございます。消耗品及び電算処理業務委託料等でございます。よろしくお願いします。

○議長（浦野政衛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、4目の老人福祉費3億1,034万9,000円をお願いですが、ここでは介護保険特別会計への繰出金が大きな比重を占めております。

それでは、老人福祉事業2億8,455万3,000円は、ほぼ例年どおりでございます。敬老祝

金対象者は496人、うち100歳到達者は10人でございます。

59ページ上段の養護老人ホームへの老人保護措置委託料は、2施設11人分を計上してございます。

また、シルバー人材センター運営委託料は、前年度と同額の530万8,000円。要援護高齢者紙オムツ等給付事業委託料につきましては、640万8,000円の計上でございます。

最後にございます介護保険特別会計への繰出金ですが、2億2,625万7,000円となります。

次に、地域包括支援センター事業2,579万6,000円のお願いです。人件費と予防給付ケアマネジメント委託が主なものでございます。

60ページをお願いいたします。

5目の福祉医療費1億3,271万5,000円です。

福祉医療費は、1億3,000万円を見込んでおります。この福祉医療費の財源につきましては、2分の1は県補助、残りのうち3,340万円は過疎債を充当いたします。

以上です。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 同じく6目国民健康保険費1億3,664万3,000円のお願いでございます。職員3名分の人件費と、事業勘定への繰出金として、保険基盤安定繰出金等になりますが、この詳細につきましては国保の特別会計で説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、7目の社会福祉施設管理費178万円は、保健福祉課で所管している施設の保険料、光熱水費及び修繕料などでございます。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 続いて、8目後期高齢者医療費2億8,137万8,000円のお願いでございます。広域連合から示された療養給付費等負担金ほか、後期高齢者医療特別会計への繰出金ですが、この繰出金につきましても特別会計のほうでご説明いたします。

それから、次の老人医療費につきましては、廃目整理でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、2項の児童福祉費、1目の児童措置費では、子

育て支援費としまして、出産祝い金、児童手当関連経費でございます。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） お世話になります。

同じく児童措置費の中の子育てひろばと子ども・子育て会議費についてでございます。

説明欄の子育てひろばにつきましては、127万2,000円です。現在、あづま農村環境改善センターで実施しておりますにこにこひろばの運営費になります。

子ども・子育て会議費につきましては、191万3,000円です。委員報酬や今後の計画策定に向けての準備費用になります。

続きまして、2目保育所費1億7,916万6,000円のお願いでございます。

説明欄にあります保育所運営事業は1億7,716万6,000円で、保育所の運営経費でございます。財源は、保護者からの利用者負担額のほかに、電源立地地域交付金2,240万円を充当する予定です。説明は63ページまでございますが、職員の給与から臨時職員の賃金、その他経常的な経費となっております。

なお、昨年12月定例会で議員の皆様には保育所の統廃合、利用者負担額についてご議決をいただき、ありがとうございました。あづま保育所と原町保育所の2園体制で事業を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

63ページの説明欄、保育所施設整備事業の200万円は、今後建設が予定されております仮称原町保育所で使用する備品購入費でございます。

次に、3目学童保育費2,326万4,000円ですが、あづま児童クラブ及びさかうえ児童クラブの運営経費と、原町、太田の児童クラブへの運営補助となります。64ページにかけて説明がございます。

2項児童福祉費については、以上です。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 同じく64ページの3款3項1目災害救助費でございます。4万4,000円のお願いでございます。災害弔慰金支給事務費負担金及び罹災救助資金積立金が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 65ページをお願いします。

4款の衛生費でございます。

1 項 1 目の保健衛生総務費 1 億2,685万1,000円のお願いでございます。

最初の保健総務費 1 億1,584万6,000円は、保健センター職員の人件費を含む経常経費並びに負担金、補助金などでございます。原町日赤病院への補助金は、総額で2,984万4,000円となります。

なお、運営費助成金1,984万4,000円の 8 割が特別交付税措置されますので、よろしくお願いいたします。

次の国保特別会計施設勘定繰出金1,100万5,000円は、特別会計で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2 目の予防費4,083万1,000円のお願いでございます。

最初の定期予防接種事業2,061万6,000円は、予防接種法に基づく定期予防接種でございます。

66ページをお願いします。

次に、定期外予防接種事業258万円ですが、これは、ごらんの 4 つの予防接種に対する補助金でございます。

次のインフルエンザ予防事業1,664万2,000円は、65歳以上の方を対象にインフルエンザ委託料と18歳以下の子供及び妊婦に対するインフルエンザ予防接種補助金でございます。

最後に、狂犬病等予防事業の99万3,000円につきましては、狂犬病予防等に係る経費でございます。

なお、犬の避妊手術補助金につきましては、今年度 1 頭3,000円から5,000円に引き上げをしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3 目の母子保健費1,840万2,000円のお願いでございます。

最初の次世代育成支援事業として 8 万2,000円ですが、こんにちは赤ちゃん訪問に係る経費でございます。

次の教育相談事業230万3,000円は、乳幼児を対象とした各種教室や講習会などの経費でございます。

67ページの妊婦支援事業961万1,000円では、不妊治療に対する助成や、安心出産・宿泊支援事業、おむつ等購入補助でございます。

次の健康診査事業309万7,000円は、乳幼児の定期健康診査に係る経費でございます。

次の歯科健康診査事業142万3,000円は、乳幼児の定期歯科健診に係る経費でございます。

次の母子医療給付事業188万6,000円は、未熟児養育医療費及び18歳未満の障害児に対す

る育成医療費に係る経費でございます。

続きまして、4目の健康増進事業3,527万1,000円のお願いでございます。

最初は、健康診査事業1,014万6,000円です。ここでは、75歳以上の後期高齢者を対象とした健康診査や国保特定健診、腎機能や骨密度などの検査委託料が主なものとなります。

68ページをお願いいたします。

がん検診事業2,312万5,000円は、各種がん検診の委託料でございます。

次の生活習慣病予防対策事業123万7,000円は、糖尿病予防教室や特定保健指導などに係る経費でございます。

最後に、自殺対策事業76万3,000円は、自殺対策強化事業や計画書の策定経費でございます。

69ページの5目、健康推進費193万8,000円は、食育の推進などに係る経費でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 同じく6目環境衛生費1,621万7,000円のお願いでございます。

吾妻広域の火葬場運営費負担金と、太陽光発電設置費補助金が主なものでございます。

続いて、7目の公害対策事業費140万9,000円のお願いでございます。公害対策事業として、電気料や水質検査委託料でございます。

それから、除染対策事業につきましては、汚染土壌の処分等を行うための工事請負費等が主なものでございますが、国において処分方法が決定した場合に備えての計上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、8目の保健センター管理費287万1,000円のお願いですが、保健センターの管理運営経費でございます。本年度は、工事として集団指導室及び診察室の壁紙の張りかえ工事を予定しております。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 続いて、9目の霊園管理費263万4,000円のお願いでございます。

霊園管理費として主なものは、草刈り、剪定等の委託料と工事請負費等でございます。

集会所管理費につきましては、維持管理の経費でございます。

次に、2項1目の清掃総務費1億9,760万5,000円のお願いでございます。主なものは吾

妻東部衛生施設組合の運営費負担金の1億9,660万円で、し尿、可燃物、粗大ごみ及び最終処分場の負担金でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） お世話になります。

続きまして、4款3項1目の簡易水道費でございます。総額で2,365万円のお願いでございます。

整備事業補助金200万円でございますが、これは町営以外の簡易水道等の施設改修費に対する補助金でございます。事業費の2分の1、上限150万円までを補助する制度でございます。

次の水質検査補助金5万9,000円は、水道法に基づく全項目検査を実施した場合に、検査手数料の3分の1を補助するものでございます。

簡易水道特別会計への繰出金2,159万1,000円につきましては、簡易水道特別会計のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 72ページをお願いいたします。

5款1項1目労働諸費128万8,000円のお願いでございます。主なものは、労働管理費103万8,000円の主なものでございますが、勤労者住宅資金利子補給金100万円、雇用対策事業の25万円につきましては、町内企業の高校生に対する合同企業説明会の開催にかかわる費用でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） お世話になります。

続きまして、6款農業水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、2,693万9,000円をお願いでございます。

説明欄をごらんください。

農業委員会では、農業委員12名、農地利用最適化推進委員18名の報酬と、職員2名分の人件費、臨時職員1名の賃金など、農業委員会運営に係る経常経費でございます。

73ページの2目農業総務費では、8,413万7,000円のお願いでございます。

説明欄、農業総務費では、2節給料から4節共済費まで職員12名の人件費となっております。

す。

農業後継者褒賞事業では、優良農業者、後継者の褒賞に要する費用と、農政対策事業では農業振興協議会への活動補助金でございます。

3 目農業振興費4,320万9,000円をお願いでございます。

説明欄をごらんください。

主なものは、経営所得安定対策事業では、地域農業再生協議会の経営所得安定対策等補助金でございます。

農業次世代人材投資事業は、3 名分の青年就農支援金でございます。

農業振興地域整備促進事業は、農業振興地域整備計画変更業務に要する経費でございます。

農業近代化資金等利子補給事業は、農業近代化資金、総合農政推進資金、スーパーL 資金に対する利子補給でございます。

農業振興対策事業では、蒔蒺病虫害防除試験圃委託料、果樹振興対策事業補助金、農業機械導入事業補助金でございます。

農業機械導入事業補助金は、営農施設等整備事業を拡充するような形で、新たに計画をいたしました。

蚕糸業継承対策事業では、繭生産量の確保や養蚕参入者の育成、高品質繭の生産活動に対する補助金でございます。

75ページをお願いいたします。

野生動物による農作物災害対策事業は、電気柵や有害鳥獣駆除装置の購入費の補助でございます。

農業災害対策事業は、農作物の樹勢回復など農業災害対策に要する補助金でございます。

はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業では、パイプハウスの耐震補強に要する補助金でございます。

世界で戦えるこんにゃく総合対策事業は、新技術導入支援でコンニャク消毒機械導入の補助でございます。

園芸用廃プラスチック処理事業は、吾妻地域農業用廃資材等適正処理推進協議会が行っている廃プラスチック処理に対する補助金でございます。

中山間地域等直接支払事業は、町内23集落協定への交付金でございます。

環境保全型農業直接支払事業では、化学肥料や化学合成農薬の使用を5割以上軽減する取り組みを行う農業生産活動等を行う農業者等へ、補助金を交付しております。

76ページの4目農業経営基盤強化対策事業費13万9,000円のお願いでございます。認定農業者への農用地利用集積促進の奨励金及び耕作者集積協力金でございます。

続きまして、5目畜産振興費1億1,182万4,000円のお願いでございます。

説明欄の畜産振興費では、畜産振興事業補助金を初め、畜産振興に要する経費でございます。

公団営畜産基地負担金事業では、畜産基地建設に伴う2経営体の建設事業負担金及び町の道路分の建設事業負担金でございます。

続きまして、6目農地費では、9,893万8,000円のお願いでございます。主なものといたしまして、説明欄の基盤整備事業萩生川西地区では、耕作放棄地解消・集積促進事業補助金などがございます。

群馬県中山間地域農業農村整備事業は、本宿・上野原地区の県営土地改良事業の事業化へ向けた調査や、地元調整に要する費用でございます。

県単小規模土地改良事業は、工事請負費としまして、植栗上組地区用排水路整備工事、岩井西組地区用排水路整備工事を計画しております。

重機等借上料及び工事材料費では、県民参加型事業の泉沢地区の農道整備及び萩生地区の用水路整備でございます。

鳥獣害防止対策事業では、電気柵の設置等を1地区予定しております。

町単小規模土地改良事業では、農道等の維持管理事業としまして、重機等借上料及び工事材料、工事請負費及び町単小規模土地改良事業のための建設事業補助金などがございます。

78ページの多面的機能支払交付金事業では、農地維持活動、資源向上活動に取り組む19組織への補助金などがございます。

続きまして、7目地籍調査費では727万6,000円のお願いでございます。29年度に実施いたしました矢倉地区0.46平方キロメートルの地籍測定業務委託が主なものでございます。

続きまして、79ページ、6款2項林業費、1目林業振興費3,245万2,000円のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

主なものですが、林業振興費では、松くい虫倒木災害防止委託料、緑の県民税事業委託料、需要の多いチップーシュレグダーの追加購入費、森林整備担い手対策補助金、特用林産物生産活力アップ事業補助金、美しい森林づくり交付金などの補助金が主なものでございます。

有害鳥獣捕獲事業では、東吾妻町鳥獣被害対策実施隊への報酬と、活動に伴うわな、轟音

玉などの購入費及び鳥類、イノシシ、鹿などの有害捕獲事業補助金でございます。

80ページをお願いいたします。

2目林業基盤整備費3,292万8,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

広域林道開設事業は、森林基盤道吾嬬山線の用地対応で、用地測量等の委託料と、土地購入費などがございます。

県単林道改良事業は、林道坂倉線の舗装工事及び橋梁の長寿命化のための9橋の橋梁点検に要する経費でございます。

町単林道整備事業では、林道の維持管理のための重機借上料、工事材料費、工事請負費及び作業道総合整備事業補助金でございます。

林道維持管理事業補助金は、町で林道の維持管理が不十分な部分を、住民との協働を図りながら管理を行うための補助金を創設いたしました。

81ページの町有林管理費391万7,000円のお願いでございます。主なものは、町有林森林国営保険料と、町有林管理委託料は、町有林の下刈りや松くい虫防除を予定しております。

続きまして、3項1目水産振興費19万2,000円のお願いでございます。

事業運営補助金としまして、吾妻漁業協同組合及び吾妻漁業協同組合東吾妻支部への補助金及び水産多面的機能発揮の補助金でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、7款1項1目商工総務費では、2,314万3,000円のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

主なものは、職員3名分の人件費等経常経費でございます。

82ページをお願いいたします。

2目商工振興費では、7,701万2,000円のお願いでございます。主なものは、町商工会活動に対する補助金1,021万円、商工会への買い物弱者対策補助金25万円、商工会街路灯電気料補助金118万円、住宅新築改修等補助金1,450万円、空き店舗対策事業補助金125万円、小口資金保証料補助金200万円、商工業経営振興資金の利子補給金といたしまして1,200万円、企業立地奨励金、施設設置分でございますが、427万1,000円、企業立地奨励金の施設整備分として3,000万円、小口資金損失補償金が主なものでございます。

次に、3目観光費6,644万8,000円のお願いでございます。

観光管理費2,683万3,000円の主なものは83ページをお願いいたします。町観光協会運営費補助金1,900万円、観光振興事業補助金578万9,000円は、それぞれの実行委員会が開催しますふるさと祭り、水仙まつり、盆踊り、マウンテンバイク、岩櫃紅葉祭や、吾妻溪谷内で駅からハイクに合わせて実施をいたしますシャトルバスの運行にかかわる補助金などがございます。

観光宣伝事業1,333万円は、観光キャンペーンやパンフレット、ガイドブック作成など、各種観光宣伝に対する費用でございます。

観光案内看板作成委託料340万円は、町の山歩きガイドで紹介されている山歩きガイドブックに掲載の12カ所の町内の改修、設置の看板の設置費用でございます。

温川キャンプ場管理事業256万2,000円は、管理人の賃金など運営費のほかに、84ページをお願いいたします。キャンプ場内の親水河川の水の引き込み工事や、バンガローの屋根の塗装工事などを計画しております。

あづま森林公園、あづまキャンプ場管理事業585万1,000円は、管理人賃金210万9,000円などの運営費と、園内バンガロー等の施設修繕、寝具借上料が主なものでございます。

85ページをお願いいたします。

公園管理事業222万6,000円は、天神山公園、岩井親水公園、あづま親水公園を初めとする町内に点在する公園の管理費用でございます。

都市公園管理事業107万8,000円は、駅北地区の3カ所の街区公園のほか、駅北コミュニティ広場の管理費用でございます。

溪谷自然公園事業432万円は、溪谷遊歩道、溪谷パーキング、十二沢パーキング、熊の茶屋トイレなど関連施設の管理、修繕料や施設等の清掃など、委託料が主なものでございます。

日本ロマンチック街道事業32万5,000円は、86ページをお願いいたします。日本ロマンチック街道協会の計画するスタンプラリーの負担金などがございます。

真田丸継承事業992万3,000円は、真田氏の上州の拠点である岩櫃・沼田・名胡桃城の3城連携事業としまして、後援会開催の出演者の謝礼100万円、啓発用の消耗品100万円、パンフレット等の印刷製本費153万円、広告費150万円、工事請負費は、岩櫃山登山ルートのご案内板や道標、看板の設置工事を予定しております。140万円です。そのほか、忍びの乱、忍び登山運営費補助金が主なものでございます。

次に、4目消費者行政推進費59万9,000円のお願いでございます。これは、消費生活セン

ター運営に係る一部事務組合負担金などが主なものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 87ページ、8款1項1目道路橋りょう総務費1億648万7,000円
のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

この項目、職員13名分の人件費及び道路橋梁台帳補正業務委託ということで1,200万円。
工事請負費500万円につきましては、町道番号標識の設置工事でございます。また、その他
県道路協会、期成同盟会等の負担金等でございます。

88ページをお開きいただきたいと思います。

続きまして、2目道路維持費1億1,901万円のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

社会保険料と賃金につきましては、直営作業班臨時職員1名分の費用でございます。

続きまして、燃料費、修繕費、手数料、保険料等につきましては、所有しておりますグ
レーダー、4トンドンプ、2トンドンプの経費でございます。

測量・設計・監理委託料50万円につきましては、町道用地境界復元測量委託等ございま
す。

また、冬季降雪時の対応として、除雪・砂撒き委託料としまして1,142万円。自動車借上
料は各地区で実施されます原材料支給や行政区にお願いしております除雪の機械借上料とし
まして802万6,000円。リース料につきましては、除雪用車両でございます。

工事請負費につきましては、町内一円地域道路管理維持工事及び昨年に引き続き岩井・上
河原線と元ノ宿・栗平峠線の舗装工事、広域農道等の除草等で4,370万円、工事材料費は、
各地区でお世話になっております原材料支給による舗装資材やU字溝等で、2,099万9,000
円。

県営事業負担金2,700万円は、道路ストック県営事業、西榛名・弥栄地区で実施しており
ます工事にかかる25%分と、本年初めての計上になりますが、奥田地区の急傾斜対策事業に
かかる10%の町負担金等でございます。

続きまして、3目道路改良費。合計いたしまして1億5,309万1,000円のお願いござい
ます。

説明欄をごらんください。

道路改良費 1 億1,617万6,000円、測量・設計・監理委託料1,600万円は、町道馬場・相原線ほか4路線の測量業務委託、工事請負費6,850万円は、町道鳩の湯線ほか6路線の改良工事費でございます。

土地購入費310万円、補償金2,775万円は、厚田・新井地内で道路改良に伴う路線上の土地及び建物、工作物、立竹木補償費でございます。

続きまして、ダム関連道路費でございます。1,501万5,000円。松谷・六合村線につきましては今年度末で完成いたしますが、その道路築造に伴いまして排水路の整備が行われませんので、平成30年度で県八ッ場ダム水源地域対策事務所へ、工事の委託料としまして1,000万円等を見込んでおるものでございます。

続きまして、上信自動車道関連事業2,190万円でございますが、上信自動車道吾妻西バイパスの建設工事に伴います工事用道路で借地する町道新井・横谷・松谷線の登記費用及び、吾妻東バイパス建設に伴います既存町道の拡幅のための測量・設計・監理委託料、吾妻西バイパスでの用地費等の費用でございます。

次に、4目橋りょう維持費でございます。1 億2,635万7,000円のお願いでございます。

測量・設計・監理委託料3,820万円は、55橋の橋梁定期点検業務委託、三島大沢地内にあります大沢橋の橋梁補修詳細設計、鳩ノ湯橋の補修工事に伴う監理業務でございます。

工事請負費8,800万円は、鳩ノ湯橋改修工事でございます。舗装の打ちかえ、耐震工事等を予定しておるところでございます。

次に、2 項 1 目都市計画総務費でございます。1,234万3,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

都市計画マスタープラン作成業務。平成29年度から実施しておりますが、30年度で仕上げるということで予定をさせていただいておりますし、工事請負費につきましては、駅北地内の視覚障害者誘導ブロック工事が主なものでございます。

次に、広場管理費49万6,000円は、ふくし・ふれあいロードの管理経費、花植え作業等の苗代でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） 続きまして、8 款 2 項 2 目の下水道費でございます。総額で2 億3,147万3,000円のお願いでございます。内訳としまして、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業負担金217万8,000円、これは高崎市との協定書に基づく負担金でございます。

下水道事業特別会計への繰出金 2 億 2,929 万 5,000 円につきましては、下水道事業特別会計のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 続きまして、3 項 1 目公営住宅管理費 2,284 万 3,000 円のお願いでございます。

説明欄をごらんいただきたいと思います。

町営住宅管理費で主なものにつきましては、町営住宅の借地料 477 万 3,000 円。工事請負費 830 万円につきましては、平成 28 年、29 年度に引き続き、下郷住宅の屋根改修工事を予定しております。

次に、2 目定住促進住宅管理費 72 万円のお願いでございます。説明欄に記載してございますが、箱島定住促進住宅の管理経費が主なものでございます。

3 目住宅管理費 260 万 3,000 円のお願いでございます。説明欄をごらんいただきますと、住宅・建築物安全ストック形成事業としまして 241 万 9,000 円。内容といたしましては、木造住宅耐震改修補助、空家除去費補助、それぞれ 100 万円ずつを計上させていただきました。

委託料としまして、木造住宅の耐震診断士の派遣 10 件分のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 次の空家対策事業でございますが、新たに空家対策事業の項目を設けさせていただきました。内容につきましては、空家等対策協議会にかかわる事業費として 18 万 4,000 円の計上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 92 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目消防費でございます。3 億 6,626 万 5,000 円のお願いでございます。この目では、消防団員 320 名の報酬及び出動旅費並びに消防施設整備に伴う経費が主なものでございます。また、30 年度はポンプ操法大会の年でありますので、その経費等も計上させていただいております。

なお、工事請負費は、防火水槽 3 基の新設工事、消火栓 1 基の新設工事、防火水槽の解体工事等でございます。

備品購入につきましては、消防ポンプ車購入や、新基準の消防団活動服等を計上させてい

いただきました。

続きまして、2目水防費でございますが、消耗品費1万円を計上させていただきました。

次に、3目防災費でございますが、5,312万円のお願いでございます。30年度から3カ年をかけまして、防災行政無線のデジタル化を進めてまいります。現在実施しております防災行政無線と同じ方式で考えております。30年度につきましては、新庁舎移転に合わせて、無線の移転工事と操作卓一式の工事を予定しております。

その他は、現在の防災行政無線の維持管理費が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

◎延会について

○議長（浦野政衛君） 説明の途中ではありますが、本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は、あす3月6日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（浦野政衛君） 本日は、これをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時24分）

平成30年 3 月 6 日（火曜日）

（第 2 号）

平成30年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程（第2号）

平成30年3月6日（火）午前10時開議

- 第 1 議案第 1 号 平成30年度東吾妻町一般会計予算
- 第 2 議案第 2 号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第 3 号 平成30年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第 4 号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第 5 号 平成30年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第 6 議案第 6 号 平成30年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第 7 議案第 7 号 平成30年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第 8 議案第 8 号 平成30年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第 9 議案第 9 号 平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）
- 第10 議案第33号 平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）
- 第11 議案第10号 平成29年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第11号 平成29年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第12号 平成29年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第13号 平成29年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第27号 第2次東吾妻町職員定員適正化計画について
- 第16 議案第28号 東吾妻町第2次総合計画について
- 第17 議案第29号 あがつまふれあい公園の指定管理者の指定について
- 第18 議案第30号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 第19 議案第31号 町道路線の廃止について
- 第20 議案第32号 町道路線の認定について
- 第21 請願書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３名）

１番	浦野政衛君	２番	里見武男君
３番	小林光一君	４番	重野能之君
５番	竹渕博行君	６番	佐藤聡一君
７番	根津光儀君	８番	樹下啓示君
９番	山田信行君	１０番	茂木恒二君
１１番	金澤敏君	１２番	青柳はるみ君
１３番	須崎幸一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
総務課長	茂木聡君	企画課長	水出智明君
地域政策課長	浅見梅雄君	保健福祉課長	橋爪克敏君
町民課長	三枝仁君	税務課長	黒岩康茂君
農林課長	丸山和政君	建設課長	桑原正明君
上下水道課長	高橋修君	会計課長兼 会計管理者	松井秀之君
教育課長	田中康夫君		

職務のため出席した者

議会事務局長	堀込恒弘	議会事務局 補佐	水出淳
議会事務局 補佐	高橋智恵子		

◎開議の宣告

○議長（浦野政衛君） 皆様、おはようございます。連日ご苦労さまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（浦野政衛君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第１号の説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第１、議案第１号 平成30年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

昨日に引き続き、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（田中康夫君） おはようございます。

94ページ、下段10款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費については212万3,000円をお願いでございます。教育委員４名の報酬及び委員会の運営経費でございます。

95ページをお願いいたします。

２目事務局費については、１億9,632万8,000円をお願いでございます。

説明欄をごらんください。

事務局費の1億9,627万9,000円につきましては、非常勤職員2名、特別職1名、一般職員22名の人件費と経常的経費で、97ページまで説明があります。

96ページ説明欄、上から10行目、11行目につきましては、小学校入学祝金255万円及び中学校入学支度金808万円でございます。

また、97ページの説明欄中ほどにございます高校生等通学定期代補助金については、まち・ひと・しごと総合戦略にございます基本目標達成に向けた具体的事業アクションプランの中の1つを実施していくものです。具体的には、バス・鉄道の定期代月5,000円以上の負担に対し、一律1,000円の補助金を交付したいと考えております。

その下の町外小中学校等給食費補助金につきましては、町内のこども園、小・中学校の給食費が4月から無償化されるのに伴い、主に町外の学校等に通学されている子供の保護者へ相当費用を補助するものでございます。

その下の東吾妻町育英事業4万9,000円は、育英審議会開催に伴います経費でございます。

続きまして、3目教育研究会費は73万2,000円のお願いでございます。管内のこども園、小・中学校の教職員の教育に関する調査研究に要する経費及び例年3月に開催する研究発表会に要する経費でございます。

続きまして、4目通学バス運営管理費では1億5,543万4,000円のお願いでございます。中学校の8路線11台のスクールバス運行、岩島小学校2台、坂上小学校2台、東小学校1台のスクールバス運行に係る経費と、学校行事や各種大会、部活動などの送迎等に要する借上料でございます。98ページにかけて説明があります。

98ページの5目給食センター運営管理費では、2億491万6,000円のお願いでございます。給食運営委員会の委員報酬及び会議開催の経費と、職員11名及び臨時給食調理員の人件費、賄材料費や給食センター運営に係る経常経費でございます。こども園開設のため、前年度に比べて増額となっております。

続きまして、99ページ中ほど、外国青年招致事業費では1,504万3,000円のお願いでございます。外国語指導助手は現在3名体制です。報酬等経常経費です。

100ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費では1億956万5,000円のお願いでございます。

説明欄の学校管理費（事務局）9,438万9,000円は、一般職員2名及び臨時職員の人件費及び町内5小学校の学校運営に係る経常経費でございます。

主なものは、7節賃金の2,250万円は、講師、マイタウンティーチャー、特別支援員及び

特別非常勤講師の賃金でございます。

11節需用費は、各小学校の光熱水費、修繕料等でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、校務用パソコンリース料が含まれております。

15節工事請負費1,097万3,000円は、主に東小学校高圧ケーブル更新、プール機械室建具更新、太田小学校プール改修、岩島小学校体育館修理などを予定しております。

18節備品購入費では、プロジェクターやワイヤレスアンプなどの購入経費でございます。

各小学校ごとの経費につきましては、101ページの下から106ページにかけまして説明欄に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、106ページ上段の2目教育振興費では1,766万9,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。

教育振興費（事務局）につきましては、702万7,000円のお願いでございます。通常の教材教具及び就学援助関係の経費でございます。

また、説明欄下段から107ページにかけて、各小学校ごとに経費が記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

3目小学校施設整備費は5,150万2,000円です。これは東小学校の空調設備工事関係でございます。

3項中学校費、1目学校管理費については、4,727万6,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。

学校管理費（事務局）4,099万6,000円は、一般職員1名及び臨時職員の人件費及び中学校の学校運営に係る経常経費でございます。

主なものは、7節賃金858万円は、子供たちをサポートするためのマイタウンティーチャー、特別支援員、特別非常勤講師等の賃金でございます。

13節委託料では、エレベーター、電気工作物などの保守点検費用と一部施設で耐震診断が済んでいないところがありましたので、実施するものでございます。

108ページ、15節工事請負費では、受水槽の改修や屋外トイレの撤去などを予定しております。

25節積立金につきましては、学校施設整備基金への積み立てでございます。旧東中学校、旧岩島中学校の賃貸にかかわるものでございます。

東吾妻中学校の運営に係る経費は109ページに記載してございますので、後ほどごらんください。

なお、尾瀬学校につきましては、30年度は実施する予定がございません。

続きまして、2目教育振興費は678万3,000円のお願いでございます。中学校の教材教具及び就学援助関係の経費でございます。110ページにかけて説明があります。

続きまして、4項こども園費、1目こども園管理費では2億1,938万5,000円のお願いでございます。説明欄のこども園管理費（事務局）の2億916万7,000円は、非常勤の園長4名、一般職員17名及び臨時職員の人件費及びこども園の運営に係る経常経費でございます。

主なものは、7節賃金5,300万円は、こども園臨時教諭、保育担当、特別支援員などの賃金でございます。

13節の委託料の中には、他市町村広域利用委託料として3名分180万円を計上させていただきました。これは子ども・子育て関連3法により、当町に住む保護者の子供が他の自治体にある認定こども園等を利用する場合の費用となります。

15節工事請負費では、保育時間が長くなるための外灯の設置、看板等の設置を予定しております。

111ページから116ページにかけまして、各こども園ごとの経費を説明欄に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

116ページ中ほど、2目教育振興費では269万9,000円のお願いでございます。5園のこども園の教材教具の経費でございますので、よろしくお願いいたします。

117ページ、3目こども園施設整備費4,750万円のお願いでございます。各こども園、はらまちこども園に関しては整備工事を済んだわけなんです、4園の空調設備工事にかかわる費用でございます。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費では806万4,000円のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

社会教育総務費621万円は、社会教育委員9名の報酬を初め社会教育を進めるための諸経費、広域町村圏等への各種負担金と文化協会等関係団体への補助金などの経常経費でございます。

118ページ説明欄、成人式事業89万7,000円は、毎年1月に開催しております成人式に係る経費でございます。放課後子ども教室推進事業95万7,000円につきましては、太田地区、坂上地区で実施しております事業の経費でございます。

続きまして、2目公民館費では1,987万7,000円のお願いでございます。

説明欄をごらんください。

中央公民館運営費998万5,000円につきましては、公民館運営審議会委員の報酬、中央公民館の運営費及び施設の維持管理費などの経常経費でございます。

119ページ、説明欄をごらんください。

高齢者教室、土曜教室、教養講座、公民館読書推進等中央公民館が中心となっております事業に係る経費でございます。

120ページから122ページにかけまして、各公民館の維持管理運営費及び事業費が記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、123ページ、3目文化財保護費では903万7,000円のお願いでございます。説明欄の文化財保護費226万7,000円は、文化財調査員9名の報酬を初め文化財保護に係る町指定文化財保存整理、伝統芸能保存団体に対する補助金等経常経費でございます。

ページ中ほどの岩櫃城跡保存整備事業481万8,000円は、岩櫃城跡を国の史跡指定に向け、準備を行っておりますが、その事業費用でございます。28年度、29年度に開催し、好評だった岩櫃城フォーラムですが、30年度も同様な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

国・県指定文化財保護事業12万6,000円は、国及び県指定の文化財保護に要する経費でございます。

124ページ、説明欄、吾妻峡保存管理事業175万2,000円は、吾妻峡保存管理計画策定委員8名の報酬を初め名勝吾妻峡保存管理に関する経費です。

なお、整備活用計画作成委託料は、今後、吾妻峡周辺について、国・県・町がそれぞれ事業を進めるため、調整を図りながら計画書を作成していくものでございます。

カモシカ保護事業7万4,000円は、天然記念物のカモシカの保護並びに埋葬に要する経費でございます。

続きまして、4目青少年対策費では186万1,000円のお願いでございます。

説明欄、青少年対策費47万9,000円は、青少年問題協議会委員9名の報酬を初め青少年対策に要する経費でございます。

杉並・東吾妻子ども交流事業138万2,000円につきましては、当町と杉並区の児童それぞれ25名の交流に要する費用でございます。30年度は2泊を東吾妻で、1泊を杉並で計3泊4日の日程で開催する予定でございます。

続きまして、125ページ、5目発掘調査費は846万2,000円のお願いでございます。

説明欄、発掘調査費84万1,000円は、文化財整理室の運営管理費を計上させていただきました。

試掘調査費53万1,000円は、開発等により試掘が必要となった場合の重機借上料などでございます。

町内遺跡分布調査事業709万円につきましては、町内全域の遺跡分布調査でございまして、29年度で町内5地区の調査はほぼ終了しましたが、補完調査と報告書を作成するための費用でございます。

続きまして、126ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費では1,855万2,000円をお願いでございます。

説明欄をお願いします。

保健体育総務費1,055万4,000円は、スポーツ推進員などの報酬及びスポーツ団体及びスポーツ大会の補助金など保健体育の経常経費でございます。

続きまして、127ページの健康管理対策事業461万5,000円は、各学校の健康診断等に要する経費でございます。議案第14号に関連するものですが、学校関係の医師、歯科医、薬剤師などの報酬改定をお願いしております。現在、医師、歯科医、薬剤師の皆さんの多大な協力によりまして事業を実施していますが、報酬の引き上げを検討させていただいております。本予算案も、それを踏まえたものとなっておりますので、ご理解をお願いいたします。

郡民体育祭事業338万3,000円につきましては、吾妻郡民体育祭に係る経費でございます。30年度は長野原が主会場となる予定でございます。

2目学校開放事業費については、244万円をお願いでございます。学校の体育館及び校庭を一般町民に開放するための電気料などの経費でございます。

128ページ、3目施設管理費については、9,401万2,000円をお願いでございます。説明欄社会体育施設管理事業の2,097万円では、各スポーツ広場や運動場、町民体育館、社会体育館の維持管理に要する賃金、光熱水費、管理委託料、工事請負、備品購入などの経費でございます。

工事請負費では仮設トイレの設置や夜間照明のタイマー設置工事、備品購入では卓球台等を予定しております。

公園管理等事業4万2,000円につきましては、東橋スポーツ広場の遊具の保守点検委託料でございます。

社会体育施設整備事業7,300万円は、町民体育館の改修工事にかかわる費用でございます。

教育課関係は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） お世話になります。

続きまして、129ページ、11款災害復旧費、1項1目農業用施設災害復旧費16万円のお願
いでございます。

農業用施設の災害が発生した場合、初期対応するための委託料を計上させていただきました。

農林課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） お世話になります。

続きまして、2項1目河川復旧費7万1,000円のお願でございます。これにつきましては
は、科目設定として計上させていただきました。

続きまして、2目道路復旧費でございますが、115万3,000円のお願でございます。こ
の部分につきましては、毎年、大雨等で発生する道路への土砂流出、そういうものに対応す
るための機械借上料等を計上させていただきました。

ページ1枚めくっていただきまして、130ページ、3目橋りょう復旧費1万円でございます。
これにつきましては、科目設定として計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

12款1項公債費、1目の元金でございますが、前年度2,536万2,000円増額の9億5,689万
7,000円でございます。

2目利子ですが、前年度1,385万2,000円減額の9,017万5,000円の償還利子でございます。

3目の公債諸費は前年同額でございます。

13款諸支出金は、水道事業会計の補助金でございます。前年度から1,200万円減額の
2,000万円でございます。

最後、14款予備費ですが、昨年同様1,000万円の計上でございます。

131ページから139ページまでが給与費等の明細書でございますので、ごらんをいただき
たいと思います。

140ページにつきましては、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。各区分
ごとの現在高見込みが掲載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で平成30年度一般会計予算書の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了しますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（浦野政衛君） 日程第2、議案第2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、事業勘定であります、平成30年度の予算総額は歳入歳出それぞれ19億203万7,000円で、前年度と比較いたしますと3億3,517万7,000円の減額となります。

次に、施設勘定ですが、予算総額は歳入歳出それぞれ1億174万7,000円で、前年度と比較いたしますと812万円の増額となります。

なお、平成30年度事業勘定予算につきましては、国保制度改革により財政運営の主体が県に移行されるため、予算科目等が変更となっております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） お世話になります。

それでは、国保特別会計予算について説明申し上げます。

2ページから6ページにつきましては、事業勘定及び施設勘定の款項の区分ごとの第1表歳入歳出予算でございます。

では、6ページをお願いいたします。

6ページ、下の欄の第2表地方債ですが、診療所の医療機器整備事業として過疎債を限度

額500万円として新規発行するものでございます。内容につきましては、施設勘定の歳出で説明いたします。

次に、7ページから8ページになりますが、事業勘定の事項別明細書の歳入と歳出でございます。

予算総額は歳入歳出それぞれ19億203万7,000円で、前年度に比べ3億3,517万7,000円の減額でございます。

まず、平成30年度の予算の特徴としましては、国保制度改革により、財政運営の主体が県に移行されるということで、歳入歳出科目が一部変更となりました。

主な科目としましては、まず7ページの歳入では3款国庫支出金、4款療養給付費交付金は予算上整理の計上のみで、基本的には国からの交付金等は今後、県で受け入れるということになります。

また、9款の下欄に記載のある前期高齢者交付金と共同事業交付金についても、同様に県が受け入れとなるため、廃止となる科目です。

なお、国からの交付金等がなくなるかわりに、その分で5款の県支出金が大幅な増額となっております。

次に、8ページの歳出ですが、8款の予備費の下欄に記載のある後期高齢者支援金等から共同事業拠出金までの科目につきましては、県での支払い事務ということになりますので、これは廃止ということになります。

それでは、続きまして、9ページをお願いいたします。

歳入のそれぞれの内訳でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税3億3,850万7,000円、2目の退職被保険者等国民健康保険税は462万2,000円を見込んでおります。

説明欄につきましては、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分等について、被保険者数及び世帯数等を記載してございます。

それから、次のページになりますが、2款の使用料及び手数料につきましては、督促手数料でございます。

次の3款以降、国庫補助金につきましては、1目の災害時臨時特例補助金として1,000円の計上のみで、その下の普通財政調整交付金から国保制度関係業務準備事業費補助金は廃目整理ということになります。

次の国庫負担金の療養給付費等負担金等につきましても廃目整理となります。

次の４款１項１目の療養給付費交付金は、過年度分として1,000円の計上のみでございます。

それから、５款１項１目の保険給付費等交付金14億1,659万8,000円ですが、この項目が制度改革によりまして、新たに新設となった項目でございます。保険給付費と医療費に係る費用を県より交付金として受け入れをするものでございます。内訳は、１節の普通交付金として療養諸費等に係る交付金と２節の特別交付金として保険者努力支援分等に係る交付金となります。

次の12ページになりますが、今までの県補助金は廃目整理ということになります。

次の２項１目の財政安定化基金交付金1,000円につきましても、新規の項目となります。

次の県負担金の高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び次の県補助金の財政調整交付金は廃目整理でございます。

６款財産収入は基金利息です。

７款１項１目一般会計繰入金１億1,884万6,000円、１節の保険基盤安定繰入金から６節のその他一般会計繰入金までですが、それぞれ法令に基づく町負担分を一般会計から繰り入れするものでございます。

２項の基金繰入金は1,000円の計上です。

８款は繰越金として2,178万5,000円です。

９款１項は延滞金で、次のページになります。２項については、それぞれ雑入ということになります。

次の前期高齢者交付金と共同事業交付金につきましては、それぞれ廃止の科目ということになります。

続きまして、歳出、16ページをお願いいたします。

１款１項１目の一般管理費461万3,000円、事務費、委託料等の経常経費です。

２目は連合会負担金として60万2,000円、２項の徴収費は18万4,000円です。徴収業務に係る経常経費です。

３項の運営協議会費29万6,000円、運営協議会に係る経費でございます。

２款１項療養諸費が１目から５目までで合計で12億42万9,000円、前年度に比べ843万円の減額となります。

２項の高額療養費、１目から次のページになりますが、４目までで合計で１億7,192万3,000円、前年度に比べまして476万3,000円の減額でございます。

3 項移送費、4 項出産育児諸費、5 項の葬祭費までですが、これにつきましては前年と同様の計上でございます。

次の 3 款の国民健康保険事業費納付金でございますが、これが制度改正による新規の科目で、町から県への納付金ということになります。

1 項の医療給付費分が 1 目の一般被保険者分と 2 目の退職被保険者分で合計で 2 億 9,300 万 2,000 円、次の 2 項の後期高齢者支援金等分が合計で 9,669 万 1,000 円です。

それから、3 項の介護納付金 3,273 万 9,000 円ということになります。

それから、次のページになりますが、4 款の財政安定化基金拠出金は 1,000 円の計上のみでございます。

5 款 1 項の特定健康診査等事業費 1,484 万 4,000 円、特定健康診査、保健指導等の経費となります。

2 項の保健事業費は合計で 905 万 8,000 円、保健衛生普及費として保健指導等の委託料、また疾病予防費として人間ドックの委託料を計上しております。

6 款は積立金の利息分です。

7 款 1 項の償還金及び還付加算金 2,320 万円ですが、保険税の還付金及び国庫支出金等の返納金でございます。

2 項の繰出金 575 万 5,000 円は、施設勘定への繰出金となります。

それから、次のページになりますが、3 項の指定公費負担医療費立替金 6 万円を計上しております。

11 款の予備費 4,138 万 8,000 円でございます。

すみません、今、予備費につきまして 11 款と申し上げたのは 8 款でございます。申しわけございません。訂正いたします。

それから、次から記載の後期高齢者支援金等から 24 ページまで記載のある科目につきましては、制度改正により廃止となる科目でございます。

事業勘定は以上で、次が施設勘定になりますが、25 ページからになります。

1 の総括でございますけれども、歳入 1 款診療収入から 8 款の町債までと歳出は 1 款総務費から 3 款の公債費まででございます。歳入歳出それぞれ 1 億 174 万 7,000 円で、前年度比で 812 万円の増額でございます。

それから、次のページを、26 ページをお願いします。

歳入ですけれども、1 款 1 項外来収入、1 目の国民健康保険診療報酬収入から 5 目の一部

負担金まで6,603万円でございます。

2項その他診療収入187万円で、それぞれ診療に係る収入を見込んでおります。

2款1項の使用料6万8,000円、2項手数料15万2,000円、それぞれ使用料収入と診断書等の手数料でございます。

3款1項1目医療施設等設備整備費補助金として500万円を見込んでございます。

4款1項県補助金575万5,000円、特別調整交付金に係る補助金を計上してございます。

5款1項の他会計繰入金1,100万5,000円、一般会計からの繰入金となります。

2項は事業勘定からの繰入金で、575万5,000円でございます。

6款の繰越金は100万円を計上しております。

7款1項受託事業収入9万8,000円、特定健診等の収入ということになります。

次のページになりまして、2項は雑入となります。

それから、8款1項1目は過疎債として500万円の計上でございます。医療機器整備に係るものでございます。

次が歳出で29ページからになりますが、1款1項1目の一般管理費が4,673万円、内訳としまして職員人件費4,130万2,000円と施設管理費427万7,000円で、主に消耗品であるとか施設管理に係る経常経費でございます。

それから、次のページになりますが、研究研修費につきましては115万1,000円を計上しております。

次の2款1項1目の医業管理費97万5,000円ですが、代診医師の負担金や消耗品等の経費でございます。

2目の医療用機械器具費1,236万6,000円ですが、医療用酸素機器のリース料と、それとあとは備品の購入費としまして説明欄に記載がありますC Rシステム購入費、これはエックス線画像の読み取りの機器です。それが354万2,000円、それとエックス線の撮影装置購入費として645万8,000円を計上させていただきました。診療所のこれらのレントゲンの機器につきましては、平成16年購入後14年経過ということで、性能の低下であるとか修理部品の調達が困難であるといった状況から、今回入れかえ購入をお願いするものでございます。

それから、次の3目の医療用消耗機材費、医療用消耗品費として100万円、4目の医薬品衛生材料費は医薬品の購入代として3,691万2,000円を計上しております。

それから、5目の検査費140万3,000円、血液検査等の委託料でございます。

3款公債費は236万1,000円。

それから、次の32ページから37ページにつきましては給与明細費等でございますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（浦野政衛君） 日程第3、議案第3号 平成30年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成30年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度の予算総額は歳入歳出それぞれ2億874万9,000円で、前年度と比較いたしますと1,851万3,000円の増額となります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

まず、そうすれば3ページからごらんください。

事項別明細書の総括ですが、予算総額、歳入歳出それぞれ2億874万9,000円、前年度比で1,851万3,000円の増額でございます。

次の4ページをお願いいたします。

歳入の内訳ですが、1款1項後期高齢者医療保険料、合計で1億3,480万2,000円です。

1目の特別徴収保険料と2目の普通徴収保険料で、前年度比1,485万1,000円の増額です。これにつきましては、広域連合での試算による保険料の見込みでございます。

次の2款1項一般会計繰入金7,137万3,000円については、1目事務費繰入金と2目の保険基盤安定繰入金として県の負担金分を含めた法定繰り入れ分でございます。

3款1項1目の雑入207万2,000円、広域連合からの人間ドックの助成費や運営事業費等を計上しております。

同じく2項1目保険料還付金として50万円の計上でございます。

3項1目は延滞金で、4款は繰越金ということになります。

続いて、6ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目の一般管理費380万6,000円、事務費、委託料等の経常経費でございます。

2項1目徴収費90万4,000円、徴収に係る通信運搬費等でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金2億293万9,000円、広域連合への納付金でございます。

3款1項1目は人間ドック助成事業費80万円、40人分の助成費を計上しております。

4款は予備費として30万円の計上でございます。

次の繰出金につきましては、廃目整理でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件につきましては、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浦野政衛君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(浦野政衛君) 日程第4、議案第4号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第4号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億7,191万3,000円で、前年度と比較いたしますと3,239万1,000円の増額となります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(浦野政衛君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(橋爪克敏君) お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

平成30年度から平成32年度までの向こう3年間の第7期介護保険事業計画がスタートをいたします。本年度予算は、歳入では議案第19号の条例改正で第1号被保険者の保険料の引き上げ改定をお願いしておるところでございまして、それらを含んだ予算となっております。

歳出では保険給付費2.6%増を見込み、歳入歳出総額は対前年度比2%増の16億7,191万3,000円となります。

5ページの歳入をお願いいたします。

1款1項1目の65歳以上の第1号被保険者保険料につきましては、先ほど申しあげました

が、保険料の引き上げをお願いしているところでございます、対前年度比15.6%増の3億5,478万4,000円となります。月平均被保険者数は、年金天引きの特別徴収が5,085人で全体の94%、普通徴収は307人を見込んでおります。

続きまして、2款1項1目負担金ですが、生活支援の短期宿泊利用者の負担金で5万2,000円の計上でございます。

3款1項1目の介護給付費負担金ですが、歳出2款の保険給付費15億8,624万円に対する法定負担分で、施設サービス分が15%、在宅サービス分が20%で合わせて2億8,669万8,000円となります。

2項1目の調整交付金は、保険給付費の7%を見込みました。

2目及び6ページ、3目の地域支援事業交付金は、歳出4款の地域支援事業費に対する法定負担分でありまして、介護予防事業、日常生活支援総合事業が25%、総合事業以外は38.5%の計上となります。

次に、4款1項の支払基金交付金、1目の介護給付費交付金4億2,828万4,000円は、40から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費に対する法定負担分が1号被保険者の負担増に伴い、1%減の27%の計上となります。

2目の地域支援事業交付金も1目同様、法定の27%分の計上でございます。

5款1項県負担金、1目の介護給付費負担金2億2,883万円は、国庫負担金同様の法定負担分で施設17.5%、在宅12.5%でございます。

2項の県補助金につきましても、法定負担分で総合事業12.5%、総合事業以外19.25%を計上してございます。

7ページをお願いします。

7款1項の一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金1億9,828万円は、保険給付費に対する町負担分の12.5%でございます。

2目及び3目の地域支援事業繰入金も、それぞれの事業費に対する町の負担分で総合事業12.5%、総合事業以外19.25%の計上でございます。

4目は低所得者保険料軽減繰入金252万5,000円です。これは低所得者の保険料軽減に対する補填分となります。

5目の事務費繰入金1,837万8,000円は、保険給付以外の事務費相当分でございます。

8款は諸収入、8ページお願いします。9款繰越金は前年度繰越金です。

続きまして、9ページの歳出をお願いします。

1 款総務費、1 項 1 目の一般管理費437万8,000円は、経常的な経費でございます。

続きまして、2 項の介護認定審査会費、1 目の認定調査費962万4,000円は、1,500件分の主治医意見書作成手数料と960件分の認定調査委託料でございます。

2 目の認定審査会委託負担金は、吾妻広域の認定審査会の負担金でございます。

10ページ、3 項 1 目の趣旨普及費30万1,000円は、介護保険関連の啓発資料作成費用でございます。

4 項 1 目の賦課徴収費 9 万3,000円は、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

続きまして、2 款の保険給付費ですが、対前年度比2.6%の増額を見込んでおります。

1 項の介護サービス等諸費では、要介護認定を受けた方が利用したサービスに対する給付費で、歳出の中心となります。

以下、サービス区分ごとに目となっております。

1 目の居宅介護サービス給付費は在宅で受けるサービスで、ホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどが主なものでございます。

2 目の地域密着型介護サービス給付費は、小規模特養や小規模多機能型居宅介護などで、利用者は町民に限定されるサービスでございます。

3 目の施設介護サービス給付費は、特養95人、老健施設55人、介護療養型医療施設15人の合わせて165人を見込んでおります。

4 目の居宅介護福祉用具購入費は、腰かけ便座や入浴補助用具などの購入費で、年間上限10万円でございます。

11ページ、5 目の住宅改修は、段差解消や手すりの設置などで上限20万円でございます。

6 目の居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネによるケアプラン作成料で、月平均350件を見込んでおります。

2 項の介護予防サービス等諸費は、要支援の方が利用したサービスに対する給付費で、1 項の介護サービス等諸費と同じであり利用対象者が違うだけですので、よろしくお願いいたします。

12ページをお願いします。

3 項その他諸費は、審査支払手数料で介護報酬の点検審査料でございます。

4 項の高額介護サービス等費は、自己負担額が月単位で高額になったときの負担軽減でございます。

5 項の高額医療合算介護サービス等費は、年間の医療と介護の自己負担額を合算後が高額

となったときの負担軽減でございます。

13ページ、6項の特定入所者介護サービス費は、低所得者対策費で、施設利用時の食費や居住費の自己負担分が低く設定されておりますので、その差額分を事業者へ給付するものでございます。

3款の基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金でございます。

4款の地域支援事業は、地域包括支援センターが中心となり、健康的な生活を維持するための介護予防事業で、1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防、訪問介護、通所介護費で4,023万円、2目の介護予防ケアマネジメント事業費は、他の事業所でケアマネジメント事業を行っている介護支援専門員を対象にした研修や介護予防プラン料負担金が主なものでございます。

14ページをお願いします。

2項1目の一般介護予防事業費では、介護や支援を必要としない元気高齢者を対象としております。介護予防教室、パドル体操などがございます。

3項の包括的支援事業・任意事業費、1目の総合相談事業費では、認知症初期集中支援チームへの委託料68万円が主なもので、15ページ、2目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は介護認定調査をお願いする調査員の賃金が主なものでございます。

3目の任意事業費47万5,000円は成年後見制度利用者支援、4目は在宅医療と介護の連携を推進するための事業費でございます。

5目の生活支援体制整備事業費では、協議体の支援や研修会等38万8,000円でございます。

16ページをお願いします。

4款4項1目の審査支払手数料19万6,000円は、介護報酬の点検審査料でございます。

5款の諸支出金、6款の予備費はごらんのとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いをいたします。

ここで休憩といたします。

午前11時10分まで休憩といたします。

(午前 10 時 57 分)

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

(午前 11 時 10 分)

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（浦野政衛君） 日程第5、議案第5号 平成30年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 平成30年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,081万1,000円で、前年度と比較いたしますと2,875万4,000円の減額となります。この減額につきましては、町債の元金償還額の減が要因となっております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） お世話になります。

事項別明細書で説明させていただきます。

4 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目負担金ですが、情報通信事業施設加入負担金として 5 件分25万円を見込ませていただきました。

次に、2 款 1 項 1 目使用料でございますが、情報通信事業の施設使用料として426万1,000円を見込んでおります。

次に、3 款 1 項 1 目不動産売払収入でございますが、1 区画の売り払い494万1,000円を見込んでおりますが、30年度につきましては、総合戦略に基づきまして販売価格を値引きして行う予定になっております。よろしくお願いいたします。

次に、2 項 1 目利子及び配当金ですが、地域開発基金の利子として1,000円を計上させていただきます。

次に、2 項 2 目財産貸付収入でございます。2 年目になります小水力発電の施設の貸付料として1,296万円を計上させていただきます。

続きまして、4 款 1 項 1 目地域開発基金繰入金は、存目として1,000円を計上させていただきます。

次に、4 款 2 項 1 目一般会計繰入金ですが、3,327万円でございます。宅地造成事業として11万5,000円、情報通信として3,315万4,000円、発電事業として1,000円を計上させていただきます。

次に、5 款 1 項 1 目繰越金ですが、前年度繰越金として3,000円を計上させていただきます。

続きまして、6 款 1 項 1 目雑入です。これにつきましては、上信自動車道の工事に伴う光ファイバーの移転工事補償費として300万円、光ファイバーの芯線の貸付料として212万4,000円を計上させていただきます。

6 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目宅地造成事業ですが、505万9,000円をお願いいたします。不動産仲介手数料17万2,000円、基金積立金として478万円ですが、歳入で申し上げましたように値引きを考えておりますので、この辺はまた後で変更になるかと思えます。

次に、2 項 1 目情報通信施設事業費ですが、1,786万3,000円のお願いでございます。保守点検委託料226万8,000円、電柱共架料226万8,000円、ケーブル移設工事等の工事費1,212万6,000円が主なものでございます。

7 ページをお願いいたします。

3 項 1 目発電事業につきましては、1,296万2,000円をお願いでございます。地域開発基金積立金1,220万円が主なもので、その他については発電に係る経常経費でございます。

次に、2 款 1 項公債費、1 目元金ですが、情報通信施設として2,470万5,000円をお願いでございます。

2 目利子では、情報通信事業として22万2,000円をお願いでございます。

総計で6,081万1,000円をお願いでございます。

8 ページをお願いいたします。

地方債現在高の見込みに関する調書でございます。

30年度はケーブルテレビがあと 1 回の償還で終了でございます。それが終わりますと、平成31年度につきましては128万4,000円の残額ですが、これで地域の起債残高はゼロとなります。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 質問いたします。

歳入で3 款 1 項 1 目不動産売払収入ということで値引きということですが、これはあれですか、岩久保団地の一画ということでよろしいんですか。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） この地域では岩久保団地ですが、町でほかに植栗地区で分譲地があります。全て見直しを考えております。総合戦略のほうで単なる値引きじゃなくて、お子様がいらっしゃるとか、いろいろ考え方がございますので、その中で値引きを決定していきたいと思っています。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） そうすると、前にも総務課長お話がありましたけれども、前買った人との了解というか合意というか、その辺が大体済んでいるというふうに理解してもよろしいですか。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 地域の方々との話し合いについては今後ということです。

以上です。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

○10番（茂木恒二君） はい。

○議長（浦野政衛君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件につきまして
は、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（浦野政衛君） 日程第6、議案第6号 平成30年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 平成30年度東吾妻町下水道事業特別会計予算について、
提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出とも5億3,282万1,000円で、前年度と比較いたしま
すと1,997万1,000円の減額となります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくだ
さいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） お世話になります。

下水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

それでは、3ページをお願いいたします。

中段の第2表地方債でございますが、下水道事業債、過疎対策事業債、資本費平準化債、合わせて5,630万円を予定させていただいております。

続きまして、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

まず、2の歳入でございます。

1款分担金及び負担金でございますが、1項1目の農業集落排水分担金ですが、箱島・岡崎地区で1件、岩下・矢倉地区で3件、合わせて510万円を見込んでおります。

2項1目の公共下水道負担金でございますが、本年度分12件と滞納繰越分、合わせて988万5,000円を見込んでおります。

2款1項の使用料でございます。1目の公共下水使用料ですが、月平均964件で4,566万4,000円、滞納繰越分48万円を見込んでおります。

次に、2目の浄化槽使用料でございますが、まず設置時使用料690万円につきましては、40基、人槽にして230人槽を見込んでおります。この浄化槽につきましては、平成22年度から奨励金交付制度を設けて整備促進を図っております。

次に、2節浄化槽月額使用料8,817万8,000円でございますが、月平均1,680基ほど見込んでおります。

3節の滞納繰越分は107万円見込んでおります。

4節汚泥引抜清掃料、これにつきましては、会社、事業所等の41基分255万4,000円でございます。

続きまして、3目の農業集落排水使用料でございますが、箱島・岡崎地区が370件、岩下・矢倉地区は311件、両地区合計で2,919万6,000円を見込んでおります。

2節の滞納繰越分は61万円を見込んでおります。

6ページをお願いいたします。

続きまして、3款1項の国庫補助金でございますが、1目生活排水費国庫補助金2,277万2,000円は、循環型社会形成推進交付金の補助金でございます。

2目農林水産業費国庫補助金931万円は、農山漁村地域整備交付金の補助金でございます。

次に、4款1項県補助金でございますが、浄化槽市町村整備費の補助金で463万2,000円を見込んでおります。

5款1項の繰入金でございますが、一般会計繰入金並びに基金繰入金を合わせまして2億4,354万1,000円のお願いでございます。

6 款 1 項の繰越金は、前年同様300万円を見込んでおります。

7 ページをお願いします。

7 款諸収入、1 項預金利子ですが、基金積立利子8,000円でございます。

2 項雑入につきましては、ごらんのとおりでございますが、3 節の箱島岡崎地区雑入として岡崎地区の上信道建設に伴う補償金286万円です。

2 目の駐車場等付帯工事費は10基分の駐車場使用等浄化槽付帯工事費60万円を見込んでおります。

続きまして、8 款 1 項の町債でございますが、下水道事業債、過疎債、資本費平準化債、合わせまして5,630万円を予定しております。

続きまして、8 ページの歳出をごらんください。

1 款 1 項の総務管理費ですが、1 目の一般管理費4,000万1,000円は、職員 5 名分の人件費と事務的経常費でございますので、よろしくお願いします。

続きまして、2 款 1 項の建設事業費6,989万9,000円をお願いでございます。これ以降につきましては、各事業ごとに掲載してございますので、説明欄をごらんいただければと思います。

最初に、公共下水道事業費の1,085万6,000円でございますが、舗装の本復旧、マンホールの高さ調整、取り付け管及び公共ます設置工事など工事請負費が中心となります。

次に、9 ページの浄化槽の整備事業費4,713万1,000円をお願いでございます。昨年度に引き続きまして省エネの浄化槽を推進するということで、40基の設置を計画しており、この工事請負費3,930万円、これに対する排水設備の設置工事費の補助金として375万円を計上させていただいております。この排水設備の設置工事費の補助金でございますが、単独浄化槽またはくみ取り槽からの合併処理浄化槽に転換する場合に限るということです。

次に、農業集落排水箱島岡崎地区でございますが、558万6,000円をお願いでございます。岡崎地区の上信自動車道工事に伴う工事費が主なものでございます。

続きまして、岩下矢倉地区632万6,000円でございますが、新規加入の取り付け管工事とマンホールの高さ調整及び舗装の本復旧工事が主なものでございます。

続きまして、10ページ、3 款 1 項施設管理費 1 億9,785万9,000円をお願いでございます。施設管理につきましては、昨年度より 5 年契約で包括業務委託とし、今年度 2 年目となります。公共下水及び農業集落排水 2 施設の処理場、ポンプ場の管理業務を行い、管路については 5 カ年のサイクルで管路清掃とカメラ調査を実施し、悪いところは適宜修繕するなど計画

的に進め、経費の節減に努めております。

まず、公共下水道事業費5,302万9,000円でございますが、処理場内の機器修繕、施設管理委託及び脱水の汚泥運搬処理業務委託料などが主なものでございます。

11ページをお願いします。

浄化槽整備事業費8,300万9,000円のお願いです。ここでは浄化槽の定期保守点検委託料、年間3回実施、これが主なものでございます。本年は1,680基の保守点検委託料として6,043万1,000円を計上させていただきました。農業集落排水箱島岡崎地区2,838万3,000円及び12ページの岩下矢倉地区2,274万6,000円、ともに施設管理に伴う経費を計上してございます。

農山漁村地域整備交付金事業1,069万2,000円のお願いでございます。これは農業集落排水施設等の老朽化による機能低下が懸念されるため、機能診断調査で現状を把握し、適宜整備構想を策定するものでございます。

続きまして、4款1項公債費でございますが、13ページの元金、利子合計で2億2,476万2,000円となります。内訳はごらんのとおりでございますので、よろしくお願いします。

最後に、5款1項予備費ですが、前年同様30万円を計上させていただきました。

14ページからは給与明細書、続いて17ページは地方債の調書でございますので、よろしくお願いします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） お伺いします。

特別会計の中で公債費残高が一番大きいのが下水道会計だと思いますけれども、先ほどの説明で見ると、一般会計からの繰入金、基金繰入金も一般会計と基金繰入金、これは6ページですか、2億4,354万1,000円という繰入金、特別会計に一般会計の入っているんですけれども、今回の公債費の歳出が2億2,400万円。

そうすると、公債費の元本の償還でほぼ似たような金額を一般会計から繰り入れているということで、であと歳入のところで見ますと、使用料及び手数料が1億7,000万円超ということになるんですけれども、現在こういう形なんですけれども、今回のあれで見ますと、償還していく中で30年度末現在高見込み額は26億6,554万1,000円ということになって、大体

残高推移を見ていくと1億近く、毎年1億前後の残高が減っていくような形になりますけれども、こういう会計を見たときに、これからの予想というか見通しというのはどのような…。今の状態が続くと、私は詳しくちょっとわからないところがあるんですけども、収入をふやすということになると、どうしても使用料及び手数料というところが現在1億7,400万円ほどありますけれども、その辺のことを普通は考えるのかなと思いますけれども、いろいろな条件があると思いますが、それを含めてどうなのでしょう。

○議長（浦野政衛君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） 一般会計繰り入れの関係なんですけれども、これについては農業集落排水と公共下水道ともに以前つくりまして、それに対して国のほうから補助金もこのくらいならいいというようなことで、繰り入れのほうもこのくらいでいいということで、そういうのが国のほうからも来ているんです。

それで、今後またこの後というか、委員会なり全員協議会のほうでも、いろいろ経営戦略のほうもある程度できてきましたので、その辺のところもまた報告させていただきたいと思うんですが、今の段階でいきますと、下水道及びこの後また上水道出るんですが、そちらのほうも料金の関係も、やはり改定のほうしていかなければならないということで、上水道については2月に審議会を開きまして、おおむねその答申、町長のほうから答申出した結果のほうも来ております。その辺もまたお示しできればと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） ありがとうございます。

公共料金の値上げというのは非常に大変な労力と言ったら怒られますけれども、そういうのが必要だと。ぜひこういう厳しい財政運営の中で、どういうふうな形になるかは別として、大いに議論をいろいろな場でするべきではないかなというのはあるんですけども、回答は結構ですけども、そのような趣旨も含めて質問しましたので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（浦野政衛君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件につきまして、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浦野政衛君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(浦野政衛君) 日程第7、議案第7号 平成30年度東吾妻町簡易水道特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第7号 平成30年度東吾妻町簡易水道特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度予算の総額は、歳入歳出とも7,941万4,000円で、前年度と比較いたしますと1,285万2,000円の追加となります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(浦野政衛君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長(高橋 修君) それでは、簡易水道特別会計予算について説明申し上げます。まず、3ページをお願いします。

第2表地方債でございますが、簡易水道事業と過疎対策事業、合わせて2,600万円を予定させていただいております。

続きまして、事項別明細書の5ページ、2の歳入をお願いいたします。

1款1項の分担金でございますが、新設加入分担金3件で32万4,000円を見込んでおります。

2款1項の使用料でございますが、水道使用料として1,220戸分で2,788万8,000円、過年度分使用料100万円、合計2,888万8,000円と2節量水器使用料が1,220戸で158万1,000円、

過年度分量水器の使用料 2 万円、合計160万1,000円を見込んでおります。

3 款 1 項の繰入金でございますが、一般会計からの繰入金2,159万1,000円をお願いするものでございます。

4 款 1 項の繰越金ですが、前年度からの繰越金100万円を予定してございます。

5 款 1 項雑入ですが、水道メーター廃棄処分の売却代 1 万円でございます。

6 款 1 項町債ですが、簡易水道事業債、6 ページの過疎債をそれぞれ1,300万円、合計2,600万円を予定しております。

続きまして、7 ページからの歳出をお願いします。

最初に、1 款 1 項の維持管理費6,164万4,000円のお願いでございます。簡易水道は現在17給水区であり、それらの施設の維持管理費と職員 1 名分の人件費でございます。

11節の需用費の内訳といたしまして、主なものは水道施設の光熱水費の電気料等が603万5,000円、配水管等修繕料が566万円でございます。

12節の役務費でございますが、主に年 3 回の水質検査手数料233万5,000円と機械設備、配管、検針員の保険料22万7,000円でございます。

15節の工事請負費2,853万円の内訳としましては、有効検定期間に近づいております検査量水器の交換工事が53万円、平成 2 年に設置した奥田水源ポンプの交換工事が2,600万円、西榛名給水区の配水管布設替工事が200万円を予定しております。

19節の負担金、補助及び交付金でございますが、8 ページの水道協会会費や料金徴収事務の委託負担金として合計306万2,000円を予定しております。

次に、2 款 1 項公債費ですが、元金、利子合わせて1,777万円を計上させていただきました。

9 ページからは給与費の明細書、11ページ下段には地方債の調書が記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件につきまして、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浦野政衛君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月14日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(浦野政衛君) 日程第8、議案第8号 平成30年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第8号 平成30年度東吾妻町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本年度は、給水戸数4,313戸、年間総配水量139万9,000立方メートル、1日平均給水量3,127立方メートルを予定しております。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益2億1,263万円、水道事業費用2億801万9,000円であります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入9,858万3,000円、資本的支出2億2,075万1,000円でございます。不足する額1億2,216万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填をするものといたします。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(浦野政衛君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長(高橋 修君) それでは、水道事業会計の予算について説明させていただきます。

予算書の2ページ、3ページをごらんください。

水道事業会計の予算でございます。先ほど町長のほうからも説明がありましたが、第1条から第8条までございますが、本会計の基本的な部分でございます。3条が収益的収入及び

支出、4条が資本的収入及び支出でございます。

続いて、3ページの第7条、他会計からの補助金でございますが、一般会計から2,000万円をお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。

続いて、4ページ、5ページをお願いします。

実施計画書ですが、後ほど見積もり基礎のところの説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

6ページはキャッシュ・フローの計算書、そして7ページから9ページが給与費の明細書でございますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。

10ページにつきましては、平成30年度予定貸借対照表でございます。この部分につきましては、資産の部、最下段の資産の合計は、固定資産と流動資産を合わせて24億1,989万7,026円でございます。

11ページにつきましては、上の表が負債の部でございますが、一番下、負債合計が13億5,682万8,946円でございます。下の表、資本の部、下から2行目、資本合計が10億6,306万8,080円となり、一番最下段の負債合計、負債の資本合計と10ページの最下段の資産合計の額が同額となります。

次の12ページは、平成29年度の予定貸借対照表となっております。最下段、資産合計といたしまして24億1,982万8,596円、13ページの最下段、負債資本合計も同額でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、14ページをお願いします。

平成29年度の予定損益計算書でございます。下から3行目、当年度の純利益が29年度末で763万5,267円の予定でございます。

続きまして、15ページでございますが、改定後の地方公営企業会計基準を適用して財務諸表を作成しており、計上の方法等記載をしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、16ページ、平成30年度の見積基礎でございます。

まず、収益的収入の給水収益は1億5,863万1,000円、分担金は259万2,000円、他会計負担金といたしまして552万5,000円、その他営業収益として193万円を見込んでおります。次の営業外収益では、受取利息及び配当金6,000円、他会計補助金として一般会計から2,000万円の補助をお願いするものでございます。これは、企業債償還金の利息に充当したいと考えております。消費税還付金、賃借料がそれぞれ1,000円、長期前受金の戻入が2,394万

2,000円、雑収益が2,000円でございます。

続きまして、17ページの収益的支出をお願いします。

水道事業に係る費用でございます。

まずは営業費用の原水及び浄水費といたしまして251万8,000円、配水及び給水費で2,234万8,000円、総係費で5,534万5,000円でございます。これらは、水道事業に係ります維持管理費及び人件費でございます。いずれも経費の節減には努めておりますが、ごらんのとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、19ページをお願いします。

減価償却費で7,826万4,000円、資産減耗費で510万円、その他営業費用で100万円の見込みでございます。

営業外費用でございますが、消費税800万円、支払利息及び企業債取扱諸費で1,934万4,000円、雑支出として40万円でございます。

続いて、20ページの資本的収入でございます。

最初の他会計負担金でございますが、一般会計負担金として3カ所の消火栓の設置負担金210万円、工事負担金としては原町バイパス国道145号の電線共同溝工事関係1,700万円、上信道建設工事関係2,038万3,000円、大戸配水管の布設替工事関係で5,910万円を見込んでございます。

続いて、資本的支出でございます。

建設改良費の送配水設備の工事費で1億3,980万円、そのうち工事請負費として1億2,780万円を計上し、ごらんの工事を予定しております。工事概要は三島及び植栗地内の老朽管の布設替、原町バイパスの国道145号の電線共同溝工事に伴う布設替、上信道建設に伴う吾妻西バイパスの布設替、大戸地内、馬場・手子丸線配水管布設替、そして消火栓の設置、配水支管及び大戸地内の遠隔装置の更新などでございます。委託料は1,190万円、これについては工事関連の委託でございます。

次の量水器費につきましては、新築等新規設置分50戸の量水器購入費でございます。

次の固定資産購入費100万円は、工事器具等の購入費でございます。

最後に、企業債の償還金といたしまして7,986万2,000円のお願いでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 先ほど下水道事業のときに、課長ちょっとお話がありましたけれども、水道事業は恒常的にというか、一般会計から2,000万円、同じような金額をずっと繰り入れていますけれども、関連して水道事業料金改定したのはもう10年近くなるんでしょうかね。今、審議会のお話がありましたけれども、これはあれですか、より健全化する、健全化という言い方あれかもしれませんけれども、料金を見直すという方向であるということでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） この件につきましても、今後、定例会で、また総務建設常任委員会、また全員協議会ありますので、その中で今までの審議会の経過等またお話をさせていただきます。いずれにしろ一般会計のほうから2,000万円、今まで利子の償還のほうに充てるということでいただいているんですけれども、それについても、ある程度めどのほうはついてきましたので、その辺また委員会等でお話させていただきますが、よろしいですか。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

○10番（茂木恒二君） はい、いいです。

○議長（浦野政衛君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件につきましては、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会におきましては、3月14日までにその審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第9、議案第9号 平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第6

号)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第9号 平成29年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに3億697万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を95億4,054万4,000円とするものでございます。

また、繰越明許費及び地方債補正につきましては、追加変更等のお願いでございます。町税については、現在の調定額に対する収入見込み額を計上いたしました。普通地方交付税は、交付決定額に合わせるため1億3,867万6,000円の追加となっております。

今回の補正は、事業費等の確定に伴う補正がほとんどでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(浦野政衛君) 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長(水出智明君) お世話になります。

それでは、1ページをお願いいたします。

平成29年度一般会計補正予算(第6号)でございます。

第1条ですが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ3億697万9,000円を減額をし、総額を歳入歳出それぞれ95億4,054万4,000円とするお願いでございます。

第2条は繰越明許費の補正、第3条は地方債の補正です。

次に、詳細についてご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。内容は繰越明許費の追加及び変更でございます。

2款総務費、1項総務管理費、次期総合計画策定事業から11款災害復旧費まで11事業を追加するものでございます。

次に、変更でございますが、庁舎建設事業を10億8,000万円から6億5,500万円に変更をするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正です。内容は地方債の変更になります。防火水槽整備事業から公共土木施設現年補助災害復旧事業までの10事業に対する地方債限度額を、補正前の限度額を補正後の限度額、右側になりますが、そこに変更をするお願いでございます。

続きまして、事項別明細につきまして、歳入の説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

1款町税、1項町民税ですが、個人、法人合わせ、決算見込み額による347万8,000円の減額です。内訳につきましては、説明欄のとおりでございます。

2項固定資産税につきましても、決算見込み額による1,570万7,000円の追加でございます。

4項町たばこ税ですが、決算見込み額による102万5,000円の減額です。

5項入湯税につきましても、決算見込み額による46万円の減額となります。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税ですが、交付見込み額により63万円の追加です。

2項自動車重量譲与税につきましても、交付見込み額による347万6,000円の追加でございます。

3款1項利子割交付金ですが、交付見込み額による20万円の減額です。

4款1項配当割交付金ですが、交付見込み額による220万円の減額でございます。

5款1項株式等譲渡所得割交付金につきましても、交付見込み額による300万円の減額です。

6款1項地方消費税交付金におきましても、交付見込み額による2,700万円の減額となります。

7款1項ゴルフ場利用税交付金ですが、これも交付見込み額により300万円の追加でございます。

8款1項自動車取得税交付金ですが、交付見込み額によりまして、1,700万円の追加でございます。

10款1項地方交付税ですが、普通交付税交付決定額によりまして、1億3,867万6,000円を追加するものでございます。

13款1項使用料でございますが、確定及び見込み額により総額で48万6,000円の減額でございます。内容については説明欄をごらん願います。

14款1項国庫負担金ですが、決算見込み及び事業確定による1,666万1,000円の減額でございます。内容については説明欄をごらんいただきたいと思います。

2 項国庫補助金ですが、事業確定及び決算見込みにより総額で28万6,000円の減額でございます。内容については説明欄をごらんください。

3 項の委託金ですが、決算見込みによる68万円の減額です。

15款 1 項県負担金ですが、決算見込みによる1,291万円の減額でございます。内容については説明欄をごらん願います。

2 項の県補助金でございますが、決算見込み及び事業費確定によりまして、1,250万6,000円の減額でございます。詳細については説明欄をごらん願いたいと思います。

3 項の委託金ですが、事業確定に伴いまして、5 万1,000円の増額でございます。

16款 1 項財産運用収入……

○議長（浦野政衛君） 恐れ入りますが、説明の途中ではありますが、県の支出金から、また午後にお世話になりたいと思うんですが、申しわけないですね。

それでは、ここで休憩をとらせていただきます。

午後 1 時まで休憩をいたします。

（午後 零時 0 1 分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

○議長（浦野政衛君） 午前に引き続き担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） それでは、13ページの最下段の県支出金からお願いしたいと思います。

県支出金の県負担金でございますが、それぞれの負担金の決算見込み額によりまして、総額で1,291万円の減額でございます。それぞれの負担金については説明欄をごらんいただきたいと思います。

次のページ、14ページにいきまして、2 項の県補助金でございます。これにつきましても

各事業ありますが、それぞれ決算見込み及び事業費の確定によりまして、1,250万6,000円の減額でございます。

3項の委託金でございますが、これにつきましても事業確定に伴う5万1,000円の増額でございます。

次の16款1項財産運用収入ですが、利子見込み額によりまして7万4,000円の減額でございます。

2項財産売払収入ですが、土地、立木などの売払収入によりまして、1,949万3,000円の増額でございます。

17款1項寄附金ですが、一般寄附金などによりまして、35万円の増額でございます。

次ページ、16ページにいきまして、18款1項基金の繰入金でございますが、2目財政調整基金については、全体の予算を見の中で繰り入れは必要ないということと判断いたしまして、皆減でございます。庁舎建設基金につきましては、事業費の確定による減額でございます。総額で、もう一つは合併市町村振興基金、これにつきましては、充当先の事業が確定したことによりまして485万円の減額、総額で1億6,584万8,000円の減額でございます。

20款4項雑入ですが、4目指定管理者等雑入につきましては、国民宿舎施設使用納付金の未納額1,077万9,000円を主なものとしました1,899万3,000円の追加、6目ダム関連事業雑入、7目雑入につきましては各事業の確定によるもので、4項雑入の合計、総合計で1,315万2,000円の追加でございます。

21款1項町債ですが、事業費の確定などによる2億7,170万円の減額でございます。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） それでは、歳出について説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費でございます。136万9,000円の減額でございます。不用額の減額ですが、主に研修旅費や交際費等の減額が主なものになっております。

次に、2款1項1目一般管理費についてでございますが、説明欄をごらんいただきたいと思います。職員人件費につきましては、職員共済組合負担金の追加でございます。一般管理事務費では、不用額の減額が主なものでございます。

2 款 1 項 2 目行政振興費でございます。事業費の確定による減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 3 目の財政管理費でございますが、時間外、不用額 3 万円の減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 会計課長。

○会計課長（松井秀之君） 4 目の会計管理費でございますが、事業の確定見込みによる 80 万 8,000 円の減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、財産管理費をお願いいたします。財産管理費では町有バスの運行事業で自動車運転業務委託の減120万、その他財産管理事業でアスベストの調査委託料、減額が509万8,000円でございます。地域振興センター事業では光熱水費が減となりまして、120万円でございます。また、修繕料も35万円の減でございます。庁舎建設事業では、工事請負費の減額8,000万円でございます。

次の 6 目公平委員会費、次の 7 目の固定資産評価審査委員会費につきましては、不用額の減ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 次の 8 目財政調整基金費でございますが、1 億 6,655 万 9,000 円の増額でございます。内容につきましては、財政調整基金への積み立てを 1 億 7,600 万円を追加しまして、減債基金につきましては、庁舎建設の設計分が繰り越したため、積み立てを 30 年度に計上することから全額を減額をいたします。

9 目の企画費ですが、1,633 万 4,000 円の減額をお願いでございます。主なものは、光ケーブル等管理事業におきまして、上信自動車道の工事にかかわるケーブル移転工事が、道路工事のおくれ等によりまして、予定していたものができなかったことによりまして、1,476 万 2,000 円の減額、これが主なものでございます。

また、少子化対策事業ですが、いわびつ婚が中止となって、人数集まらなく中止ということになってしまいましたので、その分の部分が減額となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、21 ページ、2 款 1 項 13 目交通対策費でございます。

費用弁償の減額50万円でございます。よろしくお願いします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、14目電算業務費でございますが、時間外及び事業確定見込みによります21万5,000円の減額でございます。

次の広報広聴活動費でございますが、決算見込みに伴う172万円の減額でございます。よろしくお願いします。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、17目地域活性化対策費642万9,000円の減額でございます。地域活性化事業の174万円の減額は、事業の確定等によります、まずは職員の時間外勤務手当30万円の減、自治総合センターより交付を受けて実施してまいりました環境保全促進助成事業、講演会等でございますが、事業の確定によります20万円の減、岩櫃太鼓などの地域活性化団体への補助金24万円の減、地域振興事業補助金が60万円の減、地域振興事業環境美化補助金が40万円の減、いずれも不用額の減額でございます。

続きまして、地域おこし協力隊事業48万9,000円の減額は、事業拠点建物の借上料の不用額の減額でございます。

吾妻溪谷活性化対策事業420万円の減額は、ハッ場ダム周辺地域におきまして長野原町と協調して看板の設置を県のハッ場ダム対策事務所に委託して実施してまいりましたが、本年度の事業の確定によります不用額398万円の減額でございます。備品購入22万円の減額は、自転車型トロッコの購入において事業の確定によります不用額の減額でございます。よろしくお願いします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 次の18目交流事業推進費ですが、187万円の減額です。都市交流促進事業につきましては、台湾基隆市訪問にかかわる費用を補正でお世話になったところでございますが、1泊2日の行程に変更になったということで、その不用額177万円の減額のお願いでございます。よろしくお願いします。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、交流人口推進事業10万円の減額は、交流イベント等事業の確定によります消耗品の不用額の減額でございます。よろしくお願いします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、2款1項20目諸費でございます。防犯事業が確定し

まして、電気料の減額が50万円、防犯灯のカメラのリース料の減額が292万円、工事請負費が50万円の減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 税務課長。

○税務課長（黒岩康茂君） 続きまして、2項の徴税費でございます。1目の税務総務費の14万8,000円の減額は、人件費の確定によるものでございます。

2目の賦課徴収費の442万8,000円の減額は、還付金及び還付加算金決算見込み額及び固定資産税課税客体調査等委託料、収税関係決算見込み額の確定によるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費475万7,000円の減額でございます。まず、職員人件費16万円の減額、時間外勤務手当の減額です。

次に、戸籍ですが、13万円の減額です。消耗品費等の減額です。

住民基本台帳はシステム改修業務委託料の減額分として158万7,000円の減額です。

住基ネット・公的個人認証関係ですが、278万円の減額です。住基ネットの機器に係る保守料の減額と個人番号カード関連事務委任交付金の決定による減額となります。

それから、人権擁護委員関係として10万円の減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、2款4項4目東吾妻町長選挙費でございます。事前の準備費であります職員の時間外勤務手当を41万1,000円、ポスター掲示板等の購入費に当たります消耗品費49万3,000円の計上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 次、24ページにいきまして、統計調査費になります。工業統計、それから住宅・土地統計調査単位区設定につきまして、時間外の不用額の減額3万5,000円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 同じく、2款6項1目監査委員費でございます。監査委員費につきましては、各費目の不用額の減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 7項1目ダム対策総務費1,468万3,000円の減額でございます。

説明欄の方にございますダム対策総務費とその次にありますふれあい公園事業建設課分につきましては、事業の確定及び決算見込みに伴います減額でございます。

次に、渓谷自然公園事業（建設課）でございますが、予定しておりました水特事業による事業が名勝地指定されているため、県文化財保護課とも許可を得る手続を進めるという前段で、県のほうでは判断できないということで、事業未実施による減額でございます。よろしくをお願いします。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、8項1目岩櫃ふれあいの郷総務費889万円の減額でございます。岩櫃ふれあいの郷総務費849万円の減額は、臨時職員の社会保険料164万円、賃金220万円、電気料が200万円、ごみ処理手数料が30万円、施設の保守点検委託料が90万円、管理委託料が55万円、町営時代に発行しました回数券の還付金が90万円、いずれも不用額の減額でございます。温泉センター管理運営費では電気料の40万円の減額でございます。

2目コンベンションホール管理費では、電気料12万円、保守点検委託料15万円、下水道使用料5万円、いずれも不用額の減額のお願いでございます。

3目道の駅管理事業249万5,000円の減額は、電気自動車の急速充電器の電気料28万円、保守点検委託料21万5,000円、26ページをお願いいたします。町営時代に発行いたしました天狗の湯・岩櫃城温泉の回数券の清算金200万円、いずれも不用額の減額でございます。

続きまして、9項温泉事業、1目桔梗館管理費は、町営時代に発行した桔梗館・岩櫃城温泉の回数券の清算金150万円の不用額の減額でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、3款の民生費でございます。1項1目の社会福祉総務費では積立金5万円の追加でございます。説明欄をごらんください。これはファームドゥ株式会社から福祉指定寄附がございましたので、福祉事業基金に積み立てるものでございます。

次に、2目障害福祉費4,140万円の減額ですが、障害児者総合支援事業では決算見込みにより、障害福祉サービス給付費4,000万円の減額でございます。

次の障害福祉事業につきましても、決算見込みによりまして特定疾患等患者見舞金140万円の減額でございます。

4目老人福祉費の老人福祉事業194万5,000円の減額ですが、まず敬老祝金及び敬老会事

業補助金は事業確定に伴う減額、老人クラブ運営費補助金につきましては1団体分の追加の
お願いでございます。次の在宅介護慰労手当は、事業確定に伴う減額となります。

次に、地域包括支援センター事業では、一般職給料2万円の追加のお願いでございます。
よろしく申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 続きまして、6目国民健康保険費636万3,000円の減額でござい
ます。国保特別会計事業勘定への繰出金として保険基盤安定繰出金、財政安定化支援事業繰
出金及び福祉医療波及分の繰出金のそれぞれ額の確定による減額でございます。

次の8目の後期高齢者医療費358万9,000円の減額でございます。後期高齢特別会計への
保険基盤安定繰出金の額の確定に伴う減額でございます。よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、2項の児童福祉費でございます。1目児童措置
費では子育て支援費377万円の減額ですが、出産祝金及び児童手当の減額で、いずれも決算
見込みによるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 教育課長。

○教育課長（田中康夫君） 続きまして、2目の保育所費は495万円の減額のお願いでござい
ます。それぞれの実績によりまして減額をさせていただきます。

以上です。

○議長（浦野政衛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） 続きまして、4款の衛生費でございます。1項1目の保健衛
生総務費では、503万8,000円の追加のお願いでございます。保健総務費では勤勉手当、共
済組合負担金の追加のお願いでございます。

次の国保特別会計施設勘定繰出金492万9,000円のお願いです。後ほど特別会計で説明
させていただきますので、よろしく願いいたします。

28ページをお願いします。

2目の予防費30万円の減額は、決算見込みによる医薬材料費の減額でございます。

3目の母子保健費、5目の健康推進費につきましても、決算見込みによる減額でござい
ます。よろしく願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） 6目環境衛生費200万円の減額でございます。太陽光発電設置費

補助金の申請見込み件数の減による減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） 4款3項1目の簡易水道費でございますが、町営水道以外の簡易水道費等への改修事業補助金50万円の減額、簡易水道特別会計への繰出金532万4,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、簡易水道特別会計補正予算のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、5款1項労働費、1目労働諸費9万1,000円の減額でございます。雇用対策事業としまして行った合同企業説明会にかかわる消耗品等の不用額の減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 農林課長。

○農林課長（丸山和政君） 続きまして、29ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。68万円の減額です。7目賃金から13目委託料まで、確定または確定見込み額でございます。

2目の農業総務費では、3万1,000円の減額でございます。需用費の確定見込みによる減額でございます。

3目の農業振興費では、1,862万8,000円の減額のお願いでございます。説明欄の経営所得安定対策事業から30ページの環境保全型農業直接支払事業まで、補助金額の確定、事業の確定及び確定見込み額によります減額または追加でございます。

5目畜産振興費では、5万7,000円の減額のお願いでございます。それぞれの事業、補助金の確定見込みに伴います減額でございます。

6目農地費では、474万円の減額のお願いでございます。基盤整備事業（萩生川西地区）から31ページの町単小規模土地改良事業まで、事業確定、または事業確定見込みによります減額でございます。

31ページ、7目地籍調査費では3,972万6,000円の追加のお願いでございます。備考欄の地籍調査費250万5,000円の減額は、事業確定及び確定見込みによる減額でございます。

地籍調査費（国補正事業）4,223万1,000円の追加は、国の補正予算による平成30年度分の多くが認められました。須賀尾の一部4、0.83平方キロメートル及び岩下の一部1、0.24平方キロメートルの1筆調査測量業務委託及び須賀尾の一部3、0.32平方キロメートルの地籍測定業務委託料が主なものでございます。

なお、この予算は平成30年度へ繰り越しとさせていただきます。

続きまして、32ページ、6款2項林業費、1目林業振興費では1,452万4,000円の減額のお願いでございます。事業確定、または事業確定見込みによる減額でございます。

33ページの2目林業基盤整備費では、2,195万6,000円の減額でございます。広域基幹林道から町単林道整備事業まで事業確定、または事業確定見込みによる減額でございます。

3目町有林管理費では、76万3,000円の減額でございます。この目も事業確定、または事業確定見込みによる減額でございます。

農林課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） 続きまして、7款1項2目商工振興費1,497万8,000円の減額でございます。

説明欄をごらんください。住宅新築改修等補助金が150万円の減、34ページをお願いいたします。空き店舗対策事業補助金が160万円の減、企業立地奨励金施設設置分が187万8,000円の減、企業立地奨励金施設整備分が1,000万円の減でございます。この1,000万円につきましては、予定していました1企業において事業の開始が平成29年3月に予定していたところですが、4月にずれ込むことによりまして、不用額となったものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、3目観光費515万8,000円の減額でございます。観光管理費では吾妻溪谷内で行ったシャトルバスの運行補助金135万円の事業確定に伴う減額でございます。

温川キャンプ場におきましては、事業の確定に伴います管理人賃金が10万円、施設修繕費が25万8,000円、いずれも不用額の減額でございます。

次に、あづまキャンプ場は、事業の確定に伴う管理人賃金が44万5,000円、施設修繕費が19万8,000円、施設委託料が28万5,000円、いずれも減額でございます。

都市公園管理事業は清掃管理委託料15万円の減額、日本ロマンチック街道事業では事業の確定に伴うスタンプラリー負担金の25万円の減額でございます。

真田丸継承事業におきましては、事業確定に伴う報償費です。57万2,000円、消耗品5万円、広告料50万円、工事費100万円、いずれも不用額の減額のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 8款1項1目道路橋りょう総務費33万2,000円の減額のお願いで

ございます。内容といたしましては、吾妻ふるさと大橋の開通式が完了したこと、また県道路協会以降、各団体の会費が確定による減額でございます。

続きまして、35ページの2目道路維持費382万5,000円の減額のお願いでございます。委託料の減額理由につきましては、西榛名地区における分筆登記業務が相手方の都合により未実施になってしまったもの、工事請負費の追加につきましては、町道岩井・上河原線の舗装工事に伴うもの、県営事業負担金につきましては、群馬県農政部で実施しております道路ストックの部分で国からの交付金が配当がなかったためによる減額でございます。

続きまして、3目道路改良費1億717万4,000円の減額のお願いでございます。説明欄をごらんいただきたいと思います。道路改良費8,260万円の減額でございますが、委託料の117万2,000円につきましては、町道鳩の湯線の公図混乱及び線形の精査によるためでございます。工事請負費5,227万2,000円、土地購入費900万円並びに補償金2,250万円の減額につきましては、町道馬場・手子丸線、町道松の木線等の用地調査、地元調整のおくれに伴うものでございます。

続きまして、ダム関連道路費17万4,000円の減額につきましては、額の確定に伴う減額でございます。

続きまして、上信自動車道関連事業2,440万円の減額でございますが、上信自動車道建設事務所で進めておる事業のおくれに伴う減額のお願いでございます。

続きまして、4目橋りょう維持費700万円の減額でございますが、既に発注した寺沢橋、見城橋の発注に伴い、減額をお願いするものでございます。

続きまして、2項都市計画費、1目都市計画総務費109万2,000円の減額のお願いでございます。説明欄に記載をさせていただきましたが、時間外勤務手当の減額が主なものでございます。

次に、広場管理費につきましては、事業完了に伴う減額、18万6,000円の減額をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） 続いて、2項2目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金2,165万2,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、下水道事業特別会計補正予算のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君）　続きまして、3項1目公営住宅管理費290万円の減額のお願いでございます。町営住宅の屋根修繕工事、火災報知器交換工事完了に伴う減額となります。

続きまして、3目住宅管理費130万9,000円の減額は、住宅耐震改修工事等の補助金に希望者がなかったことによる減額でございます。よろしくお願いします。

○議長（浦野政衛君）　総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　続きまして、消防費、9款1項1目消防費でございます。防火水槽の設置工事等の事業確定による減額や消防ポンプ自動車の事業確定によります減額が主なものになります。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君）　教育課長。

○教育課長（田中康夫君）　続きまして、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は14万2,000円の追加のお願いでございます。時間外勤務手当の追加と期末手当、勤勉手当の減額のお願いとなります。

4目通学バス運営管理費につきましては、500万円の減額のお願いでございます。スクールバス運行実績に基づくものでございます。

5目給食センター運営管理費では130万円の減額のお願いでございます。7節賃金は減額となりますが、11節需用費は220万円の増額のお願いでございます。給食の賄材料費、この冬の野菜の高騰などによる補正になります。

15節工事請負費及び18節備品購入費は、こども園開設関連で備品をそろえるものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費では156万3,000円の減額のお願いでございます。説明欄をごらんください。それぞれ実績に伴う補正でございますが、燃料費の補正につきましては灯油の高騰と寒波によるものでございます。

38ページ、3項中学校費、1目学校管理費につきましては、298万9,000円の減額のお願いでございます。事業実績に伴うものでございます。

2目の教育振興費は、実績に伴い140万円の減額です。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費については、8万6,000円の減額のお願いでございます。職員の育児休業による減額とこども園開設に向けた時間外勤務手当の追加、それに原町幼稚園から東幼稚園の4園の燃料費につきましては、灯油の高騰と寒波により燃料費を補正するものでございます。

39ページをお願いいたします。

3目幼稚園施設整備費につきましては、898万8,000円の減額のお願いでございます。これは原町幼稚園の増改築工事の事業費が確定したものでございます。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、10万円の減額のお願いでございます。放課後子ども教室ですが、インフルエンザ流行に伴い、実施日数が減少し、減額となりました。

2目公民館費につきましては40万円の追加のお願いでございます。時間外勤務手当と暖房用燃料費の追加でございます。

3目文化財保護費につきましては、51万円の減額のお願いでございます。時間外勤務手当の追加と11節需用費、印刷製本費60万円の減額のお願いでございます。印刷製本費は入札差金によるものでございます。

4目青少年対策費では12万4,000円の減額のお願いでございます。子ども交流事業の事業費が確定したものでございます。

5目発掘調査費では69万円の減額のお願いでございます。内訳は40ページにかけて記載のとおりでございます。

なお、遺跡から出土した貴重な鉄製品の保存処理を今年度予算で予定をしておりましたが、冒頭の説明にありましたとおり、30年度へ繰り越し事業とさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

40ページ、6項保健体育費、3目施設管理費では810万円の減額のお願いでございます。主なものは町民体育館の改修設計委託料の入札差金と他の工事関係の入札差金でございます。教育課関係は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 11款2項2目道路復旧費100万円の減額でございます。これにつきましては、国の対象事業が確定したことによる減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 12款1項公債費でございますが、元金、利子合わせまして、地方債償還金を1,620万円減額するものでございます。

以上、平成29年度一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

す。

◎議案第33号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第10、議案第33号 平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第33号 平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに25万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億4,080万円とするものでございます。今回の補正につきましては、東吾妻町議会議員補欠選挙に伴うものが主な内容でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

そうすれば、内容についてご説明を申し上げます。

最終ページに事項別明細書がありますので、それによりまして歳入歳出の説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、10款1項地方交付税につきまして特別地方交付税を25万6,000円追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、2款1項3目財政管理費の財務会計等システムレンタル使用料の確定によりまして、不用額51万9,000円を減額するものです。

続きまして、2款4項選挙費でございますが、5目の東吾妻町議会議員補欠選挙費でございます。補欠選挙に伴う平成29年度分の費用77万5,000円の追加でございます。内容につきましては、消耗品費、看板になりますが、それと印刷製本費でございます。

以上、平成29年度一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第11、議案第10号 平成29年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 平成29年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、まず事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ9,140万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億3,459万4,000円とするものでございます。

次に、施設勘定であります。歳入歳出それぞれ400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億30万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、国保特別会計の補正について説明いたします。

まず、4ページをお願いいたします。

4ページ下の欄になりますが、第2表地方債の補正です。医療機器整備事業として過疎債の限度額を30万円減額して、610万円とするものでございます。

続いて、5ページですが、事項別明細書の総括ですけれども、歳入歳出それぞれ9,140万1,000円を減額するものでございます。

続いて、6 ページからお願いいたします。

歳入からになりますが、1 款 1 項国民健康保険税、1 目の一般被保険者国民健康保険税と 2 目の退職被保険者等国民健康保険税、合計で1,054万5,000円の減額です。主に課税所得額の補正や被保険者数の減少等によるものでございます。

次の3 款 1 項国庫負担金につきましては、合計で3,860万9,000円の減額です。1 目から 3 目まで、それぞれの負担金の額の確定によるものでございます。

2 項の国庫補助金は79万5,000円の減額です。2 目の特別財政調整交付金と 3 目の国保制度関係業務準備事業費補助金、それぞれこれも額の確定による減額でございます。

4 款 1 項の県負担金250万2,000円の減額です。これも 1 目の高額医療費共同事業負担金、2 目の特定健康診査等負担金、それぞれ額の確定によるものでございます。

次のページ、8 ページになりますが、2 項の県補助金は31万円の追加となります。

5 款 1 項の療養給付費交付金212万9,000円の減額です。退職者等医療給付費交付金の額の確定による減額でございます。

8 款 1 項の共同事業交付金、合計で3,113万5,000円の減額です。1 目の共同事業交付金、2 目の保険財政共同安定化事業交付金ともに、これも額の確定によるものでございます。

それから、次の9 款 1 項 1 目の一般会計繰入金636万3,000円の減額です。保険基盤安定繰入金、財政安定支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金として福祉医療波及分の減額分でございます。

それから、11款 1 項の延滞金及び過料は92万円の減額です。

2 項の雑入は128万7,000円の追加で、1 目の一般被保険者第三者納付金の追加が主なものでございます。

続いて、歳出ですが、10ページになります。

1 款 1 項 1 目の一般管理費32万4,000円の減額です。

2 款 1 項療養諸費、合計で5,253万5,000円の減額です。

1 目と 3 目で、それぞれ実績に基づく保険給付費見込み額でございますが、今年度の医療費、前年度に比べてマイナスの予想となることによる減額でございます。

それから、次の7 款 1 項共同事業拠出金につきましては、1 目と 3 目の合計で3,607万1,000円の減額で、これも連合会での確定額でございます。

8 款 2 項 1 目の保健衛生普及費13万9,000円の減額です。委託料の確定によるものでございます。

10款1項1目の一般被保険者保険税還付金200万円の減額、同じく2項1目の直営施設勘定繰出金33万2,000円の減額、へき地診療施設運営費繰出金の減額でございます。

続いて、施設勘定になりますが、12ページになります。

明細書の総括ですが、歳入歳出それぞれ400万円の減額でございます。

13ページから歳入ですが、1款1項外来収入、合計で796万5,000円の減額です。主なものは3目の後期高齢者診療報酬収入800万円の減額の見込みによるものでございます。

次の3款1項1目の国保施設費県補助金33万2,000円の減額です。特別調整交付金の確定による減額でございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、492万9,000円の追加でございます。

同じく2項1目事業勘定繰入金、事業勘定からのこれは繰出金と同額の33万2,000円の減額となります。

7款1項1目の過疎債30万円の減額、事業費確定に伴う減額でございます。

それから、次の14ページですが、歳出ですが、歳出につきましては、2款1項医業費で2目の医療用機械器具費200万円の減額、実績に伴う医療用酸素リース料の減額でございます。

それから、4目の医薬品衛生材料費200万円の減額につきましても、実績に伴う医薬品の購入見込み額の減額でございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第12、議案第11号 平成29年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 平成29年度東吾妻町高齢者医療特別会計補正予算（第

2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ646万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億65万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（三枝 仁君） それでは、後期高齢者医療特別会計補正について説明いたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、1款1項1目の後期高齢者医療特別徴収保険料621万3,000円の追加です。同じく2目の普通徴収保険料343万6,000円の追加です。これは広域連合による保険料の確定見込みによる追加でございます。

それから、2款1項2目の保険基盤安定繰入金358万9,000円の減額です。額の確定によるものでございます。

3款1項1目雑入40万円の追加です。広域連合の共通経費の清算に伴うものでございます。

続いて、5ページの歳出ですが、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金650万円の追加です。納付金の確定見込みによるものでございます。

次の3款1項1目人間ドック助成事業費4万円の減額です。健診委託料の確定による減額でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午後2時10分といたします。

（午後 1時54分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第13、議案第12号 平成29年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 平成29年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,161万8,000円を減額して、総額をそれぞれ4億8,872万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） お世話になります。

それでは、3ページをお願いいたします。

3ページの第2表でございますが、地方債の補正でございます。1の地方債の変更で下水道事業を540万円減額して限度額を370万円、過疎対策事業を550万円減額し、限度額を360万円とするものでございます。

続きまして、5ページ、2の歳入をごらんください。

事項別明細書でございます。

1款1項1目の農業集落排水分担金181万8,000円の減額のお願いでございます。箱島岡崎地区で2件、岩下矢倉地区で1件の新規加入がございました。

1款2項1目の公共下水道負担金492万円の減額、これにつきましては12件の新規加入でございました。

2款1項の使用料でございますが、1目の公共下水使用料384万6,000円、2目浄化槽使

用料は設置時使用料、月額使用料合わせて598万5,000円の減額、3目農業集落排水使用料80万円の追加のお願いでございます。

3款1項1目生活排水費国庫補助金1,070万1,000円の減額のお願いでございます。合併処理浄化槽の設置基数38基の確定によります減額でございます。

続きまして、4款1項1目の県補助金53万8,000円の減額でございます。これにつきましては、浄化槽市町村整備費県補助金の補助対象額の確定によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

5款1項1目の一般会計繰入金2,165万2,000円の減額でございますが、事業費の確定に伴うものでございます。

2目基金繰入金13万4,000円の減額は、元金及び利子償還分でございます。

7款2項1目の雑入ですが、3節箱島岡崎地区雑入で合計170万円の減額、これは県補償工事の上水道工事に伴うマンホール移設工事を今年度未実施のための減額でございます。

2目駐車場等付帯工事費22万4,000円の減額は、駐車場付帯工事箇所確定による減額でございます。

8款1項の町債でございますが、1目の下水道事業債で540万円の減額、2目過疎債で550万円の減額、合計で1,090万円の減額でございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

2款1項1目の建設事業費3,249万5,000円の減額のお願いでございますが、説明欄に事業ごとにまとめてございます。公共下水道事業費707万円の減額でございます。浄化槽整備事業費では1,989万2,000円の減額でございます。設置基数が確定したことにより、工事請負費1,720万円の減額が主なものでございます。農業集落排水2地区につきましても、事業確定によります工事請負費の減額でございます。

3款1項1目の施設管理費2,829万1,000円の減額でございますが、4施設の管理業務委託等事業確定に伴うものでございます。

8ページをお願いいたします。

4款1項の公債費でございますが、4施設の元金、利子合わせて83万2,000円の減額でございます。内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第14、議案第13号 平成29年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 平成29年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ240万円を減額して、総額をそれぞれ6,855万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 修君） それでは、3ページをごらんください。

第2表地方債の補正でございます。1の地方債の変更でございますが、簡易水道事業及び過疎対策事業をそれぞれ10万円減額し、限度額をそれぞれ270万円とするものでございます。

続いて、5ページの事項別明細書をごらんください。

2の歳入でございますが、1款1項1目簡易水道分担金ですが、今年度8件の加入がありましたので、48万1,000円の追加のお願いでございます。

2款1項1目簡易水道使用料についても、今年度の実績により182万5,000円の追加のお願いでございます。

3款1項1目繰入金532万4,000円の減額、5款1項2目消費税還付金の81万8,000円の追加でございますけれども、これにつきましては確定申告に伴う還付金でございます。

6款1項1目簡易水道事業債及び2目過疎債は、先ほど説明しましたとおり、それぞれ10

万円の減額のお願いでございます。

続いて、6 ページ 3 の歳出でございますが、1 款 1 項 1 目の維持管理費ですが、240 万円の減額のお願いでございます。主なものは、簡水施設での電気料及び消費税の納付金の減額でございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3 月 14 日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第 27 号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第 15、議案第 27 号 第 2 次東吾妻町職員定員適正化計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 27 号 第 2 次東吾妻町職員定員適正化計画について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町におきましては、今まで行政改革大綱の中で定員給与の適正化を重点項目の一つとして位置づけ、削減目標を立て、職員数の適正化に努めてまいりました。その結果、職員数は削減され、平成 29 年 3 月に定員の改正をすることができました。

そのような状況のもと、行政課題や社会情勢の変化に対応する効率的で効果的な安定した行財政運営ができる組織体制を確立するため、計画的な職員採用を行い、組織の活性化及び組織を支える人材の確保・育成を狙いとして第 2 次東吾妻町職員定員適正化計画を策定するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 詳細説明をさせていただきます。

東吾妻町職員定員適正化計画につきましては、第1次として平成24年度から28年度の5年間で策定をいたしました。この計画は、23年度の224人を基準とし、平成28年度には8.9%、20人を削減する204人を目標としておりました。目標は達成しましたが、早期退職者が増加したこともあり、目標職員数に対しまして、10人少ない結果となりました。不足が生じる業務につきましては、短時間再任用職員や臨時的任用職員等で対応しております。

今回の第2次の計画につきましては、平成30年度から34年度の5年間で計画しております。

また、計画の目標は、総職員数を平成29年度の定員数204人を基準とし、5年後の平成34年度には3人削減した201人を目標としております。

この計画の基本的な考え方は、職員採用の平準化でございまして、その方法といたしまして、計画的な職員採用、新しい行政ニーズに応えられ、職員間の協力と迅速かつ効果的な体制の検討等事務改善及び町民から信頼される職員の育成と適材適所への配置でございます。

このようなことから、総合計画等による行財政改革の取り組みを引き続き進めていく中で、人材育成や再任用制度の効果的な運用等を図りながら、安定的な組織体制の確立に努めていきたいと考えております。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第28号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第16、議案第28号 東吾妻町第2次総合計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第28号 東吾妻町第2次総合計画について、提案理由の説明を申

し上げます。

町では、町村合併後の平成20年4月に第1次総合計画を策定し、住民が誇りを持って暮らす町を目指す将来像と定め、その実現に向けた取り組みを平成29年までの10年間にわたり進めてまいりました。

しかしながら、人口減少や少子化、高齢化の進行など本町を取り巻くさまざまな環境が大きく変化をしております。これらのことを背景に、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すと同時に、住民と行政が共有すべき町づくりの長期的な展望を示す最上位計画として第2次総合計画を策定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

それでは、第2次総合計画の説明をさせていただきます。

総合計画という案と別冊資料編というものがありますが、この案の方の本文について説明をさせていただきます。

最初に、3枚めくっていただきますと目次がありますが、全体的な構成としますと第1部が序論、第2部が基本構想、第3部が前期基本計画というつくりでございます。

また、本文の中で掲載を予定している写真でございますが、本印刷のときに挿入をしていくというようなことでご了承願いたいと思います。

それでは、内容について概略になりますが、説明をさせていただきます。

まず第1部の序論でございますが、策定の趣旨につきましては、先ほど町長の提案理由のとおりでございます。町の最上位計画として第2次総合計画を策定するということでございます。

計画の性格と役割でございますが、町づくりの手引書、魅力とブランド力を高める、行政経営指針、国・県、他の自治体との連携や交流を深める、これら4つの役割を担う計画とします。

計画の構成と期間でございますが、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成をいたしまして、基本構想につきましては10年間、基本計画については前期5年間、後期5年間とします。実施計画につきましては3年間としまして、毎年見直しや修正を行っていきます。

4 ページをお願いします。

計画の進行管理でございますが、これにつきましては第1次総合計画ではなかった項目でございますが、PDCAサイクルによる進行管理をこれからしっかりしていくんだという位置づけをここでさせていただきました。

第2章の計画策定の背景でございますが、町の現状、町民意向の概要、主要課題とさせていただきます。

9 ページをお願いいたします。

第2次計画につきましては、町民アンケートに加えまして、今回初めて住民ワークショップ、それから関係団体・民間事業者等のヒアリングを行いました。

11ページをお願いします。

町民アンケートの中で町が取り組んでいる町づくりの施策の重要度、満足度、それをまとめたものがこの11ページの図になります。上に行くほど重要度は高くなりまして、右に行くほど満足度が高いというものでございます。

この図の中の左上の②の部分、早期見直しとある部分ですが、ここが重要度がある割に満足度が低いものになっていまして、早期見直しが必要な部分ということが出てまいりました。これらの結果も重要視をいたしまして、総合計画の審議委員さんの意見もあわせまして、基本構想、基本計画に反映をさせていただきました。

20ページをお願いしたいと思います。

ここからが基本構想になります。

目指す将来像としましては、第1次総合計画を継承しまして、「住民が誇りを持って暮らすまち」ということにいたしました。今回サブタイトルということで「～東吾妻 きみとあなたと～」をつけさせていただきました。これは東吾妻中学校の校歌を一部引用したものでございまして、本町の未来を担う子供たちへのメッセージと住民と行政が目指す将来像を共有して共同で取り組む町の合言葉ということでつけさせていただきました。

次の人口の将来展望でございますが、総合戦略の人口ビジョンにあります2040年に人口1万人を維持することをここでうたいました。

次ページになりますが、22ページです。

財政の将来推計ということで、今後10年間の財政の将来推計ということで、10年間のものを作成をしまして、その各5年後と、10年後というようなことで載せさせていただきました。財政基盤の強化を目指していくということで、第2次計画で新たに上げさせていただい

たものでございます。

次に、24ページ、次ページになりますが、政策の大綱でございます。目指す将来像を実現するために7つの基本目標を設定をいたしました。この基本目標と、それに対応する基本施策、それが25ページにあります施策の体系となっております。この基本目標に対応する基本施策の1－1から7－3まで、これが基本計画ということになります。ここまでの部分が基本構想ということで10年間の計画になります。

続いて、28ページでございます。

ここからが前期基本計画になります。第2次計画につきましては、本町の主要課題である人口減少、それから上信自動車道の開通へ対応するため、分野の枠組みを超えた総合的、横断的な取り組みとして、重点施策として4つを設定をさせていただきました。今後5年間で目指す成果とその目標年度を設定をいたしまして、進行管理を行いながら進捗状況の公表と共有を図っていきます。

重点施策1について説明をさせていただきます。

そこの一番下、下段にあります住民アンケートや住民ワークショップなどの住民の意向により出されたものをもとにいたしまして、重点施策を設定をしたところです。その設定した項目が①から⑤までのものとなります。

①でいきますと、原町赤十字病院との連携強化プロジェクトチームの設置ということで、この項目でいえば、その目標年度が右の括弧書きにあります2018年度、そしてそれに関連する施策が下にある2－3から5－5とある主な基本施策の中にあります。この主な基本施策につきましては、33ページ以降にあります分野別計画ということになっております。

以降、重点施策2から4まで以降ありますが、そのような見方をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

そして、34ページ以降がそれぞれの分野別の計画となっております。現状と課題、基本方針、施策の展開という体系となっております。内容については、説明は省略をさせていただきます。

以上、概略でございますが、第2次総合計画の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第29号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第17、議案第29号 あがつまふれあい公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第29号 あがつまふれあい公園の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

あがつまふれあい公園につきましては、平成26年10月1日から指定管理者による管理運営となり、平成30年3月31日をもって1期目の指定管理が満了となります。次期指定管理の選定に当たりましては、東吾妻町公の施設に係る指定管理の指定の手續等に関する条例第5条、候補者の選定の特例を適用させていただき、非公募として手續を進めてまいりました。そして、東吾妻町指定管理選定委員会に選定にかかわる諮問を2月19日に行い、3月1日に答申をいただきました。

この答申に基づき、候補者を選定いたしましたので、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者は、現在の指定管理者と同じ東吾妻町大字三島6999番地1、株式会社ACC、代表取締役、田中宏でございます。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3カ年間でございます。3カ年間の指定管理料は3,675万円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明を願います。

地域政策課長。

○地域政策課長（浅見梅雄君） お世話になります。

それでは、説明を申し上げます。

先ほど町長が申し上げたとおり、あがつまふれあい公園につきましては、平成26年10月1日から指定管理者として株式会社A C Cに管理を委ね、平成30年3月31日をもって1期目の指定期間が終了いたします。

次期の指定管理者の候補の選定につきましては、現在の指定管理者でございますが、指定管理者の更新に関する基本方針に基づく更新の条件を満たしており、今後も適正な管理運営が可能な団体と判断をし、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、候補者の選定の特例を適用し、公募によらず、現在の指定管理者を選定し、指定管理者指定申請書の提出を求めました。

なお、指定管理者の更新の条件を満たしているか否かの調査や、提出されました申請書類を含めた総合的な審査につきましては、東吾妻町指定管理者選定委員会にお願いし、2月19日に諮問を行い、厳正な審査の結果、3月1日に答申をいただきました。答申結果につきましては、別添のとおりでございます。

総合評価はBのおおむね適切な提案であり、候補者の基準を満たしている答申をいただきました。この答申に基づきまして候補者を選定しましたので、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者は現在の指定管理者と同じ、東吾妻町大字三島6999番地1、株式会社A C C、代表取締役、田中宏でございます。

指定の期間は、平成30年4月1日から33年3月31日まで3カ年でございます。

指定管理料につきましては、平成30年度が1,245万円、31年度が1,220万円、平成32年度が1,210万円、3カ年で3,675万円でございます。

これに伴います平成31年度以降の債務負担行為につきましては、平成30年度一般会計当初予算の第2表債務負担行為に計上させていただきました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第30号の上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第18、議案第30号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第30号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

矢倉にありますひがしあがつま地域活動支援センターにつきましては、平成18年9月から指定管理者による管理運営となり、平成30年3月31日をもって4期目の指定期間が満了となります。

次期指定管理者の選定に当たりましては、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の候補者の選定の特例を適用させていただき、非公募として手続を進めてまいりました。そして、指定管理者選定委員会に選定を諮問し、3月1日に答申をいただきましたので、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者は、現在の指定管理者と同じであり、東吾妻町大字萩生2888番地、社会福祉法人オリジンの村、理事長、一場貞でございます。

指定期間は5年間、指定管理料は5年間で6,250万円となります。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（橋爪克敏君） それでは、説明させていただきます。

ひがしあがつま地域活動支援センターにつきましては、平成18年9月から指定管理者として社会福祉法人オリジンの村に4期お願いしております。今回の指定管理者の候補者の選定につきましては、町長提案理由のとおりでございます。

現在の指定管理者は、指定管理者の答申に関する基本方針に基づく更新の条件を満たしており、今後も適正な管理運営が可能な団体であると判断し、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、候補者の選定の特例を適用し、公募

によらずに現指定管理者を選定いたしました。そして、東吾妻町指定管理者選定委員会へ2月19日に諮問、3月1日に答申をいただきました。

指定管理者につきましては、現在の指定管理者と同じ社会福祉法人オリジンの村、理事長、一場貞でございます。指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間、指定管理料は年間1,250万円の5年分で6,250万円でございます。

なお、平成31年度以降の指定管理料につきましては、平成30年度当初予算の債務負担行為に計上させていただきました。議案書の裏面以降に答申書の写し等資料ございますので、ごらんいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第31号及び議案第32号の一括上程、説明、議案調査

○議長（浦野政衛君） 日程第19、議案第31号 町道路線の廃止について、日程第20、議案第32号 町道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第31号 町道路線の廃止について提案理由の説明を申し上げます。

廃止の議決をお願いする路線は、畜産施設建設に伴う廃止2件、松谷土地改良事業に伴う廃止2件、町道のショートカットに伴う始点の変更1件の計5件でございます。

また、議案第32号 町道路線の認定について提案理由の説明を申し上げます。

認定の議決をお願いする路線は、松谷土地改良事業により築造された道路、町道として管理する13路線、都市計画区域内の建築基準法による認定道路、ハッ場ダムにより行きどまりとなった国道145号と奥田地区の始点の変更に伴う認定で、計16路線でございます。

今後、町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より2議案につきまして説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（桑原正明君） それでは、最初に議案第31号 町道路線の廃止について説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、今回廃止をお願いする5路線の路線番号、起点終点、道路延長等を記載をさせていただいております。

まず、整理番号の1番と2番につきましては、西榛名地区で養鶏施設建設に伴う廃止でございます。

右側の位置図をごらんください。2級町道馬場・相原線から北東に延びる2本の路線でございます。この路線につきましては、町道の底地は全て民地であり、奥にあります山林へは迂回することが可能なことから廃止をするものでございます。

次に、整理番号3番、4番、これにつきましては、松谷土地改良事業の中で廃止を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、位置図を見ていただきますと、場所につきましては松谷の松下地内でございます。

最後、整理番号5番、奥田地区にございます町道6120号線でございます。右側の位置図を見ていただきますと、町道7054号線の奥まったところから町道が始点としてありますが、ショートカットされたことによって直接町道に接していないことから、一旦廃止をお願いするものでございます。

以上でございますが、始点・終点、道路延長等につきましては調書の記載のとおりでございますので、ご確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、廃止ではなく認定のほうを進めさせていただきます。

先ほど町長のほうからも提案申し上げましたように、16路線を町道認定させていただくものでございます。

1枚はぐっていただきました認定路線の部分で、1番から13番まで、松谷土地改良事業により築造された路線でございます。

右側の位置図をごらんいただきたいと思います。この部分では、松下地内の認定する土地改良によって設置された道路、1枚はぐっていただきまして松中地区、現国道から町道松谷・六合村線へ曲がる5351号、この路線、計13本につきましては、今回町道認定をお願いするものでございます。

続きまして、14番、原町紺屋町地内でございます。位置図をごらんいただきたいと思います。中央公民館西側でございます、西側といいますか、北側をＪＲ吾妻線と並行しております5155線から、民間の宅地分譲に基づいて建築基準法第41条第１項第５号の規定により、道路位置指定がなされた道路につきまして町道認定を行うものでございます。

続きまして、申しわけございません。１つ戻っていただきまして、15番、松谷から長野原町川原畑ハッ場までの旧国道145号の部分でございます。この145号につきましては、溪谷パーキングから長野原町地内、ダム下にある濁水処理プラントヤードまでを認定するものでございます。当然町を越えての部分となりますので、長野原町部分につきましては、道路法第8条第３項の規定に基づき、長野原町議会の議決を長野原町でも行っていただいております。

また、この国道145号の附帯施設といたしまして、ＪＲ吾妻線の廃線となった雁ヶ沢から濁水処理プラントヤード間につきましては、町道の附帯施設として決定を行い、今後、町道認定をお認めいただいた後、区域の決定を行い、整備を行い、ダム完成の後、供用開始の手続を進めるということで、ハッ場ダム工事事務所と協議が調っておることをお伝え申し上げます。供用開始後、初めて無償で東吾妻町名義に所有権移転登記が行われることとなります。

次に、整理番号16番、これにつきましては、廃止の際にも説明をさせていただきました奥田地内の町道の始点を変更し、延長を延ばした形で町道認定を行うものでございます。

以上でございますが、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（浦野政衛君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。３月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎請願書の処理について

○議長（浦野政衛君） 日程第21、請願書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書は、お手元に配付した請願文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託しますので、その審査を３月14日までに終了するようお願いいたします。

以上で請願書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（浦野政衛君） 以上で、本日の会議は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は3月15日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時55分）

平成30年 3 月 15 日（木曜日）

（第 3 号）

平成30年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程（第3号）

平成30年3月15日（木）午前10時開議

- 第 1 選挙第 2号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の補欠選挙
- 第 2 選挙第 3号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙
- 第 3 地方創生調査特別委員会副委員長の互選結果の報告
- 第 4 議案第14号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第15号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第16号 東吾妻町工場立地法に基づく地域準則条例について
- 第 7 議案第17号 東吾妻町中小企業・小規模企業振興基本条例について
- 第 8 議案第18号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第19号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第20号 東吾妻町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
- 第11 議案第21号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第22号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第23号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第24号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第25号 東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第26号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第 1号 平成30年度東吾妻町一般会計予算
- 第18 議案第 2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第19 議案第 3号 平成30年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算

- 第20 議案第 4号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計予算
第21 議案第 5号 平成30年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
第22 議案第 6号 平成30年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
第23 議案第 7号 平成30年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
第24 議案第 8号 平成30年度東吾妻町水道事業会計予算
第25 議案第 9号 平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）
第26 議案第33号 平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）
第27 議案第10号 平成29年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第28 議案第11号 平成29年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第29 議案第12号 平成29年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第30 議案第13号 平成29年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
第31 議案第27号 第2次東吾妻町職員定員適正化計画について
第32 議案第28号 東吾妻町第2次総合計画について
第33 議案第29号 あがつまふれあい公園の指定管理者の指定について
第34 議案第30号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について
第35 議案第31号 町道路線の廃止について
第36 議案第32号 町道路線の認定について
第37 請願書の委員会審査報告
第38 委員会報告について
第39 閉会中の継続審査（調査）事件について
第40 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	浦野政衛君	2番	里見武男君
3番	小林光一君	4番	重野能之君
5番	竹渕博行君	6番	佐藤聡一君
7番	根津光儀君	8番	樹下啓示君

9 番 山 田 信 行 君

1 1 番 金 澤 敏 君

1 3 番 須 崎 幸 一 君

1 0 番 茂 木 恒 二 君

1 2 番 青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	茂 木 聡 君
企 画 課 長	水 出 智 明 君	地域政策課長	浅 見 梅 雄 君
保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	三 枝 仁 君
税 務 課 長	黒 岩 康 茂 君	農 林 課 長	丸 山 和 政 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上下水道課長	高 橋 修 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	松 井 秀 之 君	教 育 課 長	田 中 康 夫 君

職務のため出席した者

議会事務局長	堀 込 恒 弘
議会事務局 補 佐	高 橋 智恵子

議会事務局 補 佐	水 出 淳
--------------	-------

◎開議の宣告

○議長（浦野政衛君） 皆様、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（浦野政衛君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎選挙第２号

○議長（浦野政衛君） 日程第１、選挙第２号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

吾妻東部衛生施設組合議会議員に、浦野政衛議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました浦野政衛議員を吾妻東部衛生施設組合議会議員補欠選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました浦野政衛議員が吾妻東部衛生施設組合議会議員に当選いたしました。

◎選挙第3号

○議長（浦野政衛君） 日程第2、選挙第3号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

烏帽子山植林組合議会議員に須崎幸一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました須崎幸一議員を烏帽子山植林組合議会議員補欠選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました須崎幸一議員が烏帽子山植林組合議会議員に当選されました。

◎地方創生調査特別委員会副委員長の互選結果の報告

○議長（浦野政衛君） 日程第3、地方創生調査特別委員会副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

地方創生調査特別委員会において副委員長の互選結果の報告がありましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（堀込恒弘君） 朗読申し上げます。

地方創生調査特別委員会副委員長の互選結果の報告。

東吾妻町議会委員会条例（平成18年東吾妻町条例第196号）第8条第2項の規定による副委員長の互選の結果、地方創生調査特別委員会より次のように報告があった。

平成30年3月15日。

東吾妻町議会議長、浦野政衛。

地方創生調査特別委員会副委員長、山田信行委員でございます。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） ただいま発表のとおり、地方創生調査特別委員会副委員長が決定いたしました。

以上で、地方創生調査特別委員会副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第4、議案第14号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１５号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第５、議案第15号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第6、議案第16号 東吾妻町工場立地法に基づく地域準則条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第7、議案第17号 東吾妻町中小企業・小規模企業振興基本条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１８号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第８、議案第１８号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第9、議案第19号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（浦野政衛君） 2番から6番、7、8、9、10番まで。12番、13番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第10、議案第20号 東吾妻町指定居宅介護支援等の事業の人員

及び運営に関する基準等を定める条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２１号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第11、議案第21号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第12、議案第22号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第13、議案第23号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正す

る条例についてを議題といたします。

本件については、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第14、議案第24号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る３月５日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（浦野政衛君） 2番から10番、それと12番、13番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第25号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第15、議案第25号 東吾妻町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第26号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第16、議案第26号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第17、議案第1号 平成30年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 一般会計予算ということで伺います。

今年度の予算、歳入歳出それぞれで82億2,800万円という金額が予算として計上されました。行財政改革推進特別委員会でも質問させてもらったんですけども、当町の標準財政規

模というのは幾らですかと聞きましたら、57億円であるというふうに企画課長のほうから回答をいただいたと思います。標準財政規模という正確な定義はわかりませんが、いわゆる標準財政ということになると、収入と人口規模、もろもろを勘案してはじき出した数字だと思います。そうすると、57億円という今回の予算、大分大きな差があるんですけれども、その辺の考え方について、お願いします。できたら町長、お願いします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 30年度予算、前年から比べますと9億円以上の減ということになります。今の東吾妻町の置かれた状況、公共施設等が老朽化をして、それを建てかえることも必要であります。子育ての関係の各施設の変革も行わなければならないということでございまして、そういう点からして、今、非常に予算規模が高くなってきているということでございます。

しかし、これから、標準財政規模が57億円というふうなお話もございましたけれども、将来に向かって、この東吾妻町、私たちの子や孫、ひ孫が、そしてしっかり誇りを持って暮らしていける町にするためには、ある程度そういう標準財政というものも踏まえながら、そしてまた将来の東吾妻町の目標というものをしっかり踏まえて、財政を支出しなければならないということでございます。

今後もしょういう双方の面を頭に入れながら、そして、しっかりとこの東吾妻町、町づくりを行ってまいりたいと思っているのでございます。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 予算書の140ページ、地方債の現在高の見込み等なんですけれども、これを見ますと、一般会計で28年度末が約101億円、それから29年度末が116億円、そこで15億円ほど町債残高がふえました。これは庁舎建設、それからこども園建設等々で起債したということで、一気にここで15億円ふえたわけです。30年度末現在高見込み額については、116億円減らないと。今回の予算で見る限りは減らないということになっています。

当町は、財政健全化というのは最重要課題の一つで、いろいろ健全化判断比率とか、もろもろの健全化をはかるあれはあるんですけれども、町民の皆さんが一番わかりやすいのは借金、町債残高が減っているのかいと、ふえているのかいと、どうなんだいというのが、現在が町債残高が多いという認識でおられる方が多いと思います。今回の予算で見る限りは、町債残高は前年度とほぼ同じと。

そういう中で、131ページの歳出のところを見ると、借金ですから、元利含めて毎年返済

していくわけですが、このトータルが30年度は10億4,709万円を元金と利息で返していきますということなんです。見ると、元金には9億5,000万円、利子が9,017万円を払います。約1億円、利子だけで。そういうことなんですよね。116億円で9億円というと、利率が約0.8%ぐらいかなと私計算してみたんですけれども、そうすると、当町は一般会計と特別会計、両方とも大きな残高があるわけですが、おおざっぱに言うと、特別会計も入れて150億円というふうに言われておりますけれども、それをまろもろ考えると、0.8%を入れると、私の計算で1億2,000万円ぐらいは利子で払っていると、毎年、ということになるわけなんです。大きな金額を。

それで、では町債はどうやったら減るんだいということなんですけれども、一番は歳出を抑えて歳入をはかるということなんでしょうけれども、歳入面についてはなかなか難しい。この中で、説明があった中で、基金残高がいわゆる貯金です。定期預金に入れているが、約51億円ある。財政調整基金が21億円ある。財政調整基金はふえているわけですね。そうすると、今の基金というのはそれぞれの目的があって積み立てているわけなんですけれども、今、ゼロ金利と言われるほど超低金利、一般的に言われているのは0.01、これは私の計算だと、定期預金で50億円として利息が50万円、1桁間違っていますか。もし間違っていたら言ってほしいんですけれども。0.01という定期預金の利息だと、50億円積んでおいても50万円ということになるわけだと思えます。

そうすると、今まである地方債を繰上償還すべきだという議論というのは必ず出てくると思うんです。利子を減らす、利息を減らすために。財政調整基金は、総合計画によると今22億円ぐらいあるのを44億円にしますという計画になっているんです、予算。だから、そこに積み立てておくよりは、0.8%の利息を払っている町債を繰上償還できるものはすべきではないんですかというのが、一つの視点としてあるんですけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。企画課長。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

繰上償還の考え方ということでございますが、繰上償還につきましては、現在ある地方債につきましては、特に繰上償還ができないものはないということで、全部できるわけですが、現在地方債につきましては、ほとんどが公的資金、国の関係しているところからの資金を借り入れております。この公的資金につきましては、繰上償還をした場合に、してから、本来利息を払うべき部分の金額を補償金という形で請求が、補償金が取られるというこ

とがあります。その補償金がどうして取られるかということ、本来利息として入るものが入らなくなったということで、財務大臣等に損失を受けるからということでございます。

その辺を考えますと、地方交付税で元利、元金と利息も含めた部分が、今のところ返ってきますので、そこを考えると、繰上償還をしなくてもそのまま計画どおり償還していったほうがいいのではないかと考えております。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 各自治体が今、予算、きょうは予算の採決ということになるんですけども、時期的に新聞報道は各自治体の予算案を報道で示すわけですね。

ここで私の手元にあるのが、渋川の予算案が示されています。渋川市も、財政健全化が最重要課題ということで位置づけているようですけれども、この見出しを見ると、市債繰上償還増額という見出しになっているんですよ。この中身をちょっと見ると、新年度、30年度に、渋川市の話です、償還する計画だった市債をさらに20億7,700万円繰上償還するという報道なんです。これによって、市は利子7,100万円の削減効果を見込むということになっています。これは報道ですから。

先ほど当町の利子の話をしましたけれども、一般会計だけで9,000万円、全部だと1億円を超えるだろうという利子を払っているわけです。これは、どうしても財政健全化の中で目をつけなくてはいけないところだと思うんですけれども、今、説明を聞いたんですけれども、私の理解だとちょっと、現にやっているところがあるので、同じような仕組みで財政を自治体はしていると思うんですけれども、もう一度こういう例を見て、コメントがありましたらお願いします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 渋川市の地方債の内容について、私のほうでちょっと理解はしてありませんが、当町の場合には利率の高いもの、それから、交付税の措置額が低いものにつきましては、町村合併後、繰上償還をしております。やはり利息がかかるということでしてありますが、先ほど申し上げましたとおり、現在の当町の地方債につきましては、有利な起債をほとんど活用しております。利息についても地方交付税で後年度である程度返ってくるということですので、先ほど申し上げたようなことで繰上償還については、今のところ考えていないと。

渋川市のほうの内容はわかりませんが、利率の高いもの等を多分早目に繰上償還していくというところはあるのではないかなと思うところもあります。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 第2次総合計画のところでもちょっと触れさせてもらいたいと思っているんですけども、町民の皆さんが当町で一番重要なことは何でしょうかという町民アンケートで、行財政改革と職員の資質というのが約50%なんです。飛び抜けてこの2つが多いんです。財政行政改革については、満足度はどうですかという問いかけに対して、0.8%しかないんです、満足は。行政は1%前後ですね。ということは、町民の皆さんから当町の財政を見る限り、誰も満足していない、0.8%ですから、1,000人のうち8人いるんでしょうから。ただ、この現実はいっしょに真摯に受けとめるべきだと私は思うんです。受けとめているんでしょうけれども。そういう観点からこの予算編成を見ると、特に償還額等を見ると、町民の皆さんは当町の行財政運営については非常に不満を持っているというのが、このアンケートから私は読み取っているんですけども。

そういう意味で、もう一度聞きます。借金残高を減らす、地方債残高を減らすというのは、今回庁舎の建設でも起債しましたけれども、20年の償還、利息0.2%ということなんですけれども、20年かかるわけですよ。20年ということは、子や孫の代の皆さんにも払ってもらわなくてはならないという大きなところがあるんですよ。ですから、現在やはり町政に携わる者にとっては、将来世代に負の遺産を残してはいけないというのが大原則だと思いますけれども、そういう意味で、このところを、第2次総合計画の中の実施プラン等でこの辺は細かく立てるんでしょうけれども、その点も、これ以上質問がないのであれですけども、町長、それも踏まえてお考えをお願いします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 他自治体の例等もここでご発表いただきましたけれども、ほかの自治体の歴史的なものもございますので、ただ単に新聞記事の上から比較するというのは、ちょっと余り適切ではないかなというふうに思っております。東吾妻町の過去からの歴史というものもございますので。その上から、財政的にもいい方法を今しっかりと踏まえて行っているところでございます。

財政に関しましては、町民の皆様のご心配もいただいておりますということでございますけれども、先ほども述べましたように、これからも東吾妻町、将来のためにしっかりと明るく元気な町づくりを行うための投資をしていくということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

ほかに。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（浦野政衛君） 2番から10番、12番から13番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第18、議案第2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 小林光一君 登壇)

○文教厚生常任委員長（小林光一君） それでは、去る3月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算についてご報告申し上げます。

3月7日開催の委員会において、保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

まず、事業勘定ですが、平成30年度の総予算は歳入歳出それぞれ19億203万7,000円で、

前年度と比較して３億3,517万7,000円の減額とのことであります。

主なものとしては、歳入は国民健康保険税が前年より1,860万1,000円の減額の３億4,312万9,000円となります。これは、主に被保険者の減少によるものとのことでございます。国庫支出金並びに療養給付交付金は平成30年度から国民健康保険制度の見直しが行われ、県が財政運営を担うためほぼなくなり、そのかわりに県支出金が前年度予算額より13億1,429万7,000円増の14億1,659万9,000円になります。また、前期高齢者交付金や共同事業交付金は廃款となります。

次に歳出ですが、保険給付費が13億7,959万5,000円で、前年度と比較して1,319万3,000円の減額とのことです。また、県が財政運営を担うことから国民健康保険事業費納付金为新設され、４億2,243万2,000円が計上されています。また、後期高齢者支援金共同事業拠出金等を含む５款が廃款となります。

次に、施設勘定ですが、予算総額は歳入歳出それぞれ１億174万7,000円で、前年度と比較して812万円の増額で、ほぼ前年度並みの予算とのことです。

歳入では、診療収入が6,790万円で、前年度と比較して295万5,000円の減額となりますが、地域医療圏の人口減少による要因があるとのことでございます。

歳出では、総務費がほぼ昨年と同額の4,673万円で、主に人件費と施設管理に係る経費であるということ、また医業費については昨年と比較して800万1,000円増額の5,265万6,000円で、その増額分はエックス線撮影装置や画像読み取り装置、ＣＲシステムの購入によるものであります。

以上、国保特別会計事業勘定並びに施設勘定の予算について、文教厚生常任委員会では慎重に審査を行った結果、原案どおり全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（浦野政衛君） 2番から10番、12番から13番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第19、議案第3号 平成30年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 小林光一君 登壇)

○文教厚生常任委員長（小林光一君） それでは、去る3月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第3号 平成30年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算についてご報告申し上げます。

3月7日開催の委員会において、町民課長出席のもと審査を行いました。

まず、平成30年度予算は歳入歳出総額それぞれ2億874万9,000円で、前年度当初予算より1,851万3,000円の増額で、率にして9.7%の増額であります。

歳入では、後期高齢者医療保険1億3,480万2,000円が、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金2億293万9,000円が主なものでした。

なお、後期高齢者医療は群馬県の広域連合が運営の主体となり、保険の決定、医療費の給付等を行っており、町は被保険者と広域連合との橋渡しを担っているものです。

以上、後期高齢者医療特別会計予算について文教厚生常任委員会では、慎重審議を行った結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましてはよろしくお取

り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（浦野政衛君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第４号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第20、議案第４号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る３月６日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 小林光一君 登壇）

○文教厚生常任委員長（小林光一君） それでは、去る３月６日、文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第４号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計予算についてご報告申し上げます。

3月7日開催の委員会において、保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

まず平成30年度予算は、歳入歳出総額は16億7,191万3,000円で、前年度当初予算より3,239万1,000円の増額で、率にして2.0%の増額であります。

歳入では、今回65歳以上の第1号被保険者保険料については、前年度に比べて15.6%増しの3億5,478万4,000円となるということです。

歳出の主なものは、保険給付費で、本年度の予算額は15億8,624万円で、前年度予算額より3,996万9,000円の増額で、率にして2.6%増しであります。

また、平成30年度は、老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために第7期高齢者福祉計画介護保険事業計画の実施を予定しているということです。

以上、介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会では慎重に審査を行った結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（浦野政衛君） 2番から10番、12番から13番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第21、議案第5号 平成30年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、東吾妻町地域開発事業特別会計予算につきまして、ご報告を申し上げます。

過日の本会議において審査を付託されました平成30年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、3月8日、総務課長の出席を求め、審査をいたしました。

歳入歳出それぞれ6,081万1,000円と定めるものであります。繰入金につきましては、一般会計より3,327万円となりました。

委員会の中では、情報通信事業の今後のあり方、また小水力発電事業による貸付収入等について説明を受けました。売電収入につきましては、地域振興基金として積み立てるというお話をいただきました。

当委員会として慎重に審査を行いまして、本予算につきましては、全会一致で可決すべきものと決しました。本会議においても同様の判断をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（浦野政衛君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第22、議案第6号 平成30年度東吾妻町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇)

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、議案第6号について、ご報告を申し上げます。

3月8日、上下水道課長の出席を求めまして、平成30年度東吾妻町下水道事業特別会計予算について審査を行いました。

歳入歳出それぞれ5億3,282万1,000円と定めるものであります。

本特別会計予算につきましては、一般会計からの繰入金が2億4,354万1,000円と多額でありまして、料金につきましては、平成33年度に向けて料金改定、値上げの方向で進むとの説明も受けました。

なお、今後もなお一層の健全経営、また下水道に対する接続率の向上等も含めて、健全経営を求めました。

本予算につきまして、全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議においても同様のご判断をいただきますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（浦野政衛君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩といたします。午前11時10分まで休憩といたします。

（午前10時58分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第23、議案第7号 平成30年度東吾妻町簡易水道特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇）

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） それでは、ご報告を申し上げます。

3月6日、本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました議案第7号 平成30年度東吾妻町簡易水道特別会計予算について。

歳入歳出それぞれ7,941万4,000円とするものであります。給水戸数は1,220戸を予定しております。なお、一般会計より繰入金は2,159万1,000円となります。

3月8日、上下水道課長の出席を求めまして、審査をいたしました。

簡易水道におきましては、給水戸数が少ない等々、厳しい問題もありますけれども、課長からの説明をいただき、本予算については、委員会として全会一致で可決すべきものと決しましたので、ご報告を申し上げ、本会議においても同様の判断をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（浦野政衛君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第24、議案第8号 平成30年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

本件については、去る３月６日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 樹下啓示君 登壇)

○総務建設常任委員長(樹下啓示君) それでは、ご報告申し上げます。

去る３月６日、本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました議案第８号 平成30年度東吾妻町水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

本年度、給水戸数は4,313戸を予定しており、１日の平均給水量3,127立方メートルとともに予定しております。

本年度、収益的収入及び支出の予定額は、事業収益においては２億1,263万円を予定しております。事業費用につきましては、２億801万9,000円の予定であります。また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入額が支出に対して不足する額１億2,216万8,000円で、これにつきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、一般会計からの補助金は2,000万円とするものであります。

３月８日、上下水道課長の出席を求め、審査を行いました。

当会計においても、平成33年度に向けて料金改定の方角で進むとの説明を受けました。また、企業会計の観点から、一層の健全経営を求め、本予算につきましては、全会一致で可決すべきものと決しました。本会議においても同様の判断をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(浦野政衛君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(浦野政衛君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(浦野政衛君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(浦野政衛君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決

定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第25、議案第9号 平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

7番、根津議員。

(7番 根津光儀君 登壇)

○7番（根津光儀君） 平成29年度一般会計補正予算（第6号）について賛成討論いたします。

平成28年度一般会計決算において、監査委員から、不用額3億9,400万円余りについて指摘がなされました。本補正予算におきましては、3億697万円の減額であります。県支出金による事業の一部に周知不足と思われる事業もございますが、全体的には節約が認められ、また年度内の会計処理が迅速にできたということで、職員の皆さんのご努力があったものと思います。

したがって、この案件につきまして賛成いたします。

以上です。

○議長（浦野政衛君） もう一度お伺いいたします。

反対討論の方はありますか。

(発言する者なし)

○議長（浦野政衛君） ないようですので、お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第33号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第26、議案第33号 平成29年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件につきましては、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第27、議案第10号 平成29年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第28、議案第11号 平成29年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第29、議案第12号 平成29年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件につきましては、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 13 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第30、議案第13号 平成29年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件につきましては、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 27 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第31、議案第27号 第2次東吾妻町職員定員適正化計画についてを議題といたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 配付されました適正化計画に基づいて質問をさせていただきます。

この計画の7ページに、年次別目標職員数ということで書いてあります。平成28年度から始まって、過去の参考ということで、30年度から34年度までの5年間、最終の34年度で計画目標数値201名という数字が示されております。

この数字を退職者数、採用予定、職員計、増減というふうにずっと見ていくと、退職というのは定年退職、中途退職ということなんでしょうけれども、採用予定数が平成28年が10名、それから8名が3年続いて、32年から5名、5名、4名ということで、採用予定数が、予定ですから、約半減、多いときの半減以上しているということで。

一番変動要因は、この数字に与える影響は採用数のような気がするんですよ。そうすると、人員の適正化というのが、いろいろの受けとめ方があると思いますけれども、当町のいわゆる行政スケールとして201名というのが適正かどうかというのが、恐らく一般の町民の皆さんは非常にわかりにくいのではないのかなというふうに思います。

適正化というと、適正ではないものを適正なものにしていくという、字面から見ればそういうことなんですけれども、行財政改革の中で行政の効率化、それから行政職員の資質向上というのを大きく項目としてうたっているわけなんですけれども、その中で先ほどもちょっと言いましたけれども、町民の皆さんが重要だと考えているのが、一番多いのが49.5%の方が行政職員の資質向上というのが、一番の重要だと考えているんです。その次が行財政改革。行政職員の資質向上については、満足度を聞いたら1.6%という数字が出ているんです。これは、資質向上というのは非常に難しい言葉なんですけれども、いわゆる窓口等々、いろいろな行政職員と接する、あるいはその町に住んでいて、行政サービスに満足していないと、不満足であるというふうに読み取ることもできると私は思う。1.6%満足。

そうすると、どういうことになるかということ、町民の皆さんはいろいろな要望、需要がどんどん多様化してきて、職員の数が部門によっては足りないところもある。ただ、当町の健全化と絡めて考えると、自主財源は一気にふえないんですよ。第2次総合計画を見ても、自主財源は減るだろうと予測をしているわけなんです。そうすると、人員の適正化と絡めて考えてはいけないかもしれませんが、行財政改革という観点から考えると、人員削減という言葉が出てくるのかなと。

本年度の予算で見ると、総人件費が18億8,600万円と。そのうち職員の方の人件費が15億4,000万円という数字が出ているんです。歳出削減なくして財政健全化はなしというのが、健全化をやり遂げたところの常識なんです。

そうすると、いろいろな無駄を省きながら、町民の皆さんに満足感を持っていただきながらやっていくということですから、一概に減らすというのは、そういう乱暴な議論ではないと思うんです。

ですから、201名という職員の数がほぼ横ばいか、ややふやすわけですよ。職員を。そ

うすると、201名という目標数値が34年の妥当性、適正であるという、何を担保に適正であると言っているのか。そこが、非常にわかりにくいところなんですよ。

これを見ると、計画を見ると、適正化計画の基本方針というのが4つほど挙げられていて、組織機構の見直し、それから計画的な職員採用の実施、これは採用予定者が書いてありますけれども、後半3年ぐらいは半減させていきますよということなんですけれども。それから人材の育成。それから、再任用及び臨時的任用職員等の活用という4つの方針から201名というのを割り出してきたということなんでしょうけれども、それがどうも腑に落ちないというか、ずっと入ってこないんですけれども、何回も聞いているんですけれども、総務課長、その辺の考え方をお願いします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） お世話になります。

定員の適正化計画につきましては、今ご指摘のとおり、平成34年度までに201名にしたいということなんです。出発します前年の平成29年度の状況が、正職員が194名います。パートタイムの再任用職員の方が10名いらっしゃいます。204名を基本として考えております。で、5年後には、パートタイムの再任用職員の方につきましてはフルタイム、今、週4日勤務です。これを週5日勤務にして、定員に加われるような形に移行しまして、新規採用職員はちょっと減っていくというふうに現在のところは考えております。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 今、どこの自治体も、特に地方自治体は財政難にあえいでいるという表現がよく出てきます。その中で財政健全化を成功した自治体、成功事例等で、今視察にいったこともあると思いますけれども、人件費削減に切り込んでいるわけです。ただ、先ほど言いましたように人件費削減というのは、むやみやたらに減らせばいいんだという話ではないわけです。行政サービスというものを一層、質と量を落としてはいけないわけです。今の段階で1.6%しか満足していないんですから、行政サービスに。これ以上落としたらどうなるんですかということになってしまうんですけれども。

その中で、臨時職員の方が、前の委員会ですか、200名ぐらいでしょうかねと。これは間違っていないですか。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 臨時職員につきましては、教育委員会、幼稚園、保育所の部分を

中心に、あと給食、200名ほどいらっしゃいます。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） そうすると、5年後の計画ですからあれなんですけれども、委員会でも出たのは、事務のA I化、人工知能、そうすると、もう既に大手、いわゆるメガバンクは1万人規模の人員削減と、事務管理部門と。その理由は何ですかといろいろあるんですけれども、銀行業自体が不況になってきたということもあるみたいなんですけれども、機械化というの、A I化というのがあると。5年先だとA I化は読めないんですよ。今も読めないんですけれども。

将来恐らく、10年計画というふうに考えた場合には、A I化対応というのが10年以内には出てくると思うんですけれども、そうすると、その時点でやはり人員というものをやはりもう一度、それを踏まえて、これはA I化に伴って人がふえるということは予想できないでしょうね。恐らく減るんだろうというふうに思うんですけれども、その辺の考え方、前聞きましたけれども、A I化はまだ予測できないという、それはいいんですけれども、長い目で見たときにはどうかなというのがあるので、その辺をどうぞお願いします。

○議長（浦野政衛君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） この前もお答えさせていただいたんですが、A I化につきましては、具体的なものがわかってくれば、取り入れられるものについては取り入れていければというふうに考えておりますが、それと定年延長の関係が来年度から国のほうで示されてくると思います。それとあわせて定員適正化計画につきましても、また変更がありましたら、計画を再度お願いしたいというふうに考えております。

○議長（浦野政衛君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第28号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第32、議案第28号 東吾妻町第2次総合計画についてを議題といたします。

ここで、企画課長より発言を求められていますので、これを許可いたします。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

総合計画の中で、22ページになりますが、お手元に配付しましたものと22ページのもの、表の中で、表の歳入の部分の、うち地方交付税という部分、アンダーラインが数字に引いてあるかと思いますが、その部分がちょっと違っておりましたので、訂正をさせていただきたいということで、そのページ分を差しかえをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（浦野政衛君） それでは、ただいまの説明のように差しかえをお願いいたします。

本件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） すみません、ほかの方が質疑がないので申しわけないです。

この第2次総合計画を見させていただきましたけれども、第2次ですから、第1次の次で前期5年ということで、第1次総合計画を引き継ぐ形でなっているんですけども、これを見ると、行財政改革について町財産の適正管理の中の施策の展開というところに、91ページ、行財政改革のさらなる推進に努めますということで、2行にわたって書いてあります。行財政改革の推進とともに、町税の徴収体制の強化や、長期にわたる財政の健全な運営のために財政調整基金など各種基金の計画的な積み立てと適正な運用に努めますというのが、この行財政改革のところに書いてある文言なんです。

当町は、財政健全化に向け、徹底した改革に取り組めますというスローガンのもと、行財

政改革推進本部、それから地方創生本部の立ち上げとともに行財政改革部会、それから議会においては行財政改革推進特別委員会というのを立ち上げて、きょうまで来ているわけなんですけれども、先ほどのアンケートでお話ししましたけれども、行政の効率化と健全な財政運営については、0.8%の人しか満足していないと。住民の要望に応えていないと。財政指標を見ても、実質公債費比率は県内35市町村のうち最下位。将来負担比率は下から数えて5番目。それから最近、経常収支比率、これは県平均よりちょっといいようなんですけれども、郡内では一番悪いと。

こういう状況に置かれている中で、最上位の総合計画が、行財政のところがたった2行でいいんですかと、何なんですかと、あれっというふうに私は思いました。正直な印象。第1次総合計画のこの欄を見ていると、第1次総合計画では3ページにわたってここに触れているんです。適正管理のところ。今回2ページになってしまった。これが、健全化を徹底して改革に取り組む町というスローガンを掲げた行財政のところの総合計画なんですかというのが正直な印象なんですよ。

伺いますけれども、この中で町税の徴収体制の強化、これは歳入増を図るということでしょう。強化して。これは幾らぐらい予算を見込んでいるんですか。試算されているんですか。強化することによって、町税が今よりどのぐらいふえるんだと、強化するんですかと。そういうふうな見方を私はしたんですけれども、その辺どうなんですか。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

この町税の徴収体制の強化という文面につきましては、健全財政をしていくためには、一般財源の確保、ここも重要になってくる部分でございます。そういうことで、一般財源を確保するという観点から、町税の徴収体制の強化ということで挙げさせていただきました。特にこれについて、これだけの額がという試算はしていないところでございます。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） ちょっと細かいかもしれませんが、財政の将来推計というところで、これを見ると、一般財源、町税、地方交付税は現在よりは減るだろうというふうに推計しているんですよね。しているんですよ。だから、減る額を低く抑えるという意味で言ったとすれば、財政改革という面から見ると必要かもしれませんが、いの一番に出てくるといのはちょっと違和感がある。

それから、各種基金の計画的な積み立てと適正な運用。特に51億円の基金があつて、それ

は定期預金に入っていて、若干のあれがあるかもしれませんが、0.01で運用しているわけですね。51億円あっても50万円の利息。だから、そういう意味から言って、適正な運用に努めますということなんですけれども、企画課長は、他の自治体が発行する地方債、地方債というんだかどうか、そういうことでもうちょっと有利な運用を考えていると。地方の基金ですから、投機的な、リスクの高いものには当然できない。安全性の高いもの、しかも利率がいいもの。難しいですね。ハイリスクハイリターンではなくて、ローリスクハイリターンという言葉はないんですけれども。

そうすると、今のままの定期預金で塩漬けにしていくのはもったいないよという意味だと思うんです。適正な運用に努めます。その辺をちょっと具体的にお願いします。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 基金につきましては、今検討しているのは、債権運用をしていきたいということで考えております。

現在、財政調整基金でいきますと、22億円ぐらいですが、その年間の利息額が90万円ぐらいでございます。地方公共団体金融機構というところからの債権があるんですけれども、そのところを運用していきますと、2億円を債権運用した場合に100万円ぐらいになるということで、基金をそのまま定期預金等に置くのではなくて、ある程度のそういう債権運用をしていって、わずかでも収入をふやしたいという考えではおります。

この地方公共団体金融機構と言われるものからも、起債、地方債の部分は借りています。ここの借りているところからの債権をまた買って使うと、運用していくということになりますので、安全性の面で考えますと、そこでその分は、もしというときは、その分が差し引きになりますので、安全性という部分でも担保があるというようなことで、この辺から始められないかなというところで今、検討をしているというところでございます。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 今、検討段階ということですが、企画課長はファンドマネジャーではないので、運用が細かくてなかなか難しい話だと思いますけれども、これから、今出たことで、どのぐらいの収入増を見込むんですか。5年で結構です。今回の5年の計画の中で。

○議長（浦野政衛君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 債権運用をしたところで、5年で幾らを見ているかということで。今は検討段階ですので、この推計の表の中には、その推計値は見ておりません。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） これで最後です。

先ほども言いましたけれども、第1次総合計画、それを受けて第2次総合計画を作成した。これを見ると、財政改革については大幅なトーンダウン。誰がどこからどう見ても。削減については一言も触れていません。収入増が、町税に対する強化、それから基金の運用という、この2つだけなんです。だから、最後に町長にお聞きしますけれども、財政健全化に向け、徹底した改革に取り組むまちというスローガンで何年もやってきたわけですから、ここに来てトーンダウンしているように私は受けとめるんですけれども、町長、その辺の財政健全化に向けた考え方を最後にお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の第2次総合計画、第1次総合計画の精神を受け継いで、引き続き東吾妻町をさらに、町民の皆様が目指す理想像、将来像をつくっていくということでございますので、行財政改革につきましてトーンダウンしたわけではございません。第1次総合計画による、その精神を引き続き受け継いで行っていくということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（浦野政衛君） 2番から10番起立。12番から13番も起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第29号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第33、議案第29号 あがつまふれあい公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第30号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第34、議案第30号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第31号及び議案第32号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（浦野政衛君） 日程第35、議案第31号 町道路線の廃止について、日程第36、議案第32号 町道路線の認定についての計2件を一括議題といたします。

本2件については、去る3月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第31号 町道路線の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第32号 町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（浦野政衛君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書の委員会審査報告

○議長（浦野政衛君） 日程第37、請願書の委員会審査報告を行います。

請願2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願を議題といたします。

本件について、去る3月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 小林光一君 登壇)

○文教厚生常任委員長（小林光一君） それでは、請願2号の審査結果についてご報告させていただきます。

3月6日、本会議において文教厚生常任委員会にその審査を付託された請願2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願の審査結果についてご報告申し上げます。

3月7日開催の当委員会に、請願者の全日本年金者組合群馬県本部、平田氏、中沢氏の2名にお越しいただき、請願書の補足説明をしていただきました。

審査の中で、毎月にした場合の手数料の負担、群馬県の35自治体の採択状況などの質疑もありました。しかし、北欧などの先進国では毎月支給が当たり前になっており、高齢者の生活も月単位で行われて、年金の毎月支給は高齢者にとって切実かつ緊急な要求であるとの観点から判断して、当委員会ではそれらを踏まえて慎重に審査した結果、賛成多数で趣旨採択にすべきものと決しましたので、本会議におかれまして、よろしくお取り計らいくださいま

すよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告いたします。

○議長（浦野政衛君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（浦野政衛君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（浦野政衛君） 2 番から10番、12番から13番。

起立多数。

したがって、本件は趣旨採択とすることに決定いたしました。

請願1号 町道5247号線ほかの改良の請願を議題といたします。

本件については、去る3月6日、総務建設常任委員会にその審査を付託してあります。

総務建設常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出がありました。

お諮りいたします。本件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

ここで休憩いたします。午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◎委員会報告について

○議長（浦野政衛君） 日程第38、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がありましたら、お願いいたします。

総務建設常任委員会。

○総務建設常任委員長（樹下啓示君） ありません。

○議長（浦野政衛君） 文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 小林光一君 登壇）

○文教厚生常任委員長（小林光一君） それでは文教厚生常任委員会より、審査についてご報告させていただきます。

1月26日午後6時半より、文教厚生常任委員会委員の出席のもと、保育・教育に関する調査研究を行いました。

委員会開催後、暫時休憩として2時間にわたって、東吾妻町保・幼・小・中PTA連絡協議会関係者と文教厚生常任委員会委員との保育・教育に関する懇談会を行いました。各施設での要望に加え、スクールバスの利用、中学校における新しい部活動、こども園の保育料の無料化、小学校の統合問題などについても要望がありました。懇談会終了後、文教厚生常任委員会を再開し、地域医療に関する調査研究として、原町赤十字病院の視察について検討しました。

2月20日午後3時30分より、文教厚生常任委員会委員並びに保健福祉課課長出席のもと、地域医療に関する調査研究を行いました。

暫時休憩として、原町赤十字病院に移動し、会議室で、原町赤十字病院の収支決算推移、原町赤十字病院公的医療機関等2025プランや災害救援活動についての説明を受けた後、病

院内の医療施設を見学いたしました。医師不足が深刻であり、医師の確保は大変だとのことでございます。

視察後、第2委員会室に戻り、文教厚生常任委員会を再開し、第2回東吾妻町の保育・教育に関する懇談会における意見、要望に関する回答書の今後の取り扱いについて話し合いました。委員長と副委員長が回答書をまとめ、さらに教育委員会の回答をいただき、東吾妻町保・幼・小・中PTA連絡協議会関係者に回答書を渡すことになりました。

以上、文教厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（浦野政衛君） 議会運営委員会。

○議会運営委員長（竹淵博行君） 特にございません。

○議長（浦野政衛君） 行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員長。

（行財政改革推進特別委員長 金澤 敏君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（金澤 敏君） それでは、行財政改革推進特別委員会の3月定例会中の報告をさせていただきます。

3月9日午後1時より、定例会中の行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。

まず、企画課から戦略本部の会議経過と東吾妻町行財政改革推進プラン実施計画の29年度の進捗状況の説明があり、総務課からは本庁舎移転、建設にかかわる経費の概算額及び現行予算額一覧表の説明がありました。

報告及び資料に対する質疑応答では、岩櫃ふれあいの郷について、総括が必要ではないかとの委員の指摘に対して明確な答弁はありませんでした。健康増進施設の問題は、10年後の国体までに教育課が答えを出すとの認識で、予算的には庁舎建設の経費から1億円が付けかえられるとのことあります。

ほかに、町民に対してこの町の財政状況を理解していただくためにも、実質公債費比率、将来負担比率の説明をさらに丁寧に行い、認識してもらう必要があるとの意見が出されています。

全体的な質疑応答では、第2次総合計画案のアンケート結果で、町民は行政の効率化にほとんど満足していないことへの危機感や、項目としての行財政改革のさらなる推進が、町税の徴収体制の強化と各種基金の計画的積み立て、適正な運用としていることに強い不信感が出されています。

職員数と人件費の適正化については、町民の人口減やAI化に沿って考えるべきで、さら

なる職員数減の意見が出ましたが、定年延長問題や再任用のフルタイム化、そして臨時職員の賃金の大幅な上昇に議論が向いてしまい、最後までかみ合わない経過となりました。

ほかには、企画力を向上させる課の体質と観光でのおもてなしへのソフト、ハードの注文が出されました。

当特別委員会としましては、今後も今定例会中に出されました問題にしっかりと調査研究を行っていきたいと思っております。

以上で、行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（浦野政衛君） ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会。

ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長。

（ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長 佐藤聡一君 登壇）

○ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員長（佐藤聡一君） それでは、ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会の委員会報告をいたします。

さる2月23日金曜日、午前9時半より議場において、ダム対策特別委員会委員、町長、副町長、各関係課職員の出席のもと委員会を開催いたしました。

議題については、自転車型トロッコ及び視察研修についてです。

12月議会において、道陸神トンネルの改修費用の問題等で計画の変更が出されましたが、開業に向けた今後の運営維持管理の具体的な試算表がないので、至急作成するよう要望し、今回要望に基づき提出された資料を基本に協議いたしました。

協議内容としましては、松下部分の田園ゾーンを遊歩道からトロッコ自転車に変更したことに対する地元住民の理解度、トンネルの改修費用や運営の問題、2期に分けて計画しているが、ダム下まで最初から開通するのがよいのではないか等、意見が出されました。今後も協議を継続していくことで終了いたしました。

さらに、3月9日金曜日午前10時より、3月定例会において、国・県・町よりハッ場ダムの12月定例会以降の進捗状況の報告があり、その後、町より上信自動車道の進捗状況の報告や、インター名等の報告がありました。

また、自転車型トロッコの2月23日以降、道陸神トンネルのセントル工法による費用軽減策や今年度予算内容等を協議、今後、安全対策やいろいろな運行方法のシミュレーション等、必要資料を提出してもらい、協議を進めることで終了いたしました。

以上で、ハッ場ダム及び地域開発事業対策特別委員会の報告といたします。

○議長（浦野政衛君） 地方創生調査特別委員会。

地方創生調査特別委員長。

(地方創生調査特別委員長 青柳はるみ君 登壇)

○地方創生調査特別委員長（青柳はるみ君） それでは、地方創生調査特別委員会より報告いたします。

3月5日の本会議において、浦野委員の委員辞職が許可されましたので、欠員の副委員長互選により、山田信行副委員長を決めました。

委員会では、アクションプラン36事業のうち、平成30年度目玉新規事業と位置づけられた6事業を主に審議しました。町の特産を使ったソウルフード開発、人口増の対策、教育では幼児からの学びのベーシックについて説明報告があり、質疑しました。森林対策では、姉山区の取り組みが良好に進み、好評を得、ほか2地区も取り組むという、進んだ喜ばしい報告がありました。このような住民のためになることを町内で実行された事例を示し、普及していただきたいという声があります。

アクションプラン18、21の空き家リノベーション、若者家族定住についての新年度よりの交付金は、ゼロから15歳の子供のいる家庭や、人口減の地域に住むという条件に合う、また施工業者が地元業者という条件に合う、上限150万円までの補助が受けられる施策の要綱ができ上がり、町民に4月に知らせると実行できるようになったことは、大変に喜ばしいことでした。

こうして、徐々に結果が出る事項が出てきましたが、今後の課題として、駅周辺役場跡地住宅整備など、次の委員会でまだ調査研究することとしました。

5月には、人口増、地域医療、住民自治について3市町村を視察する予定があります。

以上、特別委員会からの報告です。

○議長（浦野政衛君） 議会広報対策特別委員会。

○議会広報対策特別委員長（根津光儀君） ありません。

○議長（浦野政衛君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（浦野政衛君） 日程第39、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会からの申し出のように閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（浦野政衛君） 日程第40、町政一般質問を行います。

◇ 茂 木 恒 二 君

○議長（浦野政衛君） 最初に、10番、茂木恒二議員。

10番、茂木議員。

（10番 茂木恒二君 登壇）

○10番（茂木恒二君） それでは、議長の許可をいただきまして、質問通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

質問の項目については、箱島農村公園用地（箱島100番地の町有地）の有効活用についてでございます。

質問の要旨としましては3点。

1点目が、平成14年用地取得、平成17年住宅団地用地造成から十数年が経過したが、現在の状況に至るまでの経緯について伺います。

2番目が、有効活用するための基本方針について伺います。

3番目が、有効活用するための具体的施策について伺います。

以上です。

これから以後は自席に戻りまして、質問を続けさせていただきます。

○議長（浦野政衛君） 続いて、町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、茂木議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、平成14年用地の取得、平成17年住宅団地用地造成から十数年が経過をしたが、現在の状況に至るまでの経緯はのご質問から、説明をさせていただきます。

平成8年度旧東村の団体営土地改良事業であります中山間地域活性化総合整備事業と農村活性化住環境整備事業の平成9年度の新規採択を希望いたしました。その結果、平成10年度に箱島地区の農村活性化住環境整備事業が採択をされたのであります。

この農村活性化住環境整備事業は、農業生産基盤の整備、農村生活環境の整備とあわせて、緑地、水辺空間、住宅用地等とする非農用地の創出を行うことにより、農村の住環境の快適性を向上させ、地域の活性化を図ることを目的とする事業でございます。

そして、この計画地内に定住促進のための分譲地を計画し、分譲を行うための土地を募ったところ、予定面積より多くの希望がありましたが、買い取りを決定いたしました。分譲地は予定面積を超えることができなく、県農政課と協議の結果、余った用地は農村公園ということで、事業は実施をされました。

その後、農村公園は工場誘致等の計画はされましたが、地元等の調整で合意が得られませんでした。現在は吾妻川護岸工事の残土置き場として、渋川土木事務所と平成31年度末まで賃貸契約を行っております。

2点目の有効活用するための基本方針はでございますが、地元が納得する事業が基本でございます。

3点目の有効活用するための具体的施策はでございますが、具体的には、基本方針のとおりであります。分譲地や企業の誘致が考えられますが、分譲地につきましては、町内で分譲いたしました土地10区画以上が売れ残りがございます。また、企業の誘致も考えられますが、面積が1万7,261.8平米と広く、すぐに全部の活用は難しく思われます。今後につきましては、幅広く考えていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 答弁ありがとうございました。

現在は、平成14年のお話がありましたけれども、平成14年には2万6,295平方メートル、

坪数で私の計算で7,968坪がいきなり目の前にあらわれた。その後に、平成17年に住宅用地を造成して、これが約2,389坪。ですから、残りが5,579坪が団地の前に出たと。ちょうど私がUターンしてきたときで、田んぼが懐かしいものですから歩いたら、広大な土地があるので何に利用するんだろうなというのが、まず一番最初に浮かんだ感想だったんですけれども。

その後の土地改良の台帳等々、それから23年5月には民地と交換しています。ですから、そう考えて、民地と交換していますので、その分が私有地になっていますので、現在が5,230坪が町の土地ということで。

先ほど町長からお話がありましたように、渋川土木事務所と賃貸契約を結んで31年度までということで、坪数はわかりませんが、しょっちゅう私はあそこを通るので、大量の残土、しかもうず高く積まれた残土ということで、ほこりが飛んで、ほこり対策をお願いしますというふうに町民の皆さんから言われたこともあるんですけれども、そういう状況なんです。ですから、私有地は電柱置き場になっています。単なる平らにならしたわけではなくてコンクリート等でもう半永久的な組織になって、これは私有地ですから、どうしようとあれなんですけれども、5,230坪がそのままになっている。大量の残土が、国道353の工事に伴って置かれているという状況なんです。

当初、分譲地に近い道路を挟んだところを分譲住宅にしようという案がすごく有力だったようなんです。地域審議会でも、聞くところによると、そのような方向性も出たという話を聞いたんですけれども、その後、その分譲地の話が出なくなって、そうこうしているうちに、先ほど町長のお話の工場誘致のお話が平成21年です。私はちょうど区長だったので、あれなんですけれども、渋川の鉄鋼プレス会社を誘致したいという方針で、地元にも説明がありました。そのときに、唐突だったということもあるかもしれませんが、説明が不十分。それから、プレス会社なので騒音があるだろうということで、団地の皆さんが、30前後あるんですけれども、1班2班に分かれていて、その2つの班長さんが地元の反対署名を集めました。私、区長だったので一緒に同行して町長室に入った覚えがあるんですけれども。その後、その話は全く立ち消えになってしまった。話がなくなって、わからなくなってしまった。今聞くところによると、そのプレス会社は人員削減して経営困難になっているというふうに、人の話では聞いております。そういうことがまずありました。

それから、あとは、これはあくまでもうわさの域かもしれませんが、沢渡温泉病院、今はリハビリり何とかというんですか、その転居先の候補地としてという話があって、地元

は期待したところなんです。それから、余りにも広大な空き地が十数年、そのままになっているものですから、ホームセンターが来るのではないかと。あるいは、その間、職員の皆さんが大変な思いをして草刈りなんかやっていましたけれども、暑いさなか。商工会の皆さんが、ホテルの第二保護地に非常に近いものですから、鑑賞者を呼び込もうということで、観光バスを置けるような地ならしをしたんです。ただ、1台も観光バスの姿は見ませんでしたから、そのままあったということで、この十数年の経過の中で、そういう動きがあって現在に至っているわけなんです。

すると、先ほど町長のお話で地元の納得が得られなかったというのは、このプレス会社の話なんです。その後、いろいろな話があってもそのままになっていて、いたずらに時間が経過してきたと。5,230坪。今度は上信道が開通すれば、箱島インターに至近の距離。それから、吾妻線の小野上駅までは歩いて10分弱。幼稚園、こども園はすぐ近く。中学は統合しましたから、あれですけれども、小学校は歩いていける。それから、国保診療所があるという、非常に地の利のいいところなんです。それがなぜ、今まで、今の現在の状況になっているんだということで、恐らく行政、町有財産の有効活用というのはもう何回も言われているところなんです。現実はこの現実なんです。ですから、それに対してちょっと乱暴な言い方で恐縮ですけれども、十数年の間、町は、結果論ですけれども、無策だったんじゃないかと、あるいは行政は怠慢だったのではないかという声は聞かれるわけなんです。

ですから、地元の納得というお話がありますけれども、それは具体的なものが出てこないとわからない話なので。

伺いたいのは、もうちょっと突っ込んで聞きたいんです。現在、どのようなところから引き合いがあるのか、ないのか。

それから残土置き場、31年まで、2年ごとの契約ですかね。工事の場合によっては、また2年延ばすということになると、33年までになってしまうんです。そうすると、その間、売買できないことはないんでしょうけれども、急いでいる人には間に合わないわけですね。

もろもろのことがあるんですけれども、その辺を含めて、現在の状況は引き合いがあるのかないのか、その辺について。これはもしかして、行政上の守秘義務というのではないんでしょうけれども、これは出してしまうと交渉上まずいぞというのは、あえて言わなくても結構ですけれども、もし何か引き合いがあるのであれば、それについて。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 箱島の農村公園用地でございます。

先ほどおっしゃいましたように上信道の箱島インターに近く、またＪＲ吾妻線、小野上温泉は対岸となって、これも近い距離にあって、非常に条件がいいということでございました。特に東中学校跡はすぐに企業が入って、その場所で企業活動を行っていくということからしても、非常に魅力のある場所だというふうに思っております。

これにつきましては、非常に5,230坪ということで現在、残土用地ということで、県の要望で賃貸契約を行っております。平成31年度までということでございますけれども、これも国道の付けかえといいますか、工事に伴って県から要望されて貸しているところでございまして、一応平成31年には町としてぜひ明け渡していただきたいということでお願いをしているところでございます。

この後に、現在企業等が出てくる可能性があるのかどうかということでございますけれども、直接的には聞いておりませんが、検討を重ねている会社があるということは聞いておりますので、非常に条件のいいところでございますので、当然町としては大変期待をしているところでございます。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 具体的な企業名は結構ですけども、そういうのがあるということであれなんですけれども、ここでちょっと言いたいのは、待ちの姿勢ではなかなか進まないと思うんです。だから、具体的施策はと聞いたのは、例えば今はインターネットとかいろいろ媒体がありますよね。そういうところに積極的にＰＲしているのかどうかということも聞きたいんですよ。要するに、何かをやるときには積極的に打って出ないと。ただ待っているだけでは、なかなか来ないと思うんです。ですから、土地の立地条件の魅力等も含めて、恐らくそういうところを、起業を考えている方が目にとまるようなところに積極的に発信すべきではないのかというのが考えなんです、その辺どうですか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これまでも、群馬県の東京事務所には県内への企業誘致の係がございまして、そこには当然この農村公園用地も1つの企業誘致の場所として資料提供いたしまして、県の職員が群馬県にゆかりの企業ですとか、その他関係ある企業でＰＲ活動、誘致活動を行っておるところでございます。

今後、今おっしゃいましたようにホームページ等も利用することも一つの手かと思っておりますので、今後ともそのような活動は続けてまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君）　それで、この前、平成21年度のときのプレス会社のときに団地の皆さんが集まった会合の中で、反対ばかりではなくて建設的な意見も言おうというのが当然出てきたわけなんですけれども、そうするとやはり何人かの方が、駅が近いので、駅に通っている人の駐車場をつくったらいいのではないかと、もろもろの意見が出たんです。

ただ、それはこの話が終わるとともになくなったんですけれども、そこで今回の一般質問では、政策提言という意味もあるということなのであれですけれども、報道なんかを見ると、官と民連携の新しい形ということで報道されているのが、岩手県の紫波町というんですか、有名なオガールプラザ、これは視察に行こうねなんていう話もありましたけれども、ここは10年以上塩漬けされた町有地に官民連携の手法を駆使して成功したと。図書館とかいろいろつくるわけです。

もう一つは、岡山県玉野市というところなんですけれども、これも市有財産の有効活用について、広く民間の意見、提案を広く募集して、その中で市場性のある案件から優先的に検討を進めていくという手法をとったと。これは成功事例なんです。

ですから、先ほどの町長の地元の納得は得られるということであれば、地元の、こういうふうなですけれども、どうですかではなくて、ともに考えてほしいと。どうしたのが一番喜ぶんですかということも含めて。

団地の皆さんは若い世代が多いんですけれども、団地を取り巻く環境は、先ほど目の前は大量の残土、西側については碎石置き場になっているんです。結構広くて。そこは私がちょうど、これも区長のときだったんですけれども、吾妻川の川風が飛んできて洗濯物も干せないから、何とかほこり対策を町に要望してくれというふうに言われて、私も町に来たんですけれども、有効な対策が見つからないまま時間が過ぎたんですけれども、いろいろの経緯から、管轄の土木事務所が業者のほうに要請したんだか、指導したのかわかりませんが、一発で対策ができました。フェンスと網を張った。ただ、これはないよりはましというか、万全ではないんです。団地という住環境の中に、それでなおかつスラグの問題で水質の検査を今していると。ですから、住む周りの環境は当初から見るとどんどん悪くなっています。そういうのが前提で物事を進めないと、やはり住民の皆さんの納得というのはなかなか得にくいのかなと。

先ほど言いましたように、広く住民の皆さんからいろいろなアイデアを募集して、官と民が連携しながら進めるという姿があるようですから、その辺どうですか。町も総合戦略の中で、仮称ということなんですけれども、町づくり参加条例というのを検討されているようで

す。ですから、そういう面も含めて、その辺のアイデアを、これから検討するでもいいんですけれども、そういう考え方もあるのかなと思うんですけれども、その辺どうですか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これまでも、この箱島の農村公園用地につきましては、東地区の地区審議会等の中で、お話を聞いてきたという経緯もあるわけございまして、そういった意味で地域の皆様のご意見等も、これからもしっかりと伺ってまいりたいと思います。

今、お尋ねの条例等の話も、今後の検討材料ということでございますので、これに合わせて進めてまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） 和やかな田園風景の中に今の姿というのは、どう考えてもよくないんです。ですから、そういう中で、先ほどの経緯を大体お話、私なりに話させていただきましたけれども、住民の皆さんの行政に対する信頼感は確実に落ちています。もろもろの経緯を考えると。ですから、そのところを新たに物事を進める前には、その点を十分に認識しながら、やはり私は進めていただきたいというふうに思います。

ぜひ積極的に打って出る姿勢で5,230坪の広大な町有地、しかも活用する価値が十分あるんだろうと思われる用地ですので、ぜひ積極的にお願いしたいと思います。

何かありましたら。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 以前からお話をしておりますように、農村公園用地、東吾妻町にとって、また箱島地区、旧東地区にとって非常に活性化のために有効活用できる土地でございますので、今後とも企業なりにつきまして、誘致を進める姿勢で積極的に行ってまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 10番、茂木議員。

○10番（茂木恒二君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（浦野政衛君） 以上で、茂木恒二議員の質問を終わります。

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（浦野政衛君） 続いて、13番、須崎幸一議員。

(1 3 番 須崎幸一君 登壇)

○13番(須崎幸一君) ただいま浦野議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき、質問をいたします。

町の第2次総合計画について質問をいたします。

平成18年3月27日に町村合併により東吾妻町が誕生して、12年が経過しようとしております。超高齢化と人口減少社会が進行する中で、平成30年度から行政運営の基本となる東吾妻町第2次総合計画がスタートします。町では、今までさまざまな行財政改革に取り組み、財政健全化に向けて努力をしてきたものと認識しております。第1次総合計画が終了して、4月からは第2次総合計画のもとに町づくりを行っていく上で、町民の町政参加を促す意味で、この時期はよいチャンスであると考えています。

そこで、どうすれば多くの町民の皆さんが第2次総合計画に理解を示して、町づくりに参加してくれることを期待して、質問をいたします。

最初に、安定した財政基盤を築きながら、第2次総合計画を実現するためにどのように町長は行政運営をするのか。

第1次総合計画の検証結果から、第2次総合計画に新たに盛り込んだ計画は何か。また、その目的は。

総合計画の中で、財政の経常経費に最も影響を及ぼす計画は何であると考えてるか。

町民が総合計画を理解する必要があると思います。どのようなことを考えているのか。

以上のことについて質問をいたします。

○議長(浦野政衛君) 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の安定した財政基盤を築きながら、この第2次総合計画を実現するために、どのような行政運営を行っていくのかについてであります。本計画では、第1次総合計画で定めた町の将来像「住民が誇りを持って暮らすまち」を継承していくことといたしました。

今回、その副題として「～東吾妻 きみと あなたと～」と定めたいと考えました。これは、東吾妻中学校の校歌から引用したものでありますが、町の未来を担う子供たちがさらに東吾妻町を一体的な町として捉えることができるよう、将来につながるメッセージであるとともに、住民と行政が目指す将来像を共有し、協働で町づくりに取り組む合言葉にしてい

たいと考えたからであります。この合言葉を積極的に活用、PRしながら、住民参画による行政運営に一層努めたいと考えております。

具体的には、本計画の進行管理に当たり、PDCAサイクル手法による住民が参画した外部評価の仕組みを構築するとともに、さまざまな手段による行政情報の公表や共有を行いながら、本計画の実現を住民と共同で取り組む行政運営を確立していきたいと考えております。

次に、2点目の本計画に新たに盛り込んだものは何かありますが、第1次総合計画の各課における検証をまとめる中で改めて感じたことは、長期的な展望を示す総合計画に、施策分野の枠組みを超えた総合的かつ横断的なメニューが示されていなかったということであり

ます。

今回の計画立案に当たっては、基本計画に重点施策を設定し、本町の主要課題のうち特に人口減少、上信自動車道の開通に対応した各課横断的に今後5年間で重点的に知恵を絞って取り組むメニューを盛り込んだのであります。

このメニューについては、目指す成果と目標年度をあわせて設定いたしましたので、各課が縦割りではなく横のつながりをしっかり持ち、職員の連携、協力を図りながら、各プロジェクトをしっかり実現していくよう努めていきたいと考えております。

次に、3点目の本計画において財政の経常経費に最も影響を及ぼすものは何かでございますが、これにつきましては、先ほどもお答えをいたしました。本町の主要施策のうち人口減少社会への……。

○議長（浦野政衛君） すみません、答弁の途中でありますが、ちょっとここで暫時休憩いたします。

（午後 1時45分）

○議長（浦野政衛君） それでは、再開いたします。

（午後 1時47分）

○議長（浦野政衛君） 町長の答弁を続けて願います。

○町長（中澤恒喜君） 次に、3点目の本計画において、財政の経常経費に最も影響を及ぼすものは何かありますが、これにつきましては、先ほどもお答えをいたしました。本町の主要施策のうち、人口減少社会への対応に係る経費は特に財政運営に影響があるものと考えております。

出生率の向上や移住定住、子育て支援など人口減少の速度を緩和するための各種施策や事業については、地方創生の流れの中で、全国の自治体が同様の取り組みを進めることであり、国の財政支援も乏しく、歳出面では町の経常経費が最も影響を及ぼすと考えております。

このことを踏まえ、第2次総合計画を進行していく中で、財源面で先細りにならぬよう、行政経営能力の向上と財政基盤の強化を図りながら、社会経済情勢や住民ニーズに即した町づくりを進めていきたいと考えております。

最後に、4点目の町民が総合計画を理解するためにどのようなことを考えるかですが、広報やホームページでこれを公表することはもちろん、本計画のダイジェスト版を編集し、毎戸配布を予定しております。この編集に当たっては、図や写真、表を用いて、町民目線に立ったわかりやすい表現や読む人が読みやすいような表現を心がけたいと考えております。

また、このダイジェスト版の活用方法として、ただ単に配布するだけで終わりにせず、町政懇談会で内容について説明をしたり、町民の皆さんと意見交換をしたりするなども検討してまいりたいと思います。さらに現時点で想定することは、中学3年生の総合学習との連携を継続する中で、子供たちの教材としてダイジェスト版を活用してもらい、町づくりに興味を持ってほしいとも考えております。

なお、本計画から実施予定であるPDCAサイクル手法に基づき、重点施策の達成状況の評価や進行管理の状況は、広報やホームページで定期的に公表したいと考えておりますので、さまざまな手段や場面を通じて、町民の皆さんが総合計画を理解していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 第2次総合計画を中心として、今後各種計画のもとで行政運営がされるわけですが、繰り返しになりますが、町民の理解と参加なくして町づくりは難しいと考えております。多くの皆さんが意見を言える、また反映できる行政であってほしいと

思います。課題は山積しております。その課題も見えております。多方面にわたる行政課題をどう克服していくのか、町長の手腕が試されるものと思いますが、町長の決意のほどを再度示していただきたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の第2次総合計画、先ほども申し上げましたように副題として「～東吾妻 きみと あなたと～」を定めました。中学校の校歌からいただきましたけれども、こういったことで、住民の皆さんと行政がお互いに手を取り合って協働で町づくりをする、取り組む合言葉にしたいと考えております。今後も住民参画による行政運営に一層努めてまいりたいと思っております。

また今回、特に人口減少と上信自動車道の開通ということで、重点的に取り組んでまいりたいということでございます。まさに東吾妻町の大きな課題でございます。そして、また上信自動車道は、この自動車道によって東吾妻町がまた生まれ変わる新たな展開ができる材料だと思っておりますので、これにつきましては、各課が横断的に連携協力をして、これにつきましてしっかりと取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 次に、総合計画と経常経費の関係についてでございますけれども、経常経費がかさむと経常収支比率が高くなり、財政運営の弾力性が失われ、新規事業計画に支障を来すおそれが出てきます。経常経費に影響を及ぼす事業計画については、その財源確保を十分に慎重に実施すべきであると思います。

当町は、他町村に比較して地方債残高が多いことは、町民に不安を与える要素でもあります。難しいことかもしれませんが、借金体質から脱却することが、安定した財政基盤の構築につながるものと考えます。有利な起債であっても公債費率が高くなることや、将来に負担を多く残さないように配慮しつつ、第2次総合計画を実施すべきであると思います。

町長、どういうふうに考えておられますでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員のご意見、大変正論でございまして、当町は歴史的に大変財政面、厳しい面がございます。そのようなことから、さまざまな苦勞をしながら、そして町民の皆様により行政サービスができるよう、しっかりと取り組んできているところでございますが、これからも財政基盤の強化というものを図りながら、そしてまた町民の皆様のニー

ズに即した取り組みを進めていくことができるよう、しっかりと進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 町が何を指針として行政運営を行っているのか、ただ単に目先の問題を解決するためだけに運営しているのではなく、目的に沿って計画のもとで行政を執行していることを町民が十分に理解していただけるようにするにはどうしたらよいか。町民に行政が身近に感じられるように、きめ細かな行政運営をすべきであると思います。

町全体ではとても広い地域でありますので、そのためにも、支所、出張所の人員配置の充実が必要であると思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員ご指摘のように東吾妻町、大変広い地域でございます。歴史ある5つの地域が合併をした、そういった町でございますので、そういう特性も生かしながら、進めてまいらなければなりません。そしてまた町民の皆様には行政サービスを行う上でも、支所、出張所のあり方もしっかりと今後も考えて、高齢化社会にもなっておりますので、支所、出張所を充実させながら、そして町民の皆様には負担をかけないようなことで各種の町民サービスを行っていただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 13番、須崎議員。

○13番（須崎幸一君） 町長にとって、今年度は平成22年から町政を預かって8年がたち、節目の年であると思います。ぜひ町民の声に耳を傾けて行政運営に努めていただき、誰もが安心して誇りをもって暮らすことができる町づくりに取り組んでいただきたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員から、大変力強いお言葉をいただきました。

今後も、この東吾妻町、将来にわたって私たちの子や孫、ひ孫が誇りを持って暮らせるような、そういう夢ある町にしていきたいと思いますので、議員の皆様のご理解、ご支援をよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 以上で、須崎幸一議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。午後2時15分まで休憩といたします。

（午後 1時58分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

（午後 2時15分）

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（浦野政衛君） 続いて、7番、根津光儀議員。

（7番 根津光儀君 登壇）

○7番（根津光儀君） 議長の許可を得まして、町長に質問いたします。

中澤恒喜町長は2期8年の最終局面に入り、新たな4年を目指すということを宣言なされました。これまでの8年間は激動の8年であったと思います。平成23年3月11日、東日本大震災と、それに続くさまざまな出来事に対応してきました。我が町に放射性物質の影響が及ぶとは全く想像もできませんでした。3年後、平成26年2月14日から15日にかけて降り積もった雪は、我が町においておおよそ1メートル、集落の多くが孤立状態となりました。交通の麻痺により影響は町全体に及びました。多くの家屋に被害が発生し、基幹産業である農業においては、畜舎の損壊や栽培ハウスの倒壊など、営農の継続を左右するほどの被害となりました。

しかしながら、東吾妻町民は互いに助け合い、歯を食いしばり、困難を克服し、今日にいたっています。その中心に町長を初めとする行政機構があったのは言うまでもありません。

弾むような楽しい出来事もありました。平成28年1月からの1年間、大河ドラマ「真田丸」放映では岩櫃城が取り上げられ、タイトルバックに岩櫃山が使われたことは、町民にとって郷土愛を育むよい機会となりました。平成27年には、「融 愛 善」を校訓とした東吾妻中学校の開校と給食センターの開設、さらに本年4月からは5つのこども園と2つの保育所による幼児教育、保育の改革が予定されています。子供たちの健やかな発達と自立を心から願ってやみません。

町長、天から与えられた苦難とみずからに課した行政課題を乗り越えた、この先の4年間について、どのように取り組んでいくお考えでしょうか。じっくりゆっくり過去を見つめ、未来を思うとき、そこに新しい発想が生まれてくると思います。

まず農業について。

かつて、こんにゃく栽培と養蚕が中心の農業は、現在、花卉、果菜、果樹、野菜などに栽培の中心が移ってきていますが、農業振興にどのような努力が払われてきましたか。

今後、我が町の農業の進むべき道について、どうお考えでしょうか。そこに新しい発想がありますか。新しい発想を掘り起こすためにどのような政策をお考えでしょうか。

ついで、商工業について。生活や身の回りの品を製造加工してきた個人事業者中心の産業と、土木建築業を軸とする業態が中心の商工業から飛躍するためには、どのような方向を目指すべきとお考えですか。

朝日ナショナル照明がパナソニックエコソリューションとなり、不二紙工がリンテックと名を変え、その業態も高度なIT産業へと変貌し、飛躍してきましたが、これらの動きをどう捉えていますか。

そこに働き、我が町で暮らす外国籍の方々はどうのくらいいて、どのような暮らしをしていますか。

それらの人に対して、行政のサービスと地域交流はどのような状態でしょうか。

新しい発想の町づくりを進めるために生活者としての新しい発想をどう取り込んでいきますか。農林業の新しい発想をどう取り込み、提案していきますか。中心的企業の飛躍と発想をどう取り込んでいきますか。5年後の我が町の姿をどう描いているのでしょうか。

町民からの発想を積極的に取り込むことと、行政に携わる人たちの提案を積極的に受け入れることが、新しい町をつくっていく原動力であると思います。町長のお考えをお聞かせください。

以上、自席にて質問させていただきます。

○議長（浦野政衛君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

まず、農業について。

農業振興にどのような努力が払われてきましたかでございますが、東吾妻町の農業産出額では、榛名山麓周辺や松谷地区などで畜産が行われており、畜産業が町の76%と大きな割合を占めております。町における作付面積では、こんにゃくが一番多くなっております。今の現状では、議員ご質問のように花卉、果菜、果樹の栽培が多くなっております。

農業の振興には、農作業の効率化と集約化に向けた土地改良が必要と考えております。町

内でも東地区を初め、各地区で土地改良事業が進み、県営土地改良荻生川西地区では、約28ヘクタールの土地改良事業も完成間近となっております。この土地改良事業を機会に農業の法人化もでき、おいしいお米づくりに取り組んでおります。現在は、関係者のご理解をいただきながら、約50ヘクタールの土地改良の事業化を進めております。

また、国・県の指導をいただきながら、畜産クラスター事業や作物の産地化に向け有利な補助金の導入と栽培指導を行ってきております。

このほかは、鳥獣被害対策では、電気さく設置補助、捕獲補助を行っております。

次の我が町の農業の進むべき道でございますが、当町は標高300メートルから1,000メートルまでの標高差があり、それぞれの地区で、その地域に適した作物が栽培をされております。このような中で、東吾妻町のこんにゃく、花卉、果樹、お米など各品評会で高い評価をいただいております。各作物では専門性があり、花卉や果樹やスプレーマムでは産地協議会を設置し、技術の向上や最新施設の導入などが進んでおります。

畜産団地では、環境に配慮した大規模化が進んでおります。農地の区画整理による集約化などにより、規模の拡大や専門的な産地としての知名度向上を目指し、また小規模の農地では、自給的農業のほか、道の駅を初め農産物直売所が多くありますので、少量多品種で年間を通じて出荷ができる体制や、地産地消を構築していくこともできると考えております。

水稻では、平地の大規模経営と差別化する意味でも、高い食味値のお米の栽培もふえてきております。

次の新しい発想を掘り起こすための政策でございますが、作物ごとに特化したあがつま農協の生産部会もありますので、町村を超えての取り組みや作物の産地化について、国・県的情報を的確に伝え、実行できるように考えております。商工業に対してのご質問でございますが、小規模事業主の製造業については、地域に密着した小回りがよい点を利して、生活者の需要を的確に見極めて利益を上げていただければと考えております。また、土木建設業におきましては、公共事業の縮小も懸念はされますが、公共インフラの老朽化に対応する業務や管理業務の需要がますます高まると考えております。そして、土木建設業に携わる技術者、技術を継承するためにも、なりわいが継続することを希望しております。

町内の事業者のほとんどが中小企業、小規模事業者であります。国や県、商工会、金融機関とも連携して、制度の拡充に努めてまいります。

パナソニックエコソリューションズ朝日やリンテック吾妻工場などの製造業各社は、元来から大きく、業務内容も拡大をしております。グローバルな視点で世界を相手にますます業

績を伸ばしていただければと思っております。今後、工場の拡張の情報も受けております。我が町にとって大切な企業であります。本議会で緑地面積率等を緩和する工場立地法に基づく地域準則条例を提出させていただいたところではありますが、顧客、メーカーからの要請に応え、今後、上信自動車道の整備による物流が促進されることを踏まえて、業務の拡充が進み、雇用の拡大が図られ、町の活性化につながればと考えております。こうしたことを通して、過疎化や高齢化に抗するためにも企業とともに発展してまいります。

次に、外国籍の労働者に対してのご質問であります。外国の方々が何人当町に登録しているかは、町民課所管のデータによれば、2月末日で265名となっております。このうち在留資格といたしましては、技能実習生の許可を得ている方が128名おります。こうした方が、町内企業の労働者として働いているものと推測をされます。

各社に何人の外国人が就労しているか、その方たちの生活はどのような状態か、町では承知はしていませんが、行政サービスといたしましては、町民として隔たりなく行っております。また、町内で開催をしております各種イベントにも足を運んでいただいておりますので、町民との交流も進んでいければよいと考えております。

次に、新しい発想の町づくりの1点目の生活者としての新しい発想をどう取り込んでいきますかでございますが、今議会で提出しております中小企業・小規模企業振興基本条例の理念のもと、商工会や金融機関などとも連携し、生活者の需要などの情報収集に努めたり、中学生議会の意見を参考にしたり、これに対して事業者の取り組みについて支援策なども検討してまいりたいと考えております。

2点目の農林業の新しい発想をどう取り組み、提案していきますかでございますが、先ほどお答えをいたしましたように、作物ごとに特化した農協組織もありますので、町村を超えての取り組みや作物の産地化を国・県の情報を的確に捉えて実行できるよう考えております。

林業振興では、国で計画をしております（仮称）森林環境税及び森林環境譲与税の情報を的確に捉え、町としてどのように取り組めるかを事前に関係者とともに検討してまいります。

3点目の中心的企業の飛躍と発想をどう取り込んでいくかでございますが、吾妻交友会の情報交換会や高校生に対する企業説明会を開催する際にも、町内企業との情報交換を行う機会がございます。こうした機会を拡充するとともに、知り得た情報をもとに工場立地法に基づく地域準則条例のように支援策が拡充できればと思います。

4点目の5年後の我が町の姿をどう描いておりますかですが、現在、総合計画の策定作業や都市計画マスタープランの策定作業が進んでおります。また、まち・ひと・しごと創生総

合戦略の取り組みが進んでおります。こうした取り組みを通して、住民が誇りを持って暮らすまちを引き続きしっかりと目指してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） お答えいただきまして、ありがとうございます。

お答えいただいた中心的な部分というのは、やはり第1次総合計画に沿って行われてきた部分が多いのかなとは思いますが、そういったところに第2次総合計画が今出されて、そしてそれを中心に、今度新しく物事を発想していかないといけないんだと思います。総合計画はあくまでもベースになるものだということを。

私、議員になりましたときに第1次総合計画を読んで、ああ、こういうふうな町になっていくならばいいなと思いましたが、なかなか困難な部分があって、いまだにできない部分、そしてよく読み込んでみると、何だかぼやかしている部分というのもございました。この第2次総合計画においても、あくまでもベースになる計画ということで、細部細部にわたってまでそれが記載されているわけではないというふうに私は理解をしております。そうすると、やはり実行していくためには、町長の発想、それから職員の皆さんの発想、地域の皆さんからの意見の取り込みというものが非常に大切になってくるんだと思うんです。

今後とも、生活者の皆さんがどんな町を望んでいるのかというのを丁寧に丁寧に取り込んでいってほしいと思うんですが、私たちの議会が行っている議会報告会においても、また町長が行っている町政懇談会においても、なかなかそこへ出てきてくださる方の数というのはふえていかないような気がします。

こういう中で、どんなふうなことをやって、今後生活者の皆さん、町民の皆さんの意見を取り込んでいったらいいのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 生活者、町民の皆様のご意見、ニーズというものを的確に把握しなければならぬということでございまして、町政懇談会も私はこれまでずっと続けてまいりました。しかし、参加してくれる方の人数がなかなかふえてこないという点がございまして。そのような点で今後も工夫を重ねていかなければならぬというふうに思っております。

ただ単に地域ごとに町政懇談会を行うということも続けることもいいかもしれませんが、いわゆる農業の関係者を集めた町政懇談会ですとか、商工会の皆さんを集めた町政懇談会とか、若い夫婦を集めた町政懇談会とか、そういうものも考えられるかと思いますので、

今後そういうものを模索しながら、町民の皆様のご意見、ニーズというものを的確に捉えることができるようなこともしていきたいと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、こちらから足を運んで町民の皆様の中に入ってご意見を聞いてくるという姿勢は大事だと思っております。

○議長（浦野政衛君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 大変心強く思っております。実は、なかなか町長の言葉の中から、新しい発想のことが出てくるのは難しいと思っていましたが、今、町長のお答えの中には、業態別に皆さんに集まっていただいて、そして意見を聞かせてもらうというようなお話もございました。年代別に集まってもらう。それも本当に素晴らしいと思います。そういったことは、やはり今までに私たちになかった新しい発想だと思います。町長から新しい発想を直接聞けたということは、今回の一般質問の中の私の非常に大きな成果だなと思います。

ちなみに私、農家なものですから、農業の組織のことでちょっとお話ししたいと思うんですけれども。かつてあった農業研究団体連絡会が現在、解散されてしまいまして、品目別、あるいは年代別というんですか、若い人を中心とした、そういった組織が現在なくなってしまいました。ぜひこういったことの復活にも取り組んでいただきたいと思いますけれども、例えば、任意でそういった人たちが組織をつくっていく、そうしたらそこへ町としてどのような援助をしていただけるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 農研連、それと作物ごとに果樹研ですとか、こんにゃく等の集まりですとか、花の集まりですとかというものがございまして、私もいつも総会に呼ばれて出てまいりまして、農業関係者の皆様とお話することができ、よかったなと思いました。特にそこで農協の幹部の方が、こういう会に首長が出てくるのは東吾妻町だけだと言ってくれて、ほかの町や村は大体課長ぐらいでとまりだということによっておりまして、そういう意味で、私自身が出るということで喜んでいただけたなと思います。

そのようなことで、現在、呼ばれる研究会も少なくなってきたということでございますけれども、こういったものが生産者の皆様の連携を図り、そしてまた団結力も出て、町の農業をさらに発展させるという力になるということは、非常にいいことだなというふうに思っておるところでございます。

農協とのJAとの関係で、なかなかそういうものが継続できない部分があったということでございますけれども、町といたしましては、各地区に農業振興協議会というものをつくっ

て、作物とかそういうものにこだわらないで、農業者全体が集まって研修等を行っている協議会でありますけれども、そういうものをさらに発展させた形で利用ができればなというふうに思っております。

私もかつては農業振興協会の太田の支部で、いつも２月ごろですか、先進地の研修に一緒に行かせていただいたこともございまして、非常に夜はお酒を一緒に飲んで懇親を深めたり、大変いい会だなと思っておりますので、この農業振興協議会、現在、町でも補助金を交付したりしておりますので、こういうものをさらに充実させて、そして地域の農業者の連帯、また町全体の農業者の連帯を図っていくということも一つの考えであるかなと思っております。

各生産している生産部会等も、これも非常に重要かと思います。こういうものも仲間内、関係者が団結をして、充実をさせて進めていくということになれば、町としても何らかの形で関与できるかなというふうには思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、農業は東吾妻町の根幹をなす産業だというふうに思っておりますので、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） ７番、根津議員。

○７番（根津光儀君） ぜひとも農業を振興させていくために、新しい発想で町も取り組んでいただきたいし、それから意欲のある人たちに対して力をかしていただきたいと思います。

それから、次に移らせていただきまして、我が町に暮らす外国人の数265人、２月末ということですが、実は10年前から比べるとどのぐらいの人数が推移しているか、ご存じでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 外国人登録、30年２月で265人、186世帯ということですが、10年前という数字はちょっと持っていないんですが、２年前には28年３月末では183人でありましたので、かなり増加をしてきているということでございます。現在186世帯、２年前が103世帯でございますので、世帯もふえておるわけでございまして、世帯につきましては、アパートで暮らしている人が多いというふうに思われます。

以上です。

○議長（浦野政衛君） ７番、根津議員。

○７番（根津光儀君） 実は10年前、平成20年から比べますと、おおよそ68人ふえているようです。これは私も、町民課のほうへ行ってお世話になって調べていただいた数字から割り出したものですが、そして、町長のお話ですと、２年前には183人であったというこ

とですから、この数年でさらにまた加速してふえているというふうに思います。

そういった中で、私はこの人たち、265人の人たち、ぎゅっと集めると集落1つ、行政区1つ分に値する人数だと思います。こういった人たちにぜひとも私たちのこの東吾妻町、何百年も昔からあるこの町が、ここにこうしてあって、そしてそこへ今、たとえ短期間であっても、この町に来て働いたり生活をしたりする、そのことの接点というものを大切にして、そしてこの町を知っていただく、楽しんでもいただくというようなことが必要なのではないのかなと思うんですけれども、その辺の町長のお考えいかがでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員のおっしゃるとおりでございます。たとえ何年でも、この町に住んで、そして仕事をしてくださる、また消費も行っていただく人たちでございますので、町民と同様にいろいろな催し、お祭り等に出ていただいて、そして交流をすることが、よりこの町の活性化といいますか、そういうものにもつながってくると思いますので、今後そういうことはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） 盆踊り、お盆の時期に行われる駅北の盆踊りには、この外国の方とお見受けする方がいらっしゃいます。ここへ招待状を出しているわけでは恐らくないんだと思うんですけれども、例えばもっと積極的にこちらから招待状を出したり、それから、こういうお祭りがありますよということをもっと積極的に、その人たちに向けてアピールするということはいかがでしょう。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね。盆踊りは特に婦人会の皆様にはお世話になって、浴衣を着つけてくれたりするのもありますので、そういう意味からしても、外国の人が日本の浴衣を着て、そして踊るという経験は、非常にいい体験になるかなと思います。ですから、現在その人たちが働いている会社宛てに、外国人の皆様にもぜひお誘い合わせて参加をいただきたいというふうなご通知を差し上げることは非常によいことだなというふうに思います。

○議長（浦野政衛君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） ぜひそういった活動をして、そして外国の皆さんにもこの町のよさを少しでも知っていただきたいと思います。なぜならば、その人たちは半年、1年、あるいは3年ぐらいの期間でこの町を離れて、母国へ恐らく帰っていくんだと思うんですけれども、そして、そこではあの国はどうだったという話が必ず出るわけですから、そのときに、こ

ういうことで楽しかったよと、そちらで言っていただくということが、この町の10年、20年先のインバウンドに跳ね返ってくるのではないかと私は思っております。

そういう意味で、じっくり、ゆっくりではありますけれども、きちんとしたそういったことをしていくということが、拙速に何々をしましょうということではなく、新しい発想として持っていただきたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員さんのほうから、大変よいご提言をいただきました。今後とも拙速にならず、ゆっくり、おっしゃるように将来のために取り組んでまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） それともう一つ、私たちの町を日本全国に知っていただく方法、それはマスコミを利用する方法なんだと思います。「真田丸」の一件で、非常に私たちの町は全国に知られることができたかなと思います。

そんな中でもう一つ、実は3月10日付、上毛新聞に、四万温泉を舞台にした映画の撮影が行われているというような記事が載りました。実はこの映画は、直木賞作家の西加奈子さん原作の「まく子」の映画化ということで、私たちの町の郷原地区の潜龍院跡も撮影の場所に使われるということで、この3月31日に潜龍院跡で撮影が朝早くから一日かけて行われるということです。

こういったことを、この件につきまして、私がたまたま連絡を受けて、では地域の皆さんにというようなことでいろいろ橋渡しをしたんですけれども、フィルムコミッションという組織をつくって、そしてそういったときに情報を集めたり、それからこちらから情報を差し上げたりというようなことをしていくというようなことは、町長、お考えはあるでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の「真田丸」で、テレビですとか映画というものの地域への効果というものは大きいなというものは、もう感じておるところでございまして、今回の映画づくりにつきましても、何らかの影響力は出て、いい効果が出てくるのかもしれない。

そういったことで、今後とも観光協会等ともしっかりと連携をして、フィルムコミッション等も考えて、この町を売り出すということにしてまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 7番、根津議員。

○7番（根津光儀君） フィルムコミッションにつきましては、実は2月3日付のグラフぐん

ま、こちらにも大きく特集して載っておりますけれども、そういった組織があるということによって、その町村を撮影の場所として使いたいというようなことが、じっくりゆっくり起きてくるかもしれません。特に我が町は、「真田丸」で大変に全国に知られるようになり、そして映画とかテレビの制作関係者の間にも知られるようになってきていると思いますので、じっくりゆっくり、フィルムコミッションをつくったから、すぐに撮影が来るというわけではありませんけれども、そういった体制を整えて待っているということが非常に大切だと思います。ぜひそういった組織を町長考えていただけるような、今お返事でしたので、それをよろしくお願いしたいと思います。

それから、5年後の我が町についてですけれども、5年しても実は上信道はまだ完全開通はしておりません。上信道をどうやって利用していくのか。そして、ここへおりていただくためにはどうしたらいいのかということについても、新しい発想をぜひお願いしたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 上信自動車道は、東吾妻町にとって、これからの将来に向かって大きな一つの材料といいですか、そういうものに考えております。特に上信道の乗り入れ口、乗りおり口、これが8カ所あるわけでございますので、これをうまく活用することで、この上信道の効果を東吾妻町全体に浸透させることができるかと思います。

特に今、J Rのバスが走っておりますけれども、これにつきましては、上信道ができれば、上信道上を走っていただけたらと思っております。ですから、今、J Rバスの利用の多いところは、その農協の焼肉燗のところの停留場が一番利用率が多いというふうなことでございます。何かそこは駐車場も置かせていただけたらということで、それで利用が多いんだというふうに思っております。

ですから、川戸、原町インターを上信道上からちょっとおりていただいて、そしてそのインターのところに駐車場をつくって、そして車をそこに置いて、バスに乗ってバスタ新宿まで行ってもらえることができるかなと思います。そして、また植栗インターにつきましては、中之条、高山方面へ向かうアクセス道路植栗・伊勢線が整備をされます。ですから、結構乗りおりの車両も多いし、またそこにJ Rバスの停留所をつくって、そして駐車場を備えていくことも非常に有効だと思っております。

そして、また一般の車両で四万温泉に行った人が、また植栗インターで乗って帰るということもありますので、そこに土地の農産物の直売をするような、そういう施設もつくれば、

その地域の活性化、発展にもなるというふうに思っております。そういうふうに上信道の利用というものはかなり広がっているいろいろなと考えられると思います。

単に工場が規模を倍にしている、工場の増設を計画しているというふうなことも、非常にいい効果がありますので、そういうものも利用して、企業誘致というものを当然行ってまいらなければならないと思っておりますが、そういったきめ細やかな利用方法というものもあるかと思しますので、上信自動車道、とにかくこの東吾妻町を生まれ変わらせて、より活性化、明るく元気な町にしたいと思いますので、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 根津議員に申し上げます。持ち時間が、質問時間が終わりましたので、今の町長の答弁で終了させていただきたいと思えます。

以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（浦野政衛君） 続いて、12番、青柳はるみ議員。

（12番 青柳はるみ君 登壇）

○12番（青柳はるみ君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

マイナンバーを活用した町民の利便性と総合窓口サービスについて、有期職員の人材確保と無期転換について質問いたします。

まず、新庁舎では、総合窓口を設け、わかりやすい役場を目指していると思いますが、もう一歩進んだマイナンバーを活用したマイナポータルぴったりサービスを考えていただきたい。マイナンバーカードの当町での普及はどうか。これは無料で受けられる身分証明書ですが、必要と感じなければカードは取得しません。せっかく一人残らず持てるものなので、活用してもらいたい。

ぴったりサービスの手続対応状況を見ると、当町は県内大泉町に続いて、2番目に可能なサービスの体制が整っています。これはもう稼働しているのでしょうか。町民にどう普及を進めていくのか。マイナポータル用端末が配置されていると思いますが、運用はされていますか。これにより、子育てワンストップサービスや各種手続はどこまで可能か。目指すもの

はどこまでか、お伺いします。

高齢者やパソコン等を利用できない情報弱者の方でも、マイナポータルへアクセスできるようタブレット等を配置し、各支所から家庭に出かけていくサービスもできます。渋川市では、お茶の間市役所として活用しています。住民の利便性、問い合わせ対応の向上、その上で職員は窓口対応に専念できると思いますが。また、経費抑制の実現につながると思います。

次に、有期職員の人材についてお伺いします。

有期職員の中で、特に保育の現場での状況はどうか。子育て支援に力を入れる当町は、保育料の問題だけではなくて、幼児教育に携わる保育人材に心を砕いてもらいたい。不安定な雇用の中で長く勤めてもらっている力ある人材確保のためにも、処遇改善、無期転換を考えていただきたい。

以上をお尋ねします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

ぴったりサービスの検索を行うインターネット上のウェブサイトでありますマイナポータルは、昨年7月に試験的稼働が開始をされ、そのサイトを活用したマイナンバー制度普及の先陣である子育てワンストップサービスについて、当町ではこの2月1日からサービス検索のほか、電子申請受け付けも近隣自治体に先駆け整備をしたところであります。マイナンバーカードをお持ちの方は、インターネット上のマイナポータルサイトを利用することで、子育てに係るサービスの検索や申請手続きが自宅にしながら、ご自身のパソコンやスマートフォンなどにより、一部ではありますが行うことが可能となります。

マイナポータル用端末につきましては、国から各市町村に基本として2台が配付をされておりますが、子育てワンストップサービスはもとより、今後のマイナンバー制度の町民への周知啓発と職員の意識向上を図るため、さらに2台を追加要望し、合計4台が配付をされております。

このマイナポータル端末は、子育てワンストップサービスの中心となる保健センターにおいて、マイナンバーカードの普及及び啓発を図るべく、乳幼児健診などで保健センターを利用するお父さん、お母さん方の目にとまるよう窓口を設置をしております。また、子育て関連の保健福祉課及び教育課へ各1台、マイナンバーカードの交付申請も可能であることから

町民課に1台を配付しており、現在、職員が操作の習熟を図っているところでございます。

4月の広報において、マイナポータル用端末の設置及びマイナポータルにおけるサービス開始について掲載し、本格的に稼働させていくこととなっております。その端末が町民の皆様目の目に触れ、手に取っていただき、制度の周知及びマイナンバーカードの普及促進を図ってまいりたいと思います。

マイナポータルにおけるさらなるサービスの提供については、国等から示される法令や指針等、またはネットワーク接続における技術的指針等について確認する必要がある、また町のシステム改修等対応も場合により必要となることから、現状では難しいところがございます。今後、国等から新たなサービス展開が示された際には、当町でも積極的な導入提供を図っていきたいと考えております。

将来的には、マイナンバーカードを所持することにより、自分に合った公共サービス、また自身が必要とする公共サービスの検索及び電子申請が、マイナポータルにより可能となります。また、カードに搭載されました磁気ストライプやICチップの機能を利用した民間サービスなどもマイナンバーカード1枚で利用可能となります。

子育て世代への普及、また仕事のため昼間役場へ出向くことが難しい勤労世代への普及を図り、今後増加するサービスにおいて利便性を感じていただければ、さらなる世帯の方々へのカードの普及が図られるものと考えております。

また同様に、ご家族の高齢者の方への普及も図られるものと考えます。特に高齢者の方が必要な手続を行う際は、ご家族と一緒にマイナポータルを操作し、利用していただくことで、安心感を持って利用していただけるものと思います。

まずは、マイナンバー制度のさらなる周知と、マイナンバーカードの取得向上を目指し、努力をしてまいります。

次に、有期職員の人材確保と無期転換についてお答えを申し上げます。

まず、現在の保育所、幼稚園での有期職員、臨時職員の状況を簡単にご説明いたします。

保育所については、臨時の保育士が18名、幼稚園につきましては、臨時の教諭が6名勤務をしております。また、それぞれの園で、子どもたちへの支援に当たっている支援員や調理員が多数おります。臨時職員の全てがフルタイム勤務ということではありませんが、臨時的、補助的職務の範疇を超え、園運営の重要な担い手となっていることも事実でございます。

雇用形態につきましては、半年雇用を実質的に繰り返し更新されているのが実態であり、15年以上に及ぶケースもあります。正規職員に比べ雇用期間や給与、福利厚生などの処遇面

にも課題があり、慢性的な人手不足の一因となっているとも言えます。郡内各町村も実態は当町と余り大差がないようでございます。

また、当町の臨時職員は、条例で給料の上限が決められており、月額20万円、日額1万円、時間額1,250円となっております。町では今でも臨時職員の人材確保や勤労意欲向上などの観点から、できる限りの改善はしてまいりましたが、無期転換、つまり長期間にわたって雇用保障は、関係法令や財政、将来の園児数などの面から踏み切れないのが現状であります。今回ご議決をいただきました職員定員適正化計画も、それを踏まえたものとなっております。

この処遇改善は、官民職種を問わず全国的な課題となっており、中には訴訟に発展するケースもあるようでございます。総務省でも、これらの自治体の実態を踏まえながら協議を重ね、適正な任用、勤務条件確保のため、昨年地方公務員法が改正をされました。平成32年度から会計年度任用職員という制度が創設をされ、任用や勤務条件の整備、期末手当などの支給が可能となる予定でございます。制度の詳細説明は省略をさせていただきますが、今後2年間で各自治体は、条例や規則の整備とともに臨時非常勤職員制度を抜本的に見直して、長期的な視点に立って導入に当たっていかなければならないと思っております。

町でも、地方公務員法に定められました平等取り扱いや機会均等性を確保して、法令や予算の範囲内で有効に運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） ここで一般質問の途中ではありますが、休憩いたします。午後3時20分まで休憩いたします。

（午後 3時11分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

（午後 3時20分）

○議長（浦野政衛君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 今、町長の答弁にもありましたけれども、住民からの声というこ

とで、例えば窓口に行ってから、あなたの場合は何の書類も必要なんですよ、これも必要なんですよと言って、ああそうかと思ってまたうちに帰って持ってくるという、二重手間が非常に多いという声を聞きまして、その前に何が必要なのかをわかりたいと。それはホームページに書いてあるんですけども、ホームページにもないことがやはり必要になったことがあるということが二、三聞かれました。

やはり自分がどんな書類を出せばいいのか、初めにわかっていれば1回で済むということで、ぴったりサービスがあれば、スマホでサービスを確認できて、どんな書類を持っていけばいいかわかるということ。町側としては、窓口の受け付け作業負担を減らすことになるのではないかと思います。

もう一つ、住民からの、今、町長のお返事にもありましたけれども、やはり年寄りがいて家をあけられない、赤ん坊がいてあけられないという、そういう家庭でも、いつでもオンライン申請ができる、休みがとれないという若いパパさんも、そういうのができるということで、ぜひこれをやってもらいたいという声がありました。町では、書面様式から手入力でシステムへ入力して作業負担を減らすことができるのではないのでしょうか。

また、プッシュ型のお知らせということで、住民はいろいろな書類が届くから紙ベースで保管して管理するのが大変だというお話がありました。それをマイナポータルがあれば、お知らせをいつでも確認できる、こうやってどこでも検索できる。町側としても、書類の作成や郵便の料金のコストを削減できるのではないかとということで、メリットがあると思います。

やはりマイナンバーの普及といっても、必要でなければ申請しないと思いますけれども、町では郡と一緒に電算システム化の共同化を図っていると思いますが、平成30年度は移行期間だと思いますけれども、その共同化になるのはいつごろなのでしょう。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 順次進めていくということでございまして、いつまでという期限は設定をされていないようでございます。

○議長（浦野政衛君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 郡で一斉に共同化で、コンビニ収納はできていますけれども、印鑑証明、住民票を取るのに、やはり町場ではやっているよという声が非常に聞かれて、できないのという問い合わせもあるんですが、郡が一斉にそれを統一してスタートするのでしょうか。それとも、町独自でスタートするのでしょうか。コンビニの印鑑証明、住民票を取ることです。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、郡同時にという考えではなくて、町独自でスタートをさせたいという考えであります。

しかし、現在のところ、なかなかコンビニでの利用というものが見込めないということでございますので、その点につきましては、十分これからも検討しながら、その開始時期を進めていきたいと思っております。

○議長（浦野政衛君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） わかりました。前橋市の例なんですけれども、マイナンバーカードを使うということなんですけれども、上限1,000円でタクシーを、バスが行っていないところ活用するという前橋市の取り組みがありますけれども、運転席の後ろにマイナンバーカードをぴっとすると、この人は、そういうサービスを利用できますよということが通じて、それをどこで申請したりするかというと、44ある郵便局なんだそうです。郵便局は当町の支所と同じで、どこにでも、どの地域にでもあるというのを活用して、ああそうか、民間のそういうものを活用するのも手なんだななんて思いました。

総合窓口で、庁舎ができたときにデジタル化ということを言われておりますけれども、まずは子育てワンストップサービスが一番、これはラインから入れるということで、まずは子育て関連、今、町長の答弁にありましたけれども、役所に出向くことなくオンライン申請が可能だということで、当町ではこれが全国の市町村のぴったりサービスの、今、2台当町にも入っているとおっしゃいましたが、どこの町が何をできているかというマルバツなんですけれども、何と当町は県内で2番目にいろいろなサービスができるシステムが整っているんですけれども、これが果たして今、現在は活用がまだ、広報が薄いので活用は薄いと思っておりますけれども、どのように活用されていますか。住民が利用されていますか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、4月から町民の皆様にお知らせをして、本格稼働させたいということで進めております。

○議長（浦野政衛君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） わかりました。これからですね。

非常にすごく準備が整っていて、非常にうれしかったんですけれども、当町では4月から、まず児童手当の受給資格や額について、申請できる、認定が請求できる。また教育施設等の利用申し込みで妊娠の届け出ができるということで、電子申請が可能になっています。住民

が多く利用するように、そして今、2機、ぴったりサービス手続対応の機械が来ているんですけれども、町長の答弁の中で、職員の周知を、その機能の習熟を目指していくとおっしゃいました。私たち、なかなかITに弱いんですけれども、この間、10カ月ぐらいの赤ちゃんを見ていたら、もう、ぴっぴって赤ちゃんがやっているんですね。生まれたときからあるということは、もう使えてしまうんだと。好きな画面を何となく出しているんです。やはり、若い職員に、そういう環境で育った職員に非常に活躍してもらいたい分野だななんて思いました。

次に、習熟して住民に周知していただいて、こういう便利なものをまた情報弱者、ITとか使えない方で、今、町長の答弁の中で高齢者も使えるように家族が手伝ってあげてというのがありましたけれども、残念ながら人口に比べてひとり世帯が多いという、ひとり世帯で高齢者ひとりですという方がいます。この人ほど、出向かなくても、そういう便利なものを使うべきだと思います。今、きょうの一般質問の中で、支所の強化をという話もありました。支所が、渋川市役所の例をお話しさせていただきましたが、お茶の間市役所でタブレットを持って行って、写真を撮ったり、支所の職員がしてあげるということもできると思いますが、そういうことも考えておられるでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 支所で、そういうことまで対応できればベストだというふうに思っておりますけれども、今後十分にその点を研究して、町民の皆様にご利用いただけるよう、また十分に研究してまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） ぴったりサービスにおきましては、住民の利便性、また職員の適正定数なんていう話もきょうありましたけれども、やはりこういうものを使うことで、手数、手間を省くこともできると思いますので、活用をよろしくお願いします。

まだコンビニでの印鑑証明、住民票というのはまだちょっと先になるようなんですけれども、導入時期をお聞きしたかったんですけれども、まだ先ということで理解してよろしいでしょうか。

次の無期転換なんですけど、無期転換というのは、民間の話なんだろうけれども、やはり行政主導で、行政がやっているよということで民間にも波及があるのではないかと思います。また、若いころから、20代のころからずっと有期雇用でしていただいている保育の現場の先生とかも、やはりきょう議決したことに加えて、また会計年度という考えられているという

ことで非常に心強いんですけれども、やはり有期のそういう長い間の方に対して考えていただきたいと思います。

家族とか私たちは、どの先生が正規雇用で有期雇用か全く意識しないで、子供たち一人一人を一生懸命面倒見ていただいているということで、そういう見方なんですけれども、担任の先生方が正規か有期かはわかりませんが、一人の子を大切にやっていただいている先生に感謝しています。

限られた予算の中で、多くの手を必要とする保育の現場ですけれども、教育長の言葉に、人が人を育てるんだという話がありました。やはり先生の処遇もきちんとしてあげることが、保育の大切さにつながると思います。三つ子の魂といえますから、やはり愛情を込めてやってくださってる先生の処遇も考えて、いい有能な人材を確保していただきたいと思います。それが何人でもではなくて、経済的なものもありますので、1人かもしれないんですけれども、進めたいと思っています。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 青柳議員から、大変よいお話をいただきました。やはり人を育てるのは人でございますので、人の処遇というものもしっかり行うことで、また仕事もよくやっていただけるということでございますので、ご意見のように、有期職員につきまして、今後処遇をしっかりしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 12番、青柳議員。

○12番（青柳はるみ君） 前、ダムの関係で有期職員がおりまして、もう人がしゃべっているそばからパソコンでぱっとやる姿を見たり、いろいろなものが頭に数字が入っていて、ぱっと出ている姿を見たときに、ああ、この人は有期でもったいないなんて見ていたら、いつの間にか正職員で入っていました。非常にうれしかったことを覚えています。そのように優秀な人材をしっかりと確保していただきたいなと思っています。

取り組みではなくて、この無期転換への取り組んでいきますではなく、挑戦していきますというようなことで、向かっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（浦野政衛君） 回答はよろしいですか。

以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（浦野政衛君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会といたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議はあす3月16日午前10時から開きますから、出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（浦野政衛君） 本日はこれをもって延会といたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時35分）

平成30年 3 月 16 日（金曜日）

（第 4 号）

平成30年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程（第4号）

平成30年3月16日（金）午前10時開議

第 1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	浦 野 政 衛 君	2 番	里 見 武 男 君
3 番	小 林 光 一 君	4 番	重 野 能 之 君
5 番	竹 渕 博 行 君	6 番	佐 藤 聡 一 君
7 番	根 津 光 儀 君	8 番	樹 下 啓 示 君
9 番	山 田 信 行 君	10 番	茂 木 恒 二 君
11 番	金 澤 敏 君	12 番	青 柳 はるみ 君
13 番	須 崎 幸 一 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	茂 木 聡 君
企 画 課 長	水 出 智 明 君	地域政策課長	浅 見 梅 雄 君
保健福祉課長	橋 爪 克 敏 君	町 民 課 長	三 枝 仁 君
税 務 課 長	黒 岩 康 茂 君	農 林 課 長	丸 山 和 政 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上下水道課長	高 橋 修 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	松 井 秀 之 君	教 育 課 長	田 中 康 夫 君

職務のため出席した者

議会事務局長 堀 込 恒 弘
議会事務局 高 橋 智恵子
議 補 佐

議会事務局 水 出 淳
議 補 佐

◎開議の宣告

○議長（浦野政衛君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますようあわせてお願い申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（浦野政衛君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（浦野政衛君） 日程第１、町政一般質問を行います。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（浦野政衛君） 初めに、11番、金澤敏議員。

（１１番 金澤 敏君 登壇）

○１１番（金澤 敏君） それでは、私の一般質問を通告書に従いまして行わせていただきます。

一昨年の3月に出された東吾妻町公共施設等総合管理計画をもとに質問をいたします。

まずは、公共の施設は、教育、福祉、健康、文化、市民運動など住民生活にかかわる活動の基礎的で社会的条件として存在しているものであります。それは住民の生存権、生活権、とりもなおさず基本的人権を保障するものであります。

民間施設でも同様な施設はありますが、そのような民間施設に代がえできない性質が付与されているのが公共施設の本質があります。地方自治法第244条、公の施設について、その本質が示されておりますが、その本質がどこにあるのかを町長の見解を伺います。

公共施設の統廃合や再編問題といえば、すぐにコンパクトシティ問題が思い浮かぶと思います。これは日本全体が人口減少、高齢化、老朽化、さらには財政危機が叫ばれ、政府は強力にコンパクトシティ構想を地方自治体に対して推し進めようとしております。しかし、先進地では公共施設の統廃合により、周辺部の衰退が激しくなって、住民と行政との争いがあらわれてきております。

地方創生特別委員会の中で、同僚議員が青森市の例を出して失敗だったとの報道を紹介しておりましたが、我が町も総合戦略で基幹事業としてコンパクトシティを促進することになっており、平成30年度には都市計画マスタープラン策定予定ですが、つくるに当たって先進地の調査、研究を当然行うべきだと思いますが、既に行っているのかどうか、特に失敗したと思われる自治体、青森市や富山市、高岡市の研究は行っているのか伺います。

先行的に公共施設の再編に積極的に取り組んだ自治体もあるようですが、研究者によれば、特徴的な事例として、幾つかに分類できるとのことです。その幾つかを紹介いたします。

まずは、公共施設マネジメントの策定を優先的にいき、そこから地域の状況を見きわめながら統廃合を進める。2つ目は、公共施設の統廃合を行わず長寿命化政策を進めるのか。そして3点目は、統廃合に関しては住民参加を重視していくのか、さらに進めて公共施設マネジメントを地域にゆだねるのか。そしてもう1点は、公共施設マネジメントの実行力を最優先し、大規模に統廃合を進めるのか。このように何点か進め方がありますが、当町における進め方に関しての町長の考えを伺います。

つけ加えますが、ただ単に公共施設のあり方検討委員会に委ねるだけでは、この大きな問題は解決しないと思いますので、その点を加味して答えていただきたいと思います。

当町も、公共施設等総合管理計画を1年前に策定した段階でありますけれども、これから個別施設の計画づくりへと進んだとき、住民の暮らしやコミュニティーに直結する重大な課

題となっていくと考えられます。

その取り組みは想像できないほど厳しいものになると思います。対応を誤れば、行政と住民、最悪住民同士の間で苛烈な対立が発生し、今後必要な自治体と住民との協働や地域住民同士の相互扶助活動といった取り組みを妨げる可能性も考えられます。

このように、公共施設問題への対応の成否は、自治体や地域そのものの危機に直接かわる問題だと考えられます。町長の認識を伺います。

あとは自席にて質問いたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、金澤議員のご質問にお答えをいたします。

地方自治法では、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を公の施設としております。これは昭和38年の地方自治法の一部改正によりまして、従来財務の財産とともに一括して規定されておりました。営造物を公の施設と改め、財産から切り離して財産的管理面からではなく、行政的管理面から規定したものでございます。

公の施設は、住民の福祉増進と、住民による利用ということから考えて、不当な利用拒否及び利用上の不当な差別的取り扱いを禁止することにより、住民の施設利用権の基本的なあり方を明らかにしたものと認識をしております。また、利用については、特に住民の福祉の増進に反するための利用には制限をすることはあります。

ご質問の2点目、政府がコンパクトシティーを進めているとのご質問ですが、高度経済成長期に郊外への住宅開発が進められ、大規模小売店舗法の改正などによる中心市街地の空洞化や、居住空間のドーナツ化現象への対策として、コンパクトシティーを目指す政策が進められているということで認識をしております。

コンパクトシティーを公式に政策として取り入れている都市は、札幌市、稚内市、青森市、仙台市、富山市、豊橋市、神戸市、北九州市などであります。メリットとしては、生活する移動範囲が狭くなることや、居住地域の道路や上下水道等の公共施設の維持管理費用が安価になったりするなどのメリットがありますが、その反面、既に郊外に建てた住宅を中心市街地に誘導する計画を進めても、整備された地域では地価の高騰など、個人の財政負担が大き

くなり、計画どおりには進まないということは聞いているところでございます。

町ではコンパクトシティー化ということよりも、各地区とも状況は異なりますが、地域の生活環境を守るための対策が求められていると考えております。

ご質問の3点目についてでございますが、今後の公共施設の取り組み方についてのご質問ですが、昨年度策定をいたしました東吾妻町公共施設等総合管理計画に沿って進めていく考えでございます。

公共施設等総合管理計画には、ある程度の公共施設の管理方針が示されておりますので、各施設ごとの具体的な計画については、それぞれの担当課で検討を進めております。検討する中で、公共施設のあり方検討委員会を開いたり、パブリックコメントを行い、意見募集を行うなど、町民の意見反映にも努めたいと考えております。

ご質問の4点目でございますが、公共施設のあり方につきましては、地域の活性化につながる支援になるものでございます。しかし、維持や管理、運営などには費用がかかることも事実であります。地域の要望を踏まえて、設置目的や必要性、効率性なども検討し、負担としない施設の管理を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） いろいろおっしゃっていただきましたけれども、それで、まずお聞きしたいのは、話が入りやすいので言いますけれども、我が町のまち・ひと・しごと総合戦略の中のコンパクトシティ実現化促進事業、基幹事業でありますよね、これで平成30年度立地適正化計画、都市計画マスタープラン策定予定でありますけれども、この予定、いつごろ出て、どのような方向性を出すのかということがわかるようでしたら答えていただきたいと思えます。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 都市計画マスタープランにつきましては、今年度中に内容を検討し、協議をいたしまして、平成31年度にはお示しをできると考えております。

○議長（浦野政衛君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） その内容は、どのような方向性という方向性もまだ出せないという段階でしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、現在協議、検討をしているところでございます。

○議長（浦野政衛君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） では、質問の中で言いましたけれども、いろいろこのコンパクトシティに関しまして、総務省が基本的には推し進めているわけなんですけれども、これ、2017年の資料で申しわけないんですけれども、このコンパクトシティに関しまして、評価対象とした44の計画のうち、目標を達成できたのかということを総務省が調べましたらば、ゼロだったというようなことになっております。これで当時の総務相は高市早苗さんなんですけれども、びっくりしまして、また関係省庁に改善を図るようになんていうような、そういうことだったと言われております。

富山市の例で、あそこは成功しているんじゃないかというような話には聞いてあるんですけれども、でも調べてみますと、やっぱり中心部にうまくまとめようとしたんですけれども、既にもう郊外に住宅をつくってあって、なかなかそこから中心部にまた戻ってくるというようなことはあり得なかったということで、郊外に大きなショッピングモールができて、そこにはすごく車が集中して買い物をしている、中心部の商店はそれほど、すいていていいという話もあるらしいですけれども、そういうような状態だということなところがあります。

青森市の例に関しましては、もう同僚議員が地方創生のほうの特別委員会で話ししていますように、中心部になるべく建物自体が撤退していった、本当に失敗だったということはもう折り紙つきだということでもあります。

高岡市なんかも私調べてみましたらば、やっぱり新幹線が来るようになって、すごく駅周辺は急激に開発されて小ざれいになっていったんですけれども、周辺部は私たちの税金が全部中心部に吸い取られているというような形で、すごく不満が今吹き上がっているというような形になっている。

そういう失敗事例をどれだけこの町が調査、研究をし、行っていくのか、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 富山市、青森市等失敗事例の話がかなり出ております。そういったものを踏まえて、失敗することのないよう、町民の皆さんが暮らしやすい町とするためのマスタープランでございますので、そういった失敗事例等もしっかりと調査、検討しながら、東吾妻らしいよきものにしてまいりたいと思っております。

○議長（浦野政衛君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そうですよ。まずはそこに住んでいる住民の幸せ、そして豊かさ、

そういうものを求めて行政は進んでいかなきゃいけないのかなと思っております。

それで、マスタープランはきっとこの行政がつくっていくとは思いますが、その後のいろいろな公共施設マネジメント等を作成するに当たっての地域住民の意見をどう聞いていくのか、ここに大きな問題があるんじゃないかなと思っております。

今度の東吾妻町第2次総合計画の中で、まちづくり参加条例というようなものをつくるというような記述がありますけれども、こういうものがしっかりでき上がって、地域住民、そしてそれに参加していく住民の方々が計画に納得しながら進めないと、大きな問題が起きるんじゃないかなということに危惧して、今質問しているわけなんですけれども、まちづくり参加条例をどう進めていくのか、その辺のことをちょっと伺いたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 第2次総合計画にも「町民との協働のまちづくり」ということで合い言葉もできておるところでございますので、やはり町民参加の町づくりということで、まちづくり参加条例というものを目標にして、これから組み立ててまいりたいと思っておるところでございます。

内容につきましては、まだここで細かにお示しをする段階ではございません。

○議長（浦野政衛君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 第1次総合計画の中で、まちづくり条例という条例をつくと一番最初に書いてあったのに、結局10年間たってまちづくり条例ができませんでした。この総括等をしないで、また（仮称）まちづくり参加条例というのをつくりますよと、この第2次総合計画の中で書かれていますけれども、本当にできるんですか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、まちづくり参加条例をつくるということで進めておるところでございます。

○議長（浦野政衛君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 本当にまた10年後たって、やっぱりできませんでしたなんていうことにならないように、本当にしっかりと腰を据えてつくっていただきたいと思います。

特に私が気になって仕方がないのが、庁舎建設によって温泉施設がなくなったことが今でも町民の間でくすぶっているんです。何でもっと早く私たちに教えてくれなかったんだと、決まってからああいう計画になったと。町長は町政懇談会で伝えて、ほとんどの地域で何の異存もなかったとかというような発言をしていますけれども、いまだに私町を歩いていると

聞こえてくるのは、何とかならないんかよというような、それはもうだめですよ、庁舎建設で進んでいますからというそういう答えだけで、私たちの意見が全然聞いてもらえなかったという、そういう不信感というのがあるんですけれども、そのためには本当にこの（仮称）まちづくり参加条例というものをしっかりとつくって、情報公開して、その情報をしっかりと町民と共有してやっていかないと、今度のこの公共施設の総合管理計画、これもうまくいかないのではないかなと思うわけで、町長、今後どう本当にまちづくり参加条例をしっかりと魂の入ったものにしていくのか、もう一度聞かせてください。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町政懇談会等で岩櫃城温泉等の話は常に行っておるところでございます。十分に伝わっていなかったというふうなことも言われる方もおりますけれども、そのようなことのないようにしていかなければならないとは思っておるところでございます。

今後も町民の皆さんと町政懇談会等のそういった機会、また広報等を利用しての周知というものもしっかりと行ってまいりたいと思っております。

今後あらゆることについてでございますけれども、町民の皆様への情報等、そしてご理解をいただいて、そしてご意見もいただいて、そしてそういう町の施設のあり方等につきましても、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

○議長（浦野政衛君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） 本当にその辺のことが具体的になって、本当に町民が協働のまちづくりをしているんだという実感がない限り、なかなかうまくこういう大きな問題は解決できない、うまく回っていかないんじゃないかと思っております。

第2次総合計画の中で、住民センターの整備・修繕というものがあります。こういうところでやっぱり住民がしっかりといろいろの地域の中で活動するセンターは必要だなと思っております。この住民センターの建設や増改築等というこのイメージは、どんなものをイメージしたらいいのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 住民センター、地域の公民館なり集会場なりというものを踏まえたものでございまして、例えば大戸地区にございます集会場につきましては、旧大戸小学校を利用して今使っておりまして、大変老朽化をしておるといふふうなことで、地域の皆様も建てかえというものを踏まえて、その資金を住民の皆様がある程度積み立ててきたというふうなことでございますので、当然これにつきましては、町といたしまして住民の皆様が集い、そ

して地域のことを話し合っていただき、また地域の皆さんの親睦の場となるようなものにしてまいりたいと思っております。

そのようなことで、各地区にありますそういった集会場、住民センター、今後も地域の皆様に快適に利用していただくよう、町といたしましてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 11番、金澤議員。

○11番（金澤 敏君） そうですね、そういう施設は本当に必要で、特に町からのいろいろな情報をそれで共有してもらい、その地域の人たちに共有してもらうためには、そういうセンターが必要だと思っております。そういう点で今後もこの公共施設、単純に削っていけばいいんだというような発想ではなく、もっともっと住民とのつながりを強める働きをするために、まだ公共施設はつくらなきゃいけない部分も出てくるのかなと思っております。

本当に、私がまだこの公共施設等総合管理計画、昨年の3月にできたばかりでありますから、まだ具体的な一つ一つの問題点は出てきていないんだと思いますけれども、やっぱりそういう理念的なものを持って当たらないと、今後の住民とのいさかいやいろいろな問題が発生する可能性がありますので、そういう点をしっかりと踏まえた上で、今後のいろいろなマスタープランをつくっていくとか、この公共施設等総合管理計画を具体的なものにしていくためにも、そういう観点が必要だと思います。

そのためには本当にこの第2次総合計画の（仮称）まちづくり参加条例等を早急に立ち上げてつくって、住民の中からしっかりと意見を吸い上げる形をつくり上げない限り、今後こういう事業をしていくのは大変だなと思っております。

そういう点で私のこの提案でありますけれども、提案をもって私の質問を終わらせていただきたいと思えます。

○議長（浦野政衛君） 以上で金澤敏議員の質問を終わります。

◇ 重 野 能 之 君

○議長（浦野政衛君） 続いて、4番、重野能之議員。

4番、重野議員。

（4番 重野能之君 登壇）

○4番（重野能之君） 議長の許可を得まして、質問をさせていただきます。

今回の質問は、上信自動車道開通と町の発展について、そして質問をさせていただきます。

群馬、長野両県が整備完成を目指す上信自動車道、当町内においては、平成31年度から徐々に完成をしていく予定であると県からも説明があります。地域高規格道路として、完成によって便利な交通道路となり、人口減少対策など、その効果に多くの期待が寄せられています。一方で、当町が単なる通過市となれば、町内の商店、商業者にとってはさらなる景気、経済の冷え込みを生み、地域経済にも大きな悪影響をもたらすものと考えられます。

道路開通によって町経済の悪循環、また地域の衰退、過疎化を招くことがあってはなりません。今後も県、町、住民、一体丸となり協力し、知恵を出し合い、上信自動車道完成によって、将来の子供たちのためにも、東吾妻町のさらなる発展を実現していくべきと考えます。

以上の観点から、5点質問をさせていただきます。

1点目としまして、平成27年度にも町商工会飲食店組合から、上信自動車道に関する政策提言の陳情書等が出され、議会でも12月定例会で採択をされております。町として何らかの対応をとったのかお聞かせいただきたいと思います。

2点目としまして、道路開通によって、観光面での効果も期待されますが、一人でも多くの方々に東吾妻町に立ち寄ってもらうために、町として考えている方策はあるでしょうか。

3点目としまして、農林産業にとっても道路を生かせば大きなチャンスとなります。町としてどう考えているでしょうか。

4点目として、救急医療を初めとする当町の医療関連へのプラス効果も期待できます。町としてどのように考えているでしょうか。

5点目としまして、上信自動車道開通によって東吾妻町をさらに発展させるためには、行政だけではなく、各種の民間企業、団体とも今から連携し、さまざまな策を考え実行していく必要があると思いますが、どのように考えるでしょうか。

以上5点を質問させていただきまして、自席に戻させていただきます。

○議長（浦野政衛君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

現在、群馬県が整備を進めております上信自動車道は、交通渋滞の緩和、自然災害時の緊

急路確保、救急医療への貢献、産業物流への貢献、観光振興への貢献などに大きく寄与する地域高規格道路であります。

町内では上信自動車道の開通を見越して、工場の拡張が続いておりますし、新規の企業の進出も検討がなされていると聞いております。反面、通過車両の増大により、町のにぎわいが阻害されてしまうという面が不安視されております。

まず、政策提言に対する町の対応についてですが、上信自動車道の開通に伴う発展政策提言の陳情書が本議会へ提出をされ、採択をされております。この提言に対して、昨年5月に文書にて回答いたしました。その後、町が行ってきた具体的な施策の状況をお伝えするとともに、意見交換を行うべく、企画課、地域政策課、建設課による庁内組織を立ち上げて、より魅力ある町にするため庁内協議を行っております。意見交換におきましては、町や県の施策についてもお伝えしていきたいと考えております。

36項目の町総合戦略も進められておりますが、その中の基本目標の1つである「東吾妻を知ってもらう。」の具体的な施策として、「真田丸」などを契機とした観光振興による知名度の向上や、食によるまちおこしの推進がございます。観光拠点としての岩櫃山や、道の駅あがつま峡などを活用して、町のPRをしたいと考えております。

また、今年度より、町の特産品を使いました食によるまちおこし事業として、町民の皆様などを中心に実行委員会を組織し、おらがまち食特産品づくりプロジェクトを推進しております。昨年の秋に道の駅で試作、販売をいたしましたデビルズタンバーガー0号、これはやまと豚とコンニャクが入ったメンチカツのバーガーであります。大変好評だったと聞いております。

町の重要課題であります定住促進についても、まずは町を知っていただき、イベントなどに参加をしていただくことを通じて、交流人口をふやすとともに、町のファンをふやしていくことが重要であると考えております。

観光面におきましても、上信自動車道は国道のバイパスとして整備されることから、現在の国道は車両数が減少することにより、比較的スムーズに通行ができるようになり、このあいた国道に観光客においでをいただく施設が町内の観光スポット、商店街において重要になると考えております。

真田丸効果により来訪者もふえております。今後も各インターチェンジや平面交差点からの誘導、道の駅からの情報発信、Wi-Fiエリアの拡充、イベントの活性化等を行いながら、続日本100名城の岩櫃城や、国指定名勝吾妻峡などの町内観光スポットが目的地とな

る宣伝を積極的に展開してまいります。その取り組みが多くの人に東吾妻町を知っていただくことになり、地域振興、観光振興につなぐことと考えております。

農林産業についてのご質問ですが、冒頭お答えしたとおり、産業流通の貢献が挙げられると思います。新鮮な農作物を迅速に出荷することができますので、流通経費の削減と新鮮な農産物の知名度アップにつながることを考えます。また畜産物や林産物につきましても、流通経費の削減が期待できると考えております。

町内には高品質な米や果樹などの農産物がありますので、観光面の誘客とあわせ観光農園や農産物直売所の充実により、地産地消の食につながり、ひいては町の農業振興につながることを期待しております。

緊急医療面につきまして、まず現状の説明をさせていただきます。

吾妻保健医療圏における救急医療の対応は、医師、医療スタッフの不足を補うために、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、がんについては、吾妻、渋川、前橋圏域での対応となっており、周産期、小児につきましては吾妻、渋川、前橋、沼田圏域での対応と、いずれも広域的対応となっております。

このような実情から、第3次医療機関である群馬大学医学部附属病院、前橋赤十字病院やその他の医療機関へのアクセスの向上、所要時間の短縮等が図られますので、上信自動車道にその効果を期待したいところでございます。

いずれにいたしましても、上信自動車道は平成31年度以降順次開通してまいります。平成37年度には渋川市から長野原町間が完成する計画で進められております。行政だけで魅力ある町づくりや商業振興、観光振興、企業誘致などを行うことは限界があることから、各種団体とそれぞれの立場において研究を行うとともに、知恵を絞っていきたいと考えております。

飲食店関連では、秋田県の湯沢横手道路にあります十文字町では、十文字ラーメンが有名でありまして、有料の道路であっても、インターチェンジをおりて町の前には行列ができるほどであるそうであります。新潟県南魚沼市六日町の六日町そばも同様でありまして、大盛りで食べ残しは持ち帰りが当たり前、そんなそば屋がにぎわっております。決して魅力いっぱいとは言えない地域であっても、地域飲食店の協力とこだわり、進むべき方向が一致することで多くの観光客が訪れております。

さまざまな面において、今後のより一層の町の発展のために、あらゆる手段とアイデアを駆使してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 4番、重野議員。

○4番（重野能之君） ご答弁をいただきました。

この上信自動車道が完成によって今後東吾妻町にプラスの効果としてこういったものをもたらされるか、そしてプラスの効果としていくためにどういった方策があるか、あるいは政策があるか、そういう取り組みがあるか、こういったことも私自身も今後またさらに研究、調査をして、また今回の質問は第1弾というわけではありませんが、さらに質問をまた次回以降もさせていただきたいとも思っております。

今回の観光ということで1つ言えば、廃線敷を利用して自転車型トロッコということで、これはなかなか近隣にはないものであるということで、非常に取り組みとして期待ができるおもしろいものではないかなと思います。

自分としても、今度そういった東吾妻の上信道が開通することによって、例えば空から東吾妻町を売り込んでいく、空から東吾妻を見てもらおう観光として、そういったことも予算がかかると思うんですが、アイデアとして自分も今そこら辺をちょっと研究をして、今回質問にはまだ間に合わないんですが、自分なりに研究をさせていただいております。

また一方で、8つのインターチェンジができるということで、本来は3つの予定だったというような話も聞いております。これにはやはり地元の県議の方々、また町長初め建設課、そういった多くの方々が汗を流して努力をしていただき、こういった1つの成果ができたんじゃないのかなと。もしそれがなければ3つのままのインターチェンジで、数があればいいというものではないんですが、やはり少ないよりも1カ所でも多くこの東吾妻町に立ち寄れる、車をおりてもらえる、あるいは東吾妻から乗ってもらえる、そういった環境があるということは非常に大切なことだと考えております。

何としてもこの道路開通によって、東吾妻町をさらに発展させていく、明るい町にしていこう、こういったことを今後もぜひとも考えて、みんなで考えて実行していけたらなというふうに考えております。

いろんなデータもありまして、交通量の問題にしても、今ある道路から上信道にさらにどれだけの車が通過をするようになり、この今利用されている道路がどれだけ少なくなる、こういった交通量のデータの的なものもありまして、心配をされている方も正直多く存在をしております。そういったことにもぜひとも耳を傾けていただいて、それぞれの立場、ポジションでぜひとも全力で力を発揮していただきたいと思います。

上信自動車道開通が地域経済の衰退要因となつてはならない、町をさらに発展させる道路

にしなければならない、そういったことで今後5年、10年、もっと先もありますが、非常に大切な時期になってくると思います。

そういった中で、町長の立場というものも、もちろん議会もそうですが、非常に責任の重いものとなってくると思います。県とどういった連携をしていくか、あるいは町の方々、商工業者の方々、農家の方々とどういった連携をして、いいアイデアを出して活動していくかということが、町長の非常に大きな責任だとも思います。もう一度改めてその辺の観点から、町長の決意、お考えを聞かせていただきまして、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 重野議員おっしゃるように、上信自動車道、東吾妻町にはインターチェンジ乗りおりの口が8カ所あるということでございまして、これを生かして上信道の効果をその乗りおりのインターで、さらに東吾妻町全域に浸透させていかなきゃならないとおっしゃるところでございまして。

上信道にはJRのバスタ新宿へ行く高速バスも走らせて、そしてインターのところちょっとおりにいただいて、そこに停留所をつくって、そして駐車場もつくって、車を置いてそこからバスで新宿へ行っていていただくというふうなことにしてみたいと思います。

また、植栗インターにつきましては、インターをおりて、またバス停も当然つくりますけれども、一般車両も四万温泉へ行く車両、高山方面へ行く車両もあります。こういった車両がお帰りの際には、このインターのところに東吾妻町の物産を直売をする場所をつくっていくというふうなことも考えられますので、この上信道の効果というものをあらゆる面で有効に活用してみたいと思っております。

そのためには、今後とも国や県、そして各町内の団体の皆様と協議を重ねながら、連携を重ねながら、上信道を活用したこれからの町づくりというものをしっかりと進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

○4番（重野能之君） はい。

○議長（浦野政衛君） 以上で重野能之議員の質問を終わります。

◇ 里 見 武 男 君

○議長（浦野政衛君） 続いて、2番、里見武男議員。

（2番 里見武男君 登壇）

○2番（里見武男君） 議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の項目は認知症対策と婚活支援事業についての2項目について質問させていただきます。

最初に、厚生労働省の調査によると、現在、全国で65歳以上の高齢者のうち、認知症を発症している人は推計で15%、462万人を上回ると言われております。また、軽度認知症の高齢者も400万人いると推計されます。また、団塊の世代が後期高齢者になる2025年には、現状の1.5倍の700万人を超えると発表されました。さらに、軽度認知症障害者を加えると、約1,300万人となり、65歳以上の3人に1人が認知症患者、あるいはその予備軍になるそうです。

当町でも、第7期高齢者福祉計画、介護保険事業計画が策定され、その中の調査の設問では、65歳以上の回答者の48.2%が物忘れが多いと感じております。加齢による物忘れがあっても、それを自覚していればまだよいが、物忘れの自覚がなくなったり、体験したこと自体を忘れてしまうと、認知症の疑いがもたれます。

それらを踏まえ質問いたします。

まず、当町で認知症を患っておられる方は何人くらいおりますか。またその中で、65歳以上の高齢者と65歳以下の若年性認知症等を患っている方の割合はどのくらいおりますか。

第1に、認知症に対する理解の促進が重要と考えます。また適時適切な医療、介護が提供され、認知症の人と家族の方が住みなれた地域で安心して暮らせるような体制整備が急がれると思いますが、当町では毎月認知症家族会を実施していますが、他にどのような認知症の人を支援していくのか伺いたい。

認知症教育について、今後、認知症の対象者が増加し、子供たちにも日常的に目に触れる機会が増加していく中で、児童・生徒が認知症を正しく知り、適切に行動できるような教育が今後当町でも必要な課題と考えますが、町長の考えを伺います。

次に、婚活支援事業について伺います。

50歳までに一度も結婚したことのない人の割合を示す生涯未婚率は、平成27年に男性23.37%、女性14.06%ということが、厚生省の国立社会保障人口問題研究所の調査で発表

がありました。この数字は過去最高を更新し、男性は4人に1人、女性は7人に1人となり、結婚離れが解明になったとあります。

結婚観も多様化する中で、結婚をためらう人も多く、少子化の流れに歯どめはかかりそうにありません。人口減少の課題は当町でも深刻な状況ですが、東吾妻町まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョンに示した2040年における1万人の人口維持を実現するため、出生率の向上や移住・定住の促進、婚活支援など、各種施策に取り組んでいるが、なかなか効果が出ていない状況にあります。

そこで、次の4点について質問いたします。

最近の当町の婚姻届の状況は何組ぐらいになっておりますか。

次に、結婚について独身の方を対象に意識調査をしたことがありますか。また、町内企業等に婚活事業に協力を求めるなど、新たな支援ができませんか。

次に、未婚化、晩婚化が進めば、独居老人の介護支援や空き家、土地の管理など問題が懸念されるが、どのように考えますか。

以上の項目について伺います。あとは自席にて質問いたします。

○議長（浦野政衛君） 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、里見議員のご質問にお答えをいたします。

1項目の認知症対策についての1点目ですが、認知症高齢者等の実数は、具体的には把握できておりません。国・県におきましても実数把握は難しく、推計値を使っている現状でございます。認知症有病推計割合は、65歳以上人口の15%というデータが示されております。仮に本年2月末、65歳以上人口5,449人からは約817人という数字が試算をされます。

2点目の認知症の方とそのご家族が地域で安心して暮らせるための体制整備であります、実施しております施策といたしまして、認知症を理解し、地域の中で見守る体制づくりといたしまして、認知症サポーターの養成を平成20年度より継続実施しております。養成者数は現在798名でございます。

次に、認知症の方及びその家族支援といたしまして、認知症家族会を平成23年度より月1回、保健センターで実施をしております。相談には認知症アドバイザー、保健師が対応しており、現在までの相談者数は延べ67人、延べ相談回数は143件となっております。また、家

族会に関連して、原町赤十字病院認知症認定看護師との連携を模索している状況でございます。

平成29年度からは、認知症徘徊高齢者の早期発見と安全確保を目的といたしまして、GPS端末の貸与を開始しております。なお、端末機の貸与及び位置探索にかかる利用者の費用は無料でございます。利用できる対象者は、在宅で要支援、要介護状態、徘徊が見られる高齢者を介護されている人であります。窓口は地域包括支援センターになっております。

次に、認知症高齢者等事前登録制度を始めております。この制度は認知症高齢者等の生命及び身体の危険を低減するとともに、その家族等の支援を図ることを目的としております。利用を希望する人は、事前登録情報個人票及び同意書を提出していただきます。またこの制度では、同意を得られた情報については、徘徊から生命身体を守るため、吾妻警察署に情報提供できることとしておりまして、早期発見、保護に資することとしております。

次に、認知症初期集中支援推進事業では、認知症の早期発見、早期対応を行うため、認知症の人及びその家族等に対する初期支援を包括的かつ集中的に行い、自立支援のサポートを行う認知症初期集中支援チームを認知症疾患医療センター、吾妻脳神経外科循環器科でございますが、に委託し事業を開始をしております。対象となる人は、認知症疾患の臨床診断を受けていない人、継続的な医療サービスを受けていない人、適切な介護サービスに結びついていない人、介護サービスが中断をしている人などでございます。

また、認知症支援推進員の廃止といたしまして、平成29年度より、認知症施策を着実に進めるために、国が定めた研修を受講した推進者を2名配置いたしました。この推進員は、包括支援センターの職員が兼務しているのが現状でございます。将来的には専門員として配置できればと考えております。

3点目の児童・生徒に対する認知症教育についてであります。児童・生徒に対する認知症教育は、認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けるため、認知症の人及び家族を見守る体制づくりのためにもぜひ必要と考えております。

平成30年度におきまして、小学校への導入を念頭に校長会等へ提案をさせていただきましたが、提案時期が遅かったこと、小学生に対する英語教育の本格導入と重なり、授業時間の確保が難しい状況でございましたので、断念をいたしましたが、平成31年度には導入できるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2項目め、婚活支援事業についてでございますが、最近の当町の婚姻届件数につきましては、年間30件程度で推移をしております。また、独身の方を対象とした意識調査に

つきましては、実施したことはございませんが、平成27年度に長期人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たって、子育て世代20歳から39歳の方から1,800人を抽出し、対象にしまして結婚、出産、子育て等に関する調査を実施いたしました。

有効回収数723件で回収率は40.2%でありましたが、回答者の62.2%が現在未婚であると回答しております。またこの方々に結婚に関する意向を聞く設問があり、ある年齢までには結婚したいと回答した方が47.6%であるという結果が出ております。多様化する結婚観がある中ではありますが、このような回答結果からも、結婚に関する各種支援につきまして、引き続き継続していきたいと考えております。

町民の方々のボランティアにより組織をされております、東吾妻町出会い交流イベント実行委員会のご尽力により開催をされておりますいわびつ婚も、昨年度34名の参加によりまして、8組のカップリングが成立をいたしましたが、今年度につきましては、女性の参加希望者が最低実行人員数に達しなかったため中止となり、今後の実行委員会での婚活事業のあり方を再検討する必要があると聞いております。

そのような状況の中で、ご指摘のとおり、町内企業と連携した新たな出会いの場の創出なども含めまして、町といたしましても、結婚に関する各種支援のあり方につきまして、改めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、未婚化、晩婚化が進めばいろんな問題が懸念されるが、どのように考えるかのご質問でございますが、さきも申し上げましたとおり、結婚観は人それぞれでございまして、行政がどこまで支援すべきかという議論もございますし、結婚したいと考えている方々が結婚し、また、子供を希望する夫婦が理想とするだけの子供を産み、育てられるよう、結婚、妊娠、出産、子育て、さらには学校教育までを含めた切れ目のない支援を進めることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 質問の途中ではありますが、ここで休憩いたします。

11時15分まで休憩いたします。

（午前11時04分）

○議長（浦野政衛君） 再開いたします。

○議長（浦野政衛君） 休憩前に引き続き、町政一般質問を行います。

2 番、里見議員。

○2 番（里見武男君） 他の市町村では、認知症ガイドブックを作成して町民に配って、認知症に対する理解を深める取り組みというのをやっているんですが、町長、当町ではいかがでしょうか。認知症ガイドブックを作成するようなことはできるでしょうか。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当町ではまだそのようなガイドブックですか、認知症ガイドブックのようなものは出ておらないということでございますので、今後そういうものを参考にいたしまして、ご理解をいただくようなことで広めてまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 2 番、里見議員。

○2 番（里見武男君） それでは、また違う質問なんですが、昨年、婚活イベント、男性はいたんですが、女性が少なくて中止になったということで、申し込んだ人はちょっとがっかりして、もう来年やめようかなとか、そういうこともあり得るんじゃないかと思うんですが、毎日がやっぱり婚活支援していかないと、2040年の1万人維持というのは不可能だと思います。

そんなことで、例えば企画課内で婚活専門の係を設けるなんていうことはできないでしょうか。というのは、やっぱり今は人口減対策で、赤ちゃんをふやさないとかだめとか、そういうことなので、婚活イベントだけですと、もうどんどん人口が減っていくということが考えられますので、例えば先ほど言いました企画課内に婚活専門の係を設けて、一所懸命人口増対策にかかわるということは可能でしょうか、お聞きします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 企画課には婚活の担当職員がおります、しかし、係となりますと、ある程度的人员をそこに割かなきゃならないということでございますけれども、とにかく婚活イベント、さまざまな面を考えて、毎年毎回実行して、そして多くの男女がここに集っていただいて、そしてカップルが結果的にはできて、子供を産んでいただけるというふうな状況をつくってまいりたいと思いますので、今後ともあらゆる面を考えまして取り組んでまいり

たいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） 先ほど結婚された組ですか、30件ということで聞いたんですが、例えば結婚への支援策として結婚式の費用を一部補助するとか、または結婚祝い制度、または税制面での優遇処置ですか、そんなことは考えられるかどうかお聞きしたいんですが。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところ、結婚するということそのものに対する支援策というのは、金銭的な、あるいは物質的なものはないということでありまして、そういうことからして出産祝い金、それからその後、子育ての支援というものをしっかりと支援をしてきているところでございますので、特に婚活で結びついたカップルに対しては、心ばかりの祝電ではないですけども、記念品ですか、そういうふうなものは考えられるかと思っております。

○議長（浦野政衛君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） 続きまして、当町の企業も少なからず生涯独身者等の問題を抱えていると思われます。町長みずから企業を訪問して、企業の要望や情報交換を行って、その中で婚活事業の協力をお願いしまして、企業と町が一体となり若者の結婚支援を行うことは、人材育成にもつながり、活力ある町づくりにもなると思いますが、町長の企業訪問の考えをお聞きしたいんですが。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町内の各企業の関係では交友会という組織があって、ある程度の規模以上の企業が親睦を図るための交友会というのがありますが、そういうものには出席をさせていただいておりまして、これは非常に私どもにとってありがたいことございまして、そのときには町の状況を報告したり、また各企業との今後の連携なりというものをお話ができるかと思っております。

それ以外にも、今後は、年に何度かは企業を訪問していくこともよいかなと思っております。特に先日、先日と言っても大分前ですけども、リンテックに行って、リンテックの今の会社の状況、生産をしているものの説明等も受けまして、非常に私も勉強になって、リンテックという会社は非常にすごい会社だなというふうな認識も得たのでございます。

今後も機会があればその他の企業にも行って、認識を深め、そしてお互いに行政と企業が連携をしていくような、そういう体制づくりも今後有益だと思っておりますので、企業訪問等もしっかりと今後行っていきたいと思っております。

○議長（浦野政衛君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） 先ほど企業訪問していただけるということで、東吾妻町内には特に夜勤の職場というのが結構工場あちこちにありまして、その中でやっぱり夜勤者というのはどうしても女性とのめぐり会いというんですか、なかなか少ないということで、例えば企業訪問して企業の要望の中で婚活支援のお話もしていただいて、ぜひやっていただきたいと思います。

次に、私、前にも一度ちょっと質問したことがあるかもしれませんが、2040年に人口1万人を維持するとあるけれども、転入転出を除くと、亡くなった人と産まれた赤ちゃんの数が同数でないと人口は維持できませんよね。そういったことで、近隣の自治体の町報では、お悔やみ欄とお誕生日欄というのですか、誕生の名前まで入っている、そこまでしなくてもいいと思うんですが、その中でやっぱり亡くなった方が圧倒的に多いことが一目瞭然でわかるんですが、当町でも名前は要らないとしても、ご逝去になった方と産まれた赤ちゃんの数くらいは町報に掲載して、町民に人口減の現実を知らせて、行政と町民が一体となり、人口減対策に取り組むべきと思いますが、町長の意見を聞きたいと思います。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 中之条町の広報に載っておるということでございます。上毛新聞なんかに産まれた赤ちゃんの写真を載っているコーナーがあったり、当然上毛新聞のお悔やみ欄等もありますけれども、町の関係のそういったものでございますけれども、個人のプライバシーとかそういうものも関連をしてくるものかなとは思っておりますので、今後よく十分に検討して、町報にそういうものを掲載しても町民の皆さんに支障はないということが把握できれば、これについては載せていきたいというふうには思っております。

いずれにしても、人口減というものを町民の皆様にしっかりと認識してもらうということは必要でございますので、結婚をぜひ未婚の人はしてもらって、そして子供を何人もつくってもらってということで、町もしっかり子育て支援、婚活支援等もしっかり行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浦野政衛君） 2番、里見議員。

○2番（里見武男君） 今、町報の方で、先ほど私が言ったのは、中之条町は名前が出ていますけれども、これはプライバシーとかいろいろ問題ですけれども、人数ぐらいいれば、例えば今月25人減ってなんていうと、死んだ人かな、産まれてきた赤ちゃん差し引きかなと

か、そういうのは全然ちょっとわからないんで、町の様子というのは町報だけだと見えてこないんですね。ですから誕生された方、ご逝去された方が分かれば、ああ、こんなに亡くなっているんだとか、今、上毛新聞でお子さんの写真と言うけれども、あれは全然人数的には把握できませんので、そんなことでそういうふうにぜひやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的な名前等を掲載することもなく、人数を掲載するということがございますので、今後ともよく検討して、実施できれば実施してまいりたいと思います。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

2番、里見議員。

○2番（里見武男君） 先ほどの年1回の婚活イベントなんですが、去年は中止になっちゃったんですが、これからも引き続きやっていただけると思うんですが、しかしながら婚活支援事業のほかには何かやることがあるかなと思うんです。このままでいくと、人口減対策には全然効果がないと思うんですが、そういったことで最後に町長の意気込みをお聞きします。

○議長（浦野政衛君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ともかく東吾妻と言わず今、各自治体での大変な課題が人口減対策、少子化対策、若者の定住対策というふうに思っています。本当に町の大きな第1の課題だと捉えておりまして、今後も婚活から始まって、子育て支援から、そしてまた企業誘致から若者の雇用の場の創出等もしっかりと行って、東吾妻町将来目標に向かって取り組んでまいりたいと思います。今後も議員の皆様方のご支援もちょうだいしながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浦野政衛君） よろしいですか。

以上で里見武男議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（浦野政衛君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（浦野政衛君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浦野政衛君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（浦野政衛君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成30年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日に開会をされました本定例会におきましては、人事案件といたしまして、人権擁護委員推薦について1件、条例関係といたしまして、東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例についてなど13件、予算関係では、平成30年度一般会計予算など13件、その他6件、合わせて33件を提案させていただきました。また6日には、平成29年度一般会計補正予算の追加提案をお願いし、すべてを原案どおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。

今回の審議結果や一般質問などで多岐にわたるご意見や具申もありましたが、これらの状況を真摯に受けとめまして、今後、町政を執行する中で生かしていきたいと存じます。

なお、本会期で成立をいたしました平成30年度一般会計当初予算等の執行につきましては、引き続き経費の節減や効率的な運用に努めていきたいと考えております。

さて、いよいよ年度がわりの時期になりますが、東吾妻中学校では卒業式が13日に挙行されました。卒業式には議員各位にもご臨席を賜り、祝福の言葉をいただきました。卒業生の皆様にはさらなる飛躍と今後のご活躍をご期待いたします。

定例会終了後も公私ともにご多忙の日々を迎えることと存じますが、議員活動にご精励されるとともに、町の諸事業、諸施策の推進のため、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（浦野政衛君） 閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

3月5日に議長に選出をされました。執行部の皆様初め議員皆様のご協力のもと、閉会を迎えることができました。この場をかりて厚く御礼を申し上げます。

さて、平成30年第1回定例会は3月5日から本日までの12日間にわたり開催され、平成30年度当初予算8件、平成29年度補正予算6件、条例関係13件、その他6件の執行部提案に加え、一部事務組合議会議員の補欠選挙2件、請願書審査等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には7人が立ち、ここに終了することができました。

12日間にわたる会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心から御礼を申し上げます。

会議の中の発言には、町政を執行するにあたり参考になるものがあつたかと思います。新年度から始まる第2次総合計画に基づいた町づくりに、それらが十分に生かされてくるものと期待しております。

◎閉会の宣告

○議長（浦野政衛君） 以上をもって、平成30年第1回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時36分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 浦 野 政 衛

東吾妻町議会前議長 一 場 明 夫

東吾妻町議会副議長 根 津 光 儀

署 名 議 員 竹 淵 博 行

署 名 議 員 佐 藤 聡 一

署 名 議 員 根 津 光 儀